事　業　概　要

平　成　29　年　版

東京都北多摩南部建設事務所

ま　　え　　が　　き

　北多摩南部建設事務所は、多摩地域東部の７市（武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江、西東京）の区域を所管し、多摩地域の建設事務所の中で、区部と接する地域を管轄する唯一の建設事務所です。管内人口は約１２３万人で、多摩全体のおよそ３割を占め、多摩地区の発展のためにも重要な役割を担っています。

　東京都は、平成２８年１２月に「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン～」を策定し、「３つのシティ」を実現し「新しい東京」をつくることを目指して、都民ファーストの視点に立った、今後の都政の具体的な政策を展開しています。

　北多摩南部建設事務所は、多摩地域の発展を目指し、未来につながる都市基盤の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理、高度防災都市づくりの実現に向けた総合的な施策の展開に取り組んでいます。

　具体的には、多摩の道路ネットワークの形成に向け、主要な多摩南北道路である調布保谷線の整備、多摩東西道路である東京八王子線の延伸整備などを推進し、首都東京の渋滞解消、環境改善、防災性の向上を図っています。

　また、交差点すいすいプラン事業、無電柱化の推進、自転車走行空間の整備、街路樹の防災機能強化など安全で快適な道路環境の提供に取り組むとともに、石神井川の改修、野川の自然再生など災害に強く潤いのある河川整備を行っています。

　さらに、これらの整備に必要な事業用地の取得に重点的に取り組んでいます。

　道路・河川の整備、管理にあたっては、引き続き、地元市との連携の下、地域住民・都民の皆様の参加・協働も得ながら事業を積極的に推進していきます。

目　　　　次

Ⅰ 概　　要 …… 4

1 所管区域及び所掌事務 …… 4
2 事務所の沿革 …… 5

Ⅱ 機　　構 …… 6

1 組織及び分掌事務 …… 6
2 職員配置表 …… 9

Ⅲ 事　業　費 …… 10

1 平成29年度事業別予算 …… 10
2 平成28年度事業別決算 …… 11

Ⅳ 道　　路 …… 12

1 道路の現況 …… 12
2 道路の管理 …… 12
⑴ 区域決定（変更）等 …… 13
⑵ 道　路　占　用 …… 14
⑶ 道路台帳整備 …… 15
⑷ 境界確認・確定 …… 15
⑸ 道　路　監　察 …… 15
⑹ 道路上占用工事等の調整 …… 17
⑺ 通行車両の車幅の制限 …… 18
⑻ 事業予定財産等の管理 …… 18
3 道路・橋梁の維持補修 …… 18
⑴ 道路維持事業 …… 18
⑵ 橋梁維持事業 …… 19
⑶ 路面補修事業 …… 19
⑷ 道路緑化事業 …… 20
⑸ 道路施設整備事業 …… 20
⑹ 橋梁補修事業 …… 20
⑺ 交通安全施設事業 …… 20
⑻ 電線類地中化事業（現道内） …… 21

4　道路・橋梁の整備 …… 21
⑴　用地取得のあらまし …… 21
⑵　道 路 整 備 事 業 …… 23
⑶　街 路 整 備 事 業 …… 25
イ）多摩東西幹線【東京八王子線】…… 26
ロ）多摩南北幹線【調布保谷線・府中清瀬線・府中所沢線】…… 30
【調布保谷線】…… 31
【府中清瀬線】…… 36
【府中所沢線】…… 37
ハ）一般の街路整備 …… 38
⑷　橋 梁 整 備 事 業 …… 55
⑸　交通安全施設事業 …… 58
⑹　その他当所関連事業 …… 66

Ⅴ 河　　　　川 …… 68

1　河 川 の 現 況 …… 68
2　河 川 の 管 理 …… 69
⑴　河 川 占 用 等 …… 69
⑵　河川及び急傾斜地の監察 …… 71
3　河 川 の 整 備 …… 72
⑴　中小河川整備事業 …… 73
⑵　河川環境整備事業 …… 77
⑶　河 川 防 災 事 業 …… 78
⑷　河 川 維 持 事 業 …… 79
⑸　流 域 連 絡 会 …… 79
4　水　　　　防 …… 79

資　　料 …… 81
資 料 目 次 …… 81

Ⅰ　概　　　要

1　所管区域及び所掌事務

(1) 管　内　の　位　置

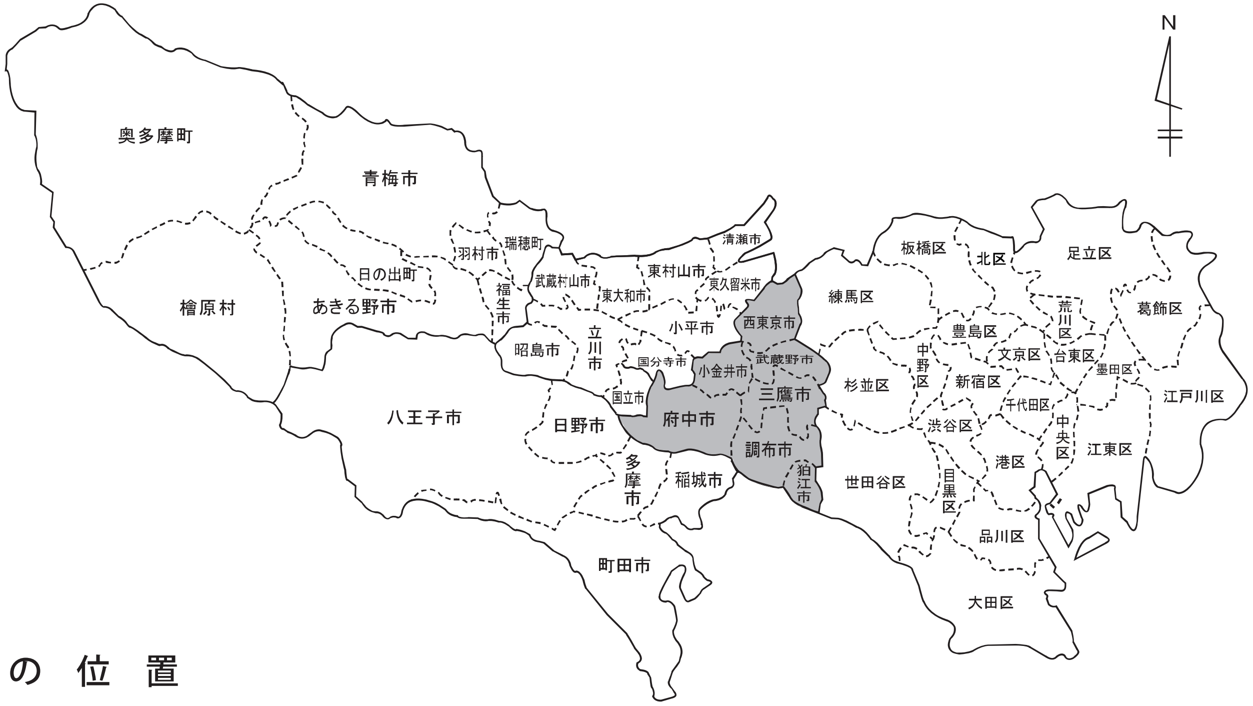

(2) 管　内　の　位　置

表－Ⅰ

（平成29年4月1日現在）

事項＼市名	武蔵野	三　鷹	府　中	調　布	小金井	狛　江	西東京	管内計	都との比　率	23　区との比率	多　摩との比率
面　　積(k㎡)	10.98	16.42	29.43	21.58	11.30	6.39	15.75	111.85	5.1%	17.8%	9.6%
人　　口(人)	146,085	189,782	261,077	233,635	123,143	81,895	201,241	1,236.858	9.0%	13.1%	29.2%
人口密度(人)(1k㎡当たり)	13,305	11,558	8,871	10,826	10,898	12,816	12,777	11,058	177.0%	73.6%	302.5%

(3) 所　掌　事　務

① 道路、橋梁の建設・整備

② 知事の管理に係る道路の維持・管理

③ 河川の改修、維持・管理

④ 道路事業及び河川事業に係る用地の取得

2　事務所の沿革

大正９年５月１日	北多摩郡役所内に、東京府府中土木出張所として併設された。
昭和17年６月30日	北多摩郡役所及び東京府府中土木出張所が廃止された。
昭和17年７月１日	東京府北多摩地方事務所が、府中町9,264番地（旧郡役所跡）に設置され、同所土木課として発足した。 なお、改修部門は、三多摩工事事務所として、西多摩・南多摩の同種部門と合併し、立川市錦町に新設された。
昭和18年７月１日	東京都制施行に伴い、東京都北多摩地方事務所土木課となり、北多摩全域を管轄した。その後、三多摩工事事務所の廃止により、改修工事部門が併合された。
昭和39年１月１日	東京都北多摩地方事務所が東京都北多摩事務所と改称された。
昭和39年８月１日	北多摩事務所の土木部門（土木管理・土木改修の２課）が分離独立し、建設局の組織に編入され、東京都北多摩建設事務所（庶務・管理・用地・工事第一・工事第二・工事第三の６課23係６工区）として同地に新発足した。
昭和45年12月	新庁舎建設のため、府中市8,220番地に仮移転した。
昭和47年２月	新庁舎完成により、同番地にて業務を開始した。
昭和48年４月１日	建設局の組織改正により、北多摩建設事務所及び第三特定街路建設事務所を統廃合し、現在地に東京都北多摩南部建設事務所（次長・庶務・管理・用地第一・用地第二・用地第三・工事第一・工事第二・補修の８課22係23主査７工区）、立川市に東京都北多摩北部建設事務所がそれぞれ設置された。
昭和55年４月１日	組織改正により用地第三課が廃止され、その業務は用地第二課に統合された。
昭和60年４月１日	組織改正により次長が廃止され、副所長が設置された。
平成２年２月１日	府中市区画整理事業に伴う住居表示により、府中市緑町１丁目27番地１となる。
平成８年４月１日	組織改正により専門副参事（用地取得担当）が新設された。
平成14年４月１日	組織改正により用地第三課が新設された。
平成16年４月１日	組織改正により５工区から３工区に再編された。
平成19年４月１日	組織改正により用地第三課が廃止された。
平成22年７月16日	管理職制度改正により専門副参事（用地取得担当）が用地専門課長へ改名された。
平成27年４月１日	組織改正により用地第二課が廃止された。
平成28年４月１日	「都庁人事・改革ポリシー」に基づき、係制が廃止された。
平成29年３月31日	「主要施設10か年維持更新計画」に基づく、庁舎改修工事が完了。

Ⅱ　機　　　構

1　組織及び分掌事務

組織は 、所長、副所長（庶務課長兼務）、６課、１用地専門課長、45 課長代理、３工区であり、職員数は 125 名（うち再任用９名）、一般職非常勤職員は 15 名である。

北多摩南部建設事務所

課	担当	主な分掌事務
庶務課	（庶務担当）	人事、給与、福利厚生、文書、公有財産・自動車管理、広報・広聴、その他庶務
	（経理担当）	歳入歳出予算、現金・有価証券・物品の出納保管、物品・資材の調達、契約、貸与被服、不用品の処分、進行管理
	（検査担当）	工事及び工事用材料等の検査
管理課	（道路管理担当）	道路区域の決定・変更、供用開始、道路の占用許可、道路占用料・負担金の徴収、事業用財産の管理、その他道路管理
	（道路台帳担当）	道路台帳の整備・保管、道路統計、道路区域・敷地の調査・測量、道路幅員証明、道路区域の標示・証明、境界確認・確定
	（河川管理担当）	河川等の調査・占使用許可、流水等の占用料・負担金の徴収、廃川敷地の処理、その他河川等管理
	（監察担当）	道路・河川等の監察、不法占用の取締、道路管理瑕疵による紛争処理
	（工事調整担当）	道路工事・道路占用工事の調整
用地課	（調整担当）	道路事業用地の取得及びこれに伴う損失補償に係る連絡調整
	（用地担当）(13)	事業用地の取得及びこれに伴う損失補償
用地専門課長		用地取得事務に係る専門的事項の助言・助力 特に所長の命を受けた事項

課	担当	事務
工事第一課	（工務担当）	道路・橋梁等の工事に係る工程管理・連絡調整・資料収集、市町村土木補助、都市計画法の規定に基づく周知及び相談
	（環境対策担当）	事業計画上の環境対策、工事施工上の環境問題等に係る協議・調整
	（設計総括担当）	道路・橋梁等の新設・改築に係る計画、調査、設計
	（設計担当）(2)	道路・橋梁等の新設・改築に係る計画、調査、設計
	（工事総括担当）	道路・橋梁等の新設・改築に係る工事、工事設計変更・精算の照査及び占用物件の移設、損害賠償
	（工事担当）(2)	道路・橋梁等の新設・改築に係る工事の施行及び監督、工事設計変更及び精算
	（測量担当）	道路・橋梁等の新設・改築に係る工事の測量、建築に係る道路境界線等の測量

課	担当	事務
工事第二課	（工務担当）	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事に係る工程管理・連絡調整・資料の収集、河川関係の市町村土木補助工事・都市計画法の規定に基づく周知及び相談
	（設計担当）	河川・急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査・設計
	（安全施設担当）	交通安全施設（一種事業）の工事に伴う調査・設計
	（工事総括担当）	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事、工事設計変更及び精算の照査並びに占用物件の移設、損害賠償
	（工事担当）	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事の施行及び監督、工事設計変更及び精算
	（維持担当）	河川の防災・しゅんせつ等の維持工事、災害復旧工事、工事設計変更及び精算の照査並びに占用物件の移設
	（測量担当）	河川・急傾斜地崩壊防止・交通安全施設（一種事業）の工事に係る測量、建築に係る河川境界線及び道路境界線の測量

補修課

（工務担当）	道路・橋梁等の維持補修工事に係る連絡調整・資料収集、道路占用・道路掘削の技術的指導
（設計担当）	道路・橋梁等の維持補修及び交通安全施設（一種事業を除く）の工事に係る調査設計
（工事担当）	道路・橋梁等の維持補修及び交通安全施設（一種事業を除く）の工事、街路樹・緑地帯等の調査設計・工事、工事設計変更及び精算の照査並びに工事に係る地下埋設物及び占用物件の移設
（街路樹担当）	街路樹・緑地帯等の調査設計・工事

工　区

表Ⅱ－1

工区名	所在地	所管区域	分掌事務
小金井工区 042（326）8862	小金井市貫井北町 ５－18－18	府中市 小金井市	１．工区内の測量及び調査並びに工事の施行及び監督 ２．前号工事の設計変更及び精算 ３．道路及び河川の構造及び機能の保全 ４．道路及び河川に係る占・使用許可申請書等の受理 ５．工区内所管事業用地及び建物の監視
調布工区 042（483）5011	調布市下石原１－19－４	三鷹市 調布市 狛江市	
西東京工区 042（465）4170	西東京市柳沢２－18－31	武蔵野市 西東京市	

2 職員配置表

表Ⅱ－2

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

課	担当名	管理職			一般職員								合計	一般職非常勤	総計
		事務		技術	事務		技術					技能労務			
		事務	事務（再）	土木	事務	事務（再）	土木	土木（再）	建築	電気	造園				
庶務課			1	1	9		1						12	1	13
	課長代理（庶務担当）				1										
	課長代理（経理担当）				1										
	課長代理（検査担当）						1								
管理課			1		9	1	2	1					14	8	22
	課長代理（道路管理担当）				1										
	課長代理（道路台帳担当）							1							
	課長代理（河川管理担当）				1										
	課長代理（監察担当）				1										
	課長代理（工事調整担当）						1								
用地課		2			27				2				31	0	31
	課長代理（調整担当）				1										
	課長代理（用地担当）				13										
工事第一課				1			21	1					23	1	24
	課長代理（工務担当）						1								
	課長代理（環境対策担当）						1								
	課長代理（設計総括担当）						1								
	課長代理（設計担当）						2								
	課長代理（工事総括担当）						1								
	課長代理（工事担当）						2								
	課長代理（測量担当）						1								
工事第二課				1			13						14	1	15
	課長代理（工務担当）						1								
	課長代理（設計担当）						1								
	課長代理（安全施設担当）						1								
	課長代理（工事総括担当）						1								
	課長代理（工事担当）						1								
	課長代理（維持担当）						1								
	課長代理（測量担当）						1								
補修課				1			11	1		1	1	2	17	1	18
	課長代理（工務担当）							1							
	課長代理（設計担当）						1								
	課長代理（工事担当）						1								
	課長代理（街路樹担当）										1				
工区	小金井工区						3	1					4	1	5
	小金井工区長						1								
	調布工区						3	2					5	1	6
	調布工区長						1								
	西東京工区						5						5	1	6
	西東京工区長						1								
合計		2	2	4	45	1	59	6	2	1	1	2	125	15	140

※課長代理は各課、工区長は各工区の内数である。

Ⅲ　事　業　費

1　平成29年度事業別予算

表Ⅲ－1

（単位：千円）

事業種別		執行予定額	内訳			摘要
			用地補償	工事	その他	
道路事業費		17,232,110	9,085,000	5,460,631	2,686,479	
建設	道路整備費	526,000	194,000	180,000	152,000	
	街路整備費	9,609,750	7,211,000	1,540,560	858,190	
	橋梁整備費	107,000	0	30,000	77,000	
	交通安全施設費	3,065,000	1,680,000	1,011,000	374,000	
	計	13,307,750	9,085,000	2,761,560	1,461,190	
維持補修	道路管理費	23,000	0	0	23,000	
	道路維持費	1,097,317	0	315,671	781,646	
	橋梁維持費	193,200	0	179,000	14,200	
	道路補修費	1,658,843	0	1,488,400	170,443	
	橋梁整備費	28,000	0	15,000	13,000	
	交通安全施設費	924,000	0	701,000	223,000	
	計	3,924,360	0	2,699,071	1,225,289	
河川事業費		1,224,130	222,000	725,430	276,700	
建設	河川防災費	42,430	0	32,430	10,000	
	河川環境整備費	10,000	0	0	10,000	
	中小河川整備費	962,000	222,000	622,000	118,000	
	砂防海岸整備費	0	0	0	0	
	計	1,014,430	222,000	654,430	138,000	
維持補修	河川維持費	209,700	0	71,000	138,700	
	水防費	0	0	0	0	
	計	209,700	0	71,000	138,700	
公園事業費		815,000	745,000	69,000	1,000	
建設	公園整備費	814,000	745,000	69,000	0	
維持補修	公園管理費	1.000	0	0	1,000	
合計		19,271,240	10,052,000	6,255,061	2,964,179	

2　平成28年度事業別決算

表Ⅲ－２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

事業種別		執行済額	内訳			摘要
			用地補償	工事	その他	
道路事業費		9,094,905	4,501,896	3,344,854	1,248,155	
建設	道路整備費	104,806	0	92,809	11,997	
	街路整備費	5,054,873	3,993,981	793,719	267,173	
	橋梁整備費	42,408	3,003	15,203	24,202	
	交通安全施設費	733,604	504,912	135,559	93,133	
	計	5,935,691	4,501,896	1,037,290	396,505	
維持補修	道路管理費	20,480	0	0	20,480	
	道路維持費	917,754	0	249,040	668,714	
	橋梁維持費	122,645	0	103,920	18,725	
	道路補修費	1,269,359	0	1,162,931	106,428	
	橋梁整備費	53,574	0	42,450	11,124	
	交通安全施設費	775,402	0	749,223	26,179	
	計	3,159,214	0	2,307,564	851,650	
河川事業費		488,572	69,866	166,461	252,245	
建設	河川防災費	0	0	0	0	
	河川環境整備費	4,881	0	0	4,881	
	中小河川整備費	317,479	69,866	109,672	137,941	
	砂防海岸整備費	0	0	0	0	
	計	322,360	69,866	109,672	142,822	
維持補修	河川維持費	138,205	0	33,048	105,157	
	水防費	0	0	0	0	
	河川防災費	28,007	0	23,741	4,266	
	計	166,212	0	56,789	109,423	
公園事業費		883,512	832,218	50,159	1,135	
建設	公園整備費	883,314	832,218	50,159	937	
維持補修	公園管理費	198	0	0	198	
合計		10,466,989	5,403,980	3,561,474	1,501,535	

その他	市町村土木補助費	681,751	0	0	681,751	
	用地会計	67,958	67,958	0	0	
合計		749,709	67,958	0	681,751	

総計	11,216,698	5,471,938	3,561,474	2,183,286	

※執行済額には、繰越額・本庁執行分も含む。

Ⅳ　道　　　路

1　道路の現況

道路は、交通機能という基本的な機能により都市基盤を形成し、都民の日常生活を支える基礎的な都市施設である。また、道路は各種の収容機能をもった公共空間であり環境形成空間としても重要な役割を担っている。しかし、東京都の道路の整備状況は、未だその役割を十分に果たすことが出来る状態には至っていない。

当所管内となる武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市・西東京市の７市の道路整備状況は、都市計画道路の完成率は区部が 64.7%、多摩地区全体は 59.7%であるのに対して、53%台にとどまり多摩地域の平均完成率からも立遅れており、道路の早期整備が強く望まれている。

道路率でみた場合、東京都全体で 8.5%、区部で 16.4%、市部は 9.2%と低い状態である。当所管内の国道、都道及び市道を含めた公道面積は、管内面積の約 11.8%（道路率）であり、図Ⅳ－１のとおりである。

このうち、当所で管理する都道は、主要地方道 17 路線、一般都道 25 路線（保谷狭山自然公園自転車道を含む）で、延長 170.98 ㎞であり、表Ⅳ－２に示すとおりである。

2　道路の管理

道路管理の目的は、道路を常に良好な状態に保ち、道路本来の機能を十分に発揮させるものである。

そのためには、道路の新設、拡幅、維持補修などの道路整備や適正な占・使用等の許・認可、都市計画事業に伴う道路管理者の同意、安全かつ適正な使用状況の点検などの監察等の管理業務が密接に連携することにより万全を期することができる。

また、都道の快適な環境づくりを目指し、これまでもさまざまな手法により都民との協働体制を行ってきている。平成 15 年度からは「東京ふれあいロード・プログラム」の導入により、歩道の清掃活動や緑化活動など、より一層の協働体制が図られ、現在 10 団体が認定されている。

図Ⅳ－１（管理者別道路面積割合）

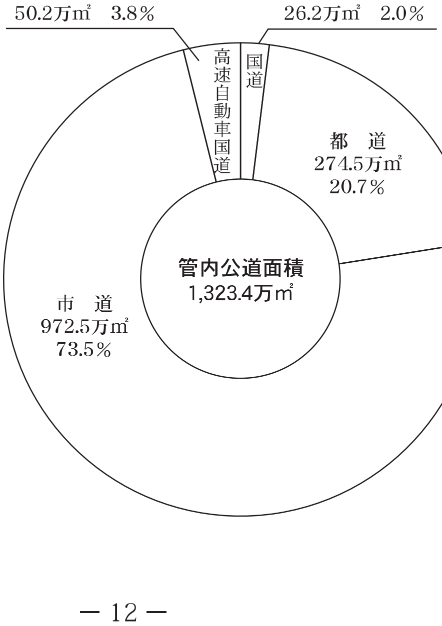

道路率＝11.8%

$$\left(\frac{\text{管内公道面積}}{\text{管　内　面　積}} = \frac{13.23\text{km}^2}{111.85\text{km}^2}\right)$$

表Ⅳ－１

道路率・道路平均幅一覧表

（平成 28 年４月１日現在）

各　市		武蔵野市	三　鷹　市	府　中　市	調　布　市	小金井市
道　路　率（%）		10.2	11.8	12.9	12.5	9.4
道路平均幅	全公道（m）	7.7	6.6	7.9	6.1	6.0
	都　道（m）	14.8	15.3	19.6	16.4	16.1

各　市		狛　江　市	西東京市	当所管内	市　部	都　全　域
道　路　率（%）		12.8	11.3	11.8	9.2	8.5
道路平均幅	全公道（m）	6.4	6.6	6.8	7.0	7.6
	都　道（m）	15.8	13.4	16.0	15.7	18.5

表Ⅳ－２

管内都道の実延長及び面積

（平成 28 年４月１日現在）

種別／市名	主要地方道		一般都道		計	
	延　長（m）	面　積（㎡）	延　長（m）	面　積（㎡）	延　長（m）	面　積（㎡）
狛　江　市	6,651	110,673	3,922	55,970	10,573	166,643
小　金　井　市	6,510	115,416	10,707	161,456	17,217	276,872
調　布　市	9,179	221,757	14,274	163,527	23,453	385,284
府　中　市	22,895	532,089	13,852	189,480	36,747	721,569
武　蔵　野　市	14,827	229,267	6,468	85,867	21,295	315,134
三　鷹　市	6,088	157,156	22,281	275,796	28,369	432,952
西　東　京　市	19,255	286,179	14,079	160,510	33,334	446,689
合　計	85,405	1,652,537	85,583	1,092,606	170,988	2,745,143

(1)　区域決定（変更）等

道路の拡幅や旧道に替えて新道を築造する場合、新たに道路となる部分を道路区域に編入し、不用となる部分を廃止することになる。

また、拡幅及び新道の築造工事がしゅん功すると、建設部署から引継ぎを受け、その道路を一般の交通の用に供するため供用開始の手続きを行う。

当事務所管内で平成 28 年度に告示された区域変更の件数は、次のとおりである。

種　別		件　数（件）	延　長（m）	面　積（㎡）
区域変更	編　入	2	477.43	4,948.09
	廃　止	2	272.01	3,555.93

⑵ 道 路 占 用

ア 占用許可

道路は、本来一次的には一般交通の用に供されるものであるが、電気、ガス、水道等の施設を収容する場所としての機能をもつ空間ともなっている。

これらの道路占用に際しては、道路本来の機能を阻害しないように十分検討し、必要な条件を付して占用を許可するとともに、これに伴う占用料の徴収事務を行っている。平成 28 年度の実績は、表Ⅳ－３及び表Ⅳ－４のとおりである。

イ 占用工事の監督

道路の掘さくを伴う占用工事（東日本電信電話・東京ガス・水道局等）は、各工区の指導監督のもとに施行している。原則として道路占用者の費用で原形復旧をし、監督に要する費用を占用者から監督事務費として徴収している。

表Ⅳ－３

平成 28 年度道路占用許可及び承認件数調書

工区別／企業別その他	小金井	調布	西東京	計
水道	63	84	57	204
下水道	51	70	32	153
東京電力	63	209	131	403
東京ガス	65	97	65	227
東日本電信電話	36	86	67	189
その他認定電気通信事業者	7	35	26	68
一般占用	130	199	248	577
自費工事	47	84	54	185
沿道掘削	5	3	2	10
計	467	867	682	2,016

表Ⅳ－４

平成 28 年度道路占用料収入額調書

件数・金額／年度	許可件数	収入額	備考
平成 28 年度	941 件	286,566 千円	※許可件数は、調定件数による。

表Ⅳ－５

平成 28 年度掘削復旧・監督事務費収入調書

件数・金額／年度	処理件数	収入額	備考
平成 28 年度	393 件	44,248 千円	※処理件数は、調定件数による。

⑶ 道路台帳整備

道路台帳は、道路の戸籍に相当するもので、図面と調書からなり、道路法の適用を法的に裏付けるもので、道路管理の基本となっている。

道路台帳は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図、道路敷地構成図及び各調書からなっており、当所における道路台帳平面図はおおむね整備されてはいるが、なお区域線等が不明の箇所もあるので、道路工事並びに民間からの申請等による境界確定、道路区域線標示の実施、工事による台帳平面図を補正する際、明確にするよう努めている。

道路敷地構成図は、昭和49年度から道路敷地調査測量を実施し作成を進めており、整備率は管内道路の86％に達している。

地下埋設物台帳平面図は道路工事、地下埋設工事の実施に伴い、各施行者からしゅん功図面及び調書の提出を求め、次年度に補正している。

表Ⅳ－6

道路区域証明等実績表

種別／年度	道路区域証明		道路幅員証明
	件数	延長	
平成28年度	8件	151 m	17件

⑷ 境界確認・確定

建設局が所管する公有地の土地境界確認・確定事務が、平成20年5月に各建設事務所に移管されたのに伴い、当事務所が所管する道路や河川といった公有物との土地境界確認・確定事務を公有物に隣接する土地所有者からの申出に基づき行っている。

表Ⅳ－7

境界確認・確定申出受理件数

種別／年度	道路	河川	計
平成28年度	119件	11件	130件

⑸ 道路監察

道路監察は、当所が管理している道路及び橋梁を常時良好な状態に保ち、道路本来の機能を維持し、安全かつ円滑な交通の確保をはかるため「道路・河川パトロールカー」で定期的に巡回し、異常の発見、通行の阻害除去を目的としている。

総延長170.98㎞を5区域に分け、各区域を週1回巡回することを目標としており、具体的な業務内容は道路法に定める禁止行為の排除、各種道路上工事の違法・違反行為等の改善指導、道路及びその附属物の損傷の早期発見・早期処置、道路上の不法占用物件の撤去や改善指導などである。また、道路上の管理瑕疵事故、各種の苦情・要望の処理も行っている。

平成28年度における道路監察は、延べ走行距離16.448㎞を実施し、具体的な内容は別紙のとおりである。（表Ⅳ－8）

なお、占用工事等の夜間工事について、特別夜間監察を平成28年度は2回（延べ走行距離104㎞）実施した。

表Ⅳ－８

平成28年度　道路監察実績表

監察パトロール実施状況	区分＼内容	回数	時間	延長	合同パトロール(内書き) 警察署	合同パトロール(内書き) その他
平常時	日常	381回	1,092時間	16,448km	0回	3回
平常時	夜間	2	10	104		
異常時		0	0	0		

	違反事項	取締り件数	措置状況 行政指導 口頭	行政指導 文書	行政指導 是正件数	監督処分 措置命令	監督処分 是正件数	その他の措置 措置内容	その他の措置 件数
不法占用等の監察	法32・1・1該当物件	0	0	0					0
	法32・1・4該当物件	1	0	0					1
	法32・1・6該当物件	14	11	0					3
	令7・1該当物件	57	41	3	34			調査等	13
	その他の不法占用物件	111	39	8	45			剪定他	64
	禁止行為	3,404	3	36	3			回収	3,365
沿道区域の監察		5	1	0	1			調査	4
車限令の監察	車幅違反								
	その他違反								

道路の損傷等の監察 区分＼内容	発見件数 パトロール	発見件数 その他	処理状況 緊急処理	処理状況 その他
道路	16	23	1	38
付属物	45	45	22	62

その他	放置自転車対策	その他特記事項	
	撤去回数　13回 撤去台数　23台	路上生活者警告件数　15件 特車取締指導　1回 自転車警告　36台	バイク警告　2台 家電４品目撤去　2台

道路上工事の監察

区分＼監査内容	監察箇所数	指摘箇所数	指摘件数	指導内容 掘削	指導内容 路面覆工	指導内容 保安施設	指導内容 復旧	指導内容 その他	措置状況 現場指導	措置状況 呼出指導	措置状況 始末書	措置状況 警告書	措置状況 措置命令
管理者工事	6	1	1					1	1				
承認工事	1												
東日本電電													
水道局	2		1			1						1	
下水道局													
交通営団													
東京電力	2	1	1					1	1				
東京ガス	2												
区市町村	2												
その他（交通局含む）	1	1	1					1		1			
計	16	3	4			1		3	2	1		1	

⑹　道路上占用工事等の調整

道路上で掘削を行う地下ライフラインの占用工事等は、沿道住民の生活環境や道路利用者の交通等に与える影響が大きく、無秩序に占用許可等を与えれば、生活環境の悪化や激しい交通渋滞を招くばかりではなく、道路の維持管理にも大きな支障となる。このため、占用工事等を行うライフライン企業者間や道路管理者等との間で道路上占用工事等の調整を行い、さまざまな合理化や効率化を図っている。北南建管内では、四半期ごとに道路管理者である当事務所が主催し、交通管理者や占用企業者等が参加する道路工事調整会議を開き、道路の無駄な掘り返しを規制したり、シールド工法や推進工法に代表される非開削工法の導入や複数の企業者が共同で工事を行う協働施工の採用を助言し、合理的で効率的な占用工事等の施工を目指して調整している。

しかしながら、依然として住民や道路利用者からの道路上工事に関する改善を求める声が多く、合理化や効率化に加えたさまざまな対策に取り組んでいくため、「東京都内の路上工事対策五箇年計画（平成 25 年度～ 29 年度）」を以下のように策定し、実践している。

①　路上工事時間の管理の徹底（道路工事調整会議での決定結果管理の徹底）

②　掘り返し抑制施策の推進（共同溝・電線共同溝の整備促進）

③　路上工事の施工体制の改善（工事作業員のマナーの改善等）

④　路上工事の情報提供の改善（工事看板や事業説明看板の改善等）

上記のうち、①では、占用許可条件を原則として道路工事調整会議で調整・決定された工事のみとする決定結果管理の徹底によって与えられた占用許可工事等のうち､現場での交通規制を伴う道路上工事について、８時間施工を１日として道路管理者を含む占用企業者別・月別に集計した昨年度の実績をグラフ化すると下図のようになる。

また、沿道の再開発等の大規模事業に伴い競合・輻輳する占用企業者の工程調整や、道路管理者が行う新設道路区間内のさまざまな調整は、別途調整会議を適宜開催することで、より細かい調整を図っている。

平成28年度 道路上工事に伴う月別交通規制日数

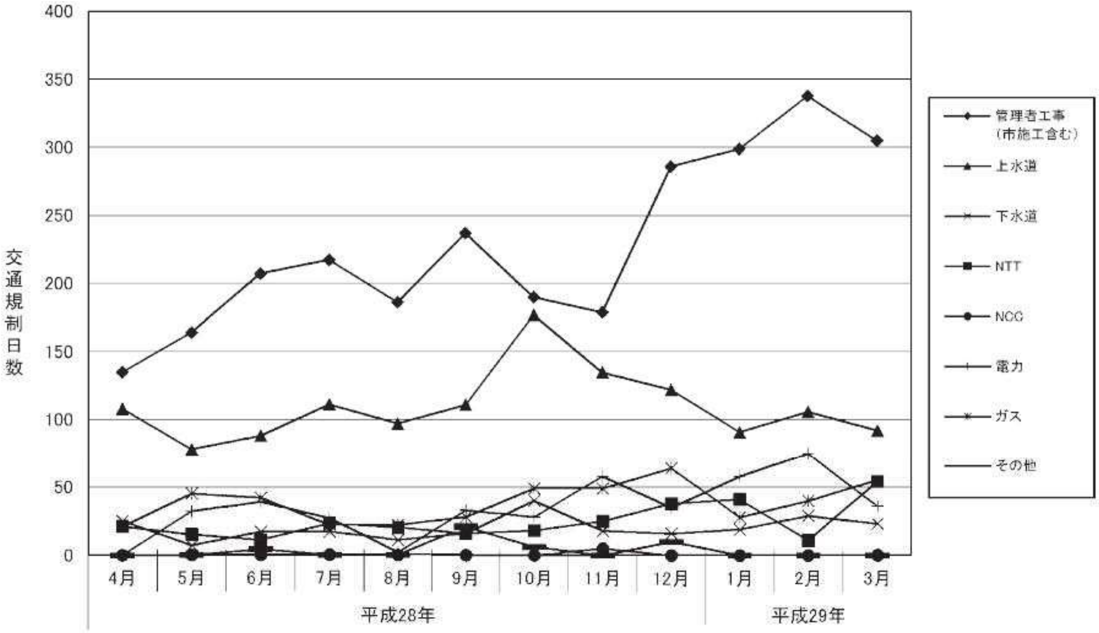

⑺　通行車両の車幅の制限

交通の危険を防止し、道路と通行車両の合理的調和を図るため、車両制限令に基づき車両制限箇所を設置し、通行車両の認定や適時指導を行っている。

路　線　名	規　制　箇　所		規制区間延長（m）	規　制　幅（m）
	起　　点	終　　点		
主 25 号	西東京市下保谷４－14地先	西東京市下保谷４－６地先	330	1.30
一 110 号	府中市若松町３－５地先	府中市紅葉丘３－42地先	1,700	2.00
一 114 号	狛江市元和泉２－13地先	狛江市元和泉２－１地先	550	1.70
一 118 号	調布市仙川町１－14地先	調布市仙川町２－５地先	400	2.00

（注）　主は、主要地方道　　一は、一般都道

⑻　事業予定財産等の管理

管理する財産には、事業予定財産、先行取得地、事業残地等がある。

これらの財産については、「公有財産規則」及び「局所管公有財産管理要綱」に基づき本来の行政目的に供するまでの間、ゴミの投棄や不法使用を防止するため管理柵を設置し、除草を行い、定期的な監察により適正な管理を行っている。

なお、事業予定財産等については、歩行者用通路、駐車場等に活用し、有効利用を図っている。

３　道路・橋梁の維持補修

道路、橋梁の維持補修事業は、道路を常時良好な状態に保つことにより、一般交通に対して安全かつ円滑で快適な道路空間を提供するとともに沿道環境の保全を目的としている。

近年、増大する自動車交通量とその大型化により、道路の損傷やこれに起因する騒音、振動の発生が道路管理上の大きな課題となっている。

このような状況下にあって、沿道環境の保全を図るため、道路・橋梁の維持補修はもとより、道路付属物の保守に努めるとともに環境整備の一環として道路緑化を推進している。

なお、道路占用工事等においては、復旧方法の良否が舗装等の耐久性や騒音・振動等に著しく影響するため、事故防止を含め適切な技術指導を行っている。

⑴　道 路 維 持 事 業

道路維持事業は、道路の機能を保持するために行うものであり、小さな破損のうちに修理し、交通の安全

と環境の保全を図るために日常的に行う事業である。

道路機能保持による環境保全はもとより道路の破損による交通事故の防止からも、一日もおろそかにできない重要な業務である。

その業務内容は、路面の局部的な破損や道路付属物（道路照明・防護柵・街路樹等）の不具合い箇所を緊急に修理する維持工事とともに側溝・ます類の浚渫・路面清掃・緑地管理及び降雪対策等広範囲の委託作業を実施している。また、「2020年の東京」への実行プログラム事業として実施してきた道路照明の水銀ランプから省エネ型照明（セラミックメタルハイドランプ等）への転換事業については平成25年度中に完了した。現在は機器の更新に合わせて、更なる省エネルギーに向けたＬＥＤ化への転換を図っている。

ア. 巡 回 点 検

調布工区配属の職員による直営巡回点検班と民間委託された西東京工区の巡回点検班の２班体制により管内全ての都道を巡回車で定期的に巡回し、道路・橋梁の破損箇所の早期発見に努めるとともに事故防止のための緊急処置を行っている。

イ. 単価契約等による請負施工

巡回点検班や関係機関から報告のあった道路や道路付属物の破損箇所の修理を行うための維持工事は、総価契約及び単価契約による請負施工により実施している。また、単価契約では休日や夜間の応急措置等に対応するため、請負業者が緊急出動できる体制を整えている。

⑵ 橋 梁 維 持 事 業

近年の交通量の増大と車両の大型化により、橋梁の構造に与える影響は過酷なものとなってきている。特に、橋面舗装及び伸縮継手等の破損が甚だしいため、これらを重点的に修繕している。また、鋼橋（歩道橋含む）の腐食防止等を図るため、計画的に塗り替えも行っている。

本年度は、一般橋では多摩川原橋ほか２橋の橋面舗装工事をはじめ、歩道橋では深大寺大橋ほか１橋の橋面舗装工事と桜堤歩道橋ほか５橋の塗装塗替工事を予定している。

⑶ 路 面 補 修 事 業

道路は、自動車及び歩行者・自転車等の通行に支障のないよう常に良好な状態に保全するため維持修繕することが求められている。

しかしながら、舗装は一般の交通に供用された時点から、交通や気象条件等の外的作用を常に受けており、一旦舗装体に破損が生じると加速度的に損傷が増大していく。このため、耐用年数が過ぎて維持作業が困難になった箇所、交通量の増大に伴う路床・路盤の支持力不足や大型化した車による舗装の変形等により供用性の低下した箇所について、路面性状調査の結果や沿道状況、陳情苦情等をもとに、総合的に判断し、計画的に補修を行っている。本年度の路面補修は、主３号（世田谷通り）他15箇所について約8.9㎞、83,910㎡の事業を行う予定である。

また、路面補修事業に合わせ、歩道改善３箇所（主７号他）、1.7㎞も実施していく。

⑷　道路緑化事業

街路樹の緑は快適でうるおいのある環境づくりに不可欠であり、都市景観の向上と環境の保全等を目的としての緑化推進に努めている。

また、道路に植栽されている街路樹及び植栽帯は、制約された条件下での成育を余儀なくされており、路線ごとにきめ細かな管理を行っている。

整備事業としては、平成 19 年度から東八道路、新小金井街道等において並木復活事業として複合植栽等の再整備を実施、平成 21 年度からは、緑倍増計画として井の頭通り、所沢府中線、川崎府中線、鶴川街道、府中相模原線等の８路線において街路樹の充実事業を実施してきており、平成 27 年度に終了した。

なお、平成25年度からは、街路樹の健全化を図るため、「大径木再生大作戦（2020 年の東京）」に着手し、平成29年度は、東八道路、新府中街道、新小金井街道、三鷹通り及び小金井街道において実施する予定である。そして、平成27年度からは診断結果で不備となった樹木について伐採・再植栽工事を行っている。

⑸　道路施設整備事業

道路排水場、地下道及び道路の一般構造物の保全のため、施設健全度調査の結果に基づく改修を行うほか、地下道や立体交差部における環境の向上を目的とした事業である。

本年度は、府中栄町アンダーパス（主 14 号東八道路）において冠水表示板の更新及び小柳排水場（主９号）他１箇所の発電設備改修工事を実施する。

⑹　橋梁補修事業

日常行われる維持管理とは別に、周辺環境の変化や火災などの突発事故等から橋梁が損傷し、劣化した場合に、架設当初の性能に復元する「補修」とともに適用基準の変更や当初設定より高い性能が要求される状況となった場合、性能（機能）を向上させる「補強」を実施している。本年度は、府中四谷橋取付高架橋の補修工事を実施する。

⑺　交通安全施設事業

交通安全施設事業は、安全で快適な道路空間を確保するため、不可欠なものである。また、街路灯や道路標識などの施設は、交通安全上からも重要な役割を担っている。

街路灯は夜間における通行車両の安全確保はもとより、防犯や都市景観の向上などにも寄与する重要な施設である。本年度は更新とともに照度の充実を目的に、主14号（東八道路）において、更なる省エネ化を目指して13基のＬＥＤ化を行う予定である。

道路標識は、車両の円滑な走行を図るため、適切な情報を提供する施設である。本年度も、案内標識等を設置する予定である。

滑り止め舗装、区画線、視覚障害者誘導用ブロック、防護柵などの安全施設についても地元住民及び警察署等からの要望に適切に応え実施している。

東八道路の三鷹通り～小金井街道間の 5.5 ㎞について、歩道を車道側に拡げ、合わせて電線類を地中化し、安全で快適な自転車走行空間を整備する東八道路リフレッシュ事業を平成 20 年度より実施しており、引き続き平成 29 年度も実施する。

また、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、自転車がより安全に回遊できるよう、自転車推奨ルートの整備を進めており、平成 29 年度は天文台通りの約 1.4 ㎞を整備する予定である。

⑻　電線類地中化事業（現道内）

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、高度情報化社会への対応やライフラインの安全性向上などの観点から主要幹線道路を中心に計画的に推進している事業である。

平成 29 年度は、主 14 号（東八道路）において、調布市深大寺東町５丁目〜深大寺東町８丁目他１箇所で延長 1,060m の電線共同溝設置工事を予定している。

４　道路・橋梁の整備

東京都では､東京の新しい道路づくりに向けて､①｢活力｣都市活力の強化､②｢防災｣都市防災の強化､③｢暮らし｣安全で快適な都市空間の創出、④「環境」都市環境の向上の四つの基本目標を設定し、東京の将来像や広域的な課題に加え、地域の将来像や地域的な課題を踏まえて、今後 10 年間（平成 28 年度から平成 37 年度まで）で優先的に整備すべき路線を平成 28 年３月に策定した。（東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画））

北多摩南部建設事務所管内は、21 路線約 22.8 ㎞が第四次事業化計画に選定されたのを受け、計画的に事業を進めていく。

また、多摩川中流部に架かる関戸橋は、多摩地域の交通を支え、防災上も重要な役割を担っているが、架設から約 80 年が経過し老朽化が進んでいる。そのため、平成 27 年度より仮橋設置工事に着手し、下流橋の全面架け替え及び上流橋の一部架け替え事業を南多摩東部建設事務所と協力して進めていく。

さらに､少額の投資で比較的短期間のうちに事業効果の期待できる交差点改良事業（すいすいプラン）や、歩道設置などの交通安全施設事業を実施し､地元の強い要望に応えている。

当所における、道路や橋梁の整備は、道路整備事業・街路整備事業・橋梁整備事業及び交通安全施設事業の４手法で行っている。

また、道路は交通及び物流基盤としての機能に加え､環境との調和、ライフラインの収容空間、防災施設などの高度な機能を併せ持つことが求められている。そのため、道路・橋梁の整備にあたっては、こうした点を踏まえ、より安全で快適に利用できる道路づくりを目指し取り組んでいる。

⑴　用地取得のあらまし

①　道路用地取得の現況

当所管内は、市街地化の進行に比較して、道路網の整備が全般的に遅れている。道路を整備し円滑な交通を確保するため、東西方向の幹線道路整備事業として、西東京３・３・14 号線及び府中３・２・２の２、国立３・３・２号線がある。また、南北方向の幹線道路整備事業として、三鷹３・２・６、武蔵野３・３・６、西東京３・２・６号線（調布保谷線）があり、これらの事業用地の取得を行っている。また、幹線道路以外の街路整備事業としては調布３・４・17 ほか 13 路線、道路整備事業として主 11 号線（狛江通り）ほか１路線で用地取得を行っている。

また、交通安全施設事業のうち多摩地域を中心とした「交差点すいすいプラン」として、主７号線（武蔵野中央、関前三丁目）や都道 121 号線（下布田）などが、交差点すいすいプラン以外の交通安全施設

事業としては、歩道設置事業の都道112号線（ひばりが丘停車場線）や都道110号線（人見街道）などがあり、計17路線で用地取得を行っている。

当所管内は多摩部にあるとはいえ区部と接しており、多摩・区部双方の特徴を併せ持つ路線が多い。近年は公共事業に対する住民意識の変化や移転先確保の困難性、大型マンションの存在等による権利関係の複雑化などから、用地取得がいっそう困難化する傾向にある。

「交差点すいすいプラン」のように交差点付近の改良に伴う用地取得では、商業ビルが密集しており、借地や建物賃貸借などの複雑な権利関係がある敷地のほか、区分所有建物敷地が取得の対象となっており、権利調整や多数の関係人との同時契約などの解決困難な課題が生じている。さらに交通安全施設事業等において土地収用法を活用するためには、事業認定手続きを経る必要があり、その手続きが隘路となり、収束案件の解決に多大な時間と労力を要している。

一方、土地収用法が適用となる都市計画道路事業では、相続による権利者の確定などに時間を要する案件も少なくない。また、相続税納税猶予農地についても、有効な手立てが講じられずにいる。

路線ごとに、工事部門と整備計画を調整しながら優先順位を付け、工事に直結する用地取得を進めることが重要となっている。

②　用地（土地）取得と物件等の移転補償

公共事業を施工するための用地取得及びこれに伴う損失の補償に関する事務は、住民の財産権に重大な影響を及ぼすことになる。そのため、用地取得事務を遂行するにあたっては、適正かつ公平な補償に向けて常に細心の注意を払う必要がある。

用地事務の主な内容には、土地価格の評価、建物・工作物・営業等の調査及びこれらに係る損失補償額の算定、土地所有者・建物所有者・借家人等関係人との折衝などがある。用地の取得は土地所有者をはじめとする関係人と十分協議を重ね、その理解と協力を得たうえで、土地売買契約・物件移転補償契約等を締結して行っているが、それでもなお、理解と協力が得られないときは、事業用地の非代替性から、やむを得ず土地収用制度を用いて解決を図っている。

また生活再建を側面から支援するため、代替地あっせん、都営住宅のあっせん、移転資金の貸付等の制度がある。また、税金についても、譲渡所得に対する課税の特例措置および不動産取得税の軽減措置がある。

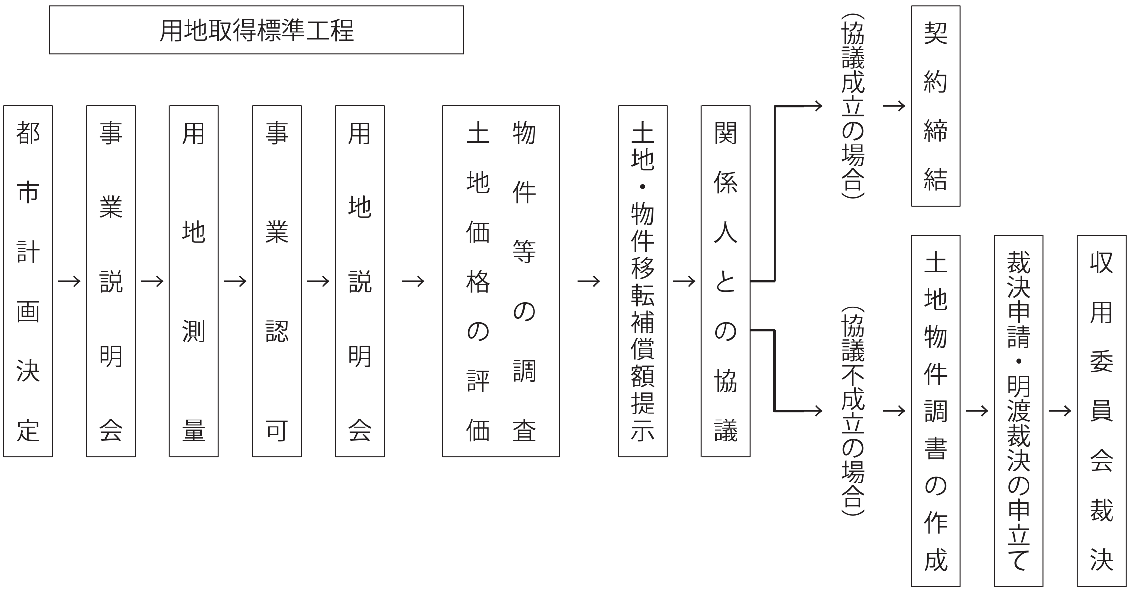

⑵ 道路整備事業

「道路法」に基づいて道路・橋梁の整備を行う事業で、主に地域の幹線道路で既存の道路幅員の狭い区間の渋滞等を解消するための事業である。

① 主要地方道大田調布線（第 11 号）【狛江通り】

本路線のうち狛江市東和泉一丁目（世田谷通り交差点）から調布市国領町四丁目の国領駅南口再開発関連区間までの延長約 2,970 m、都市計画幅員 16 mについて、道路整備事業として整備を行っている。

このうち、狛江市役所前から西へ 560 m（松原交差点）までのⅠ期区間は、平成11年度までに整備が完了しており、以西延長450mまでのⅡ期区間も、平成12年度に整備が完了した。狛江市役所東交差点から同市東和泉一丁目（世田谷通り交差点）までの延長約410mのⅢ期区間については、平成８年度から事業に着手し、平成 14 年度に電線共同溝と併せて工事着手して、未取得地を除き平成 19 年度に完了した。

また、国領駅南口再開発関連区域延長約 150 mを含めた東側へ延長 600 m（国領町八丁目交差点）については、多摩建設事務所の現体制では計画的事業執行が困難な特定路線として、地元要望に早期に答えるため、『多摩地域に於ける道路事業用地の（財）新都市建設公社委託について』の方針に基づき、事業の一部を平成３年８月建設局長及び新都市建設公社理事長の間で基本協定を締結し、用地先行買収委託した箇所である。平成４年度に測量に着手し、平成６年度に用地取得に着手した。平成 12 年度末、当事務所が取得用地の引継ぎをうけ、Ⅳ期区間として平成 13 年度に工事着手した。

緑野小前交差点から国領町八丁目交差点までの延長 980 mのⅤ期区間（中和泉）については、平成 15 年 11 月 28 日に事業説明会を行い、測量を実施した。平成 17 年７月に用地説明会を行い用地取得に着手し、平成 18 年度に工事着手した。

今年度は、Ⅴ期区間（中和泉）において、平成27年度に実施した緑野小前交差点から西側130m区間の道路改修工事及び電線共同溝整備工事に引き続き歩道舗装工事を実施する。また、Ⅵ期区間（国領Ⅱ期）において、旧甲州街道から280m区間の道路改修工事及び電線共同溝整備工事を実施している。

〔用地〕

Ⅲ期区間については、平成８年度から用地取得に着手し、平成 24 年度末の執行率は約 99％で、Ⅳ期区間については、平成６年度から用地取得に着手し、平成 18 年度末に用地取得を終了した。

Ⅴ期間については、平成 17 年度から用地取得に着手し平成 28 年度末の取得率は約 94％となっている。今年度も引続き用地取得を推進する。

計画断面図

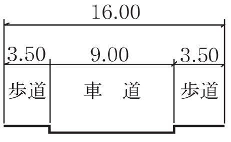

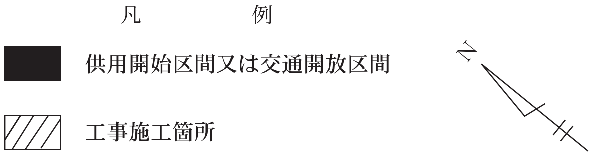

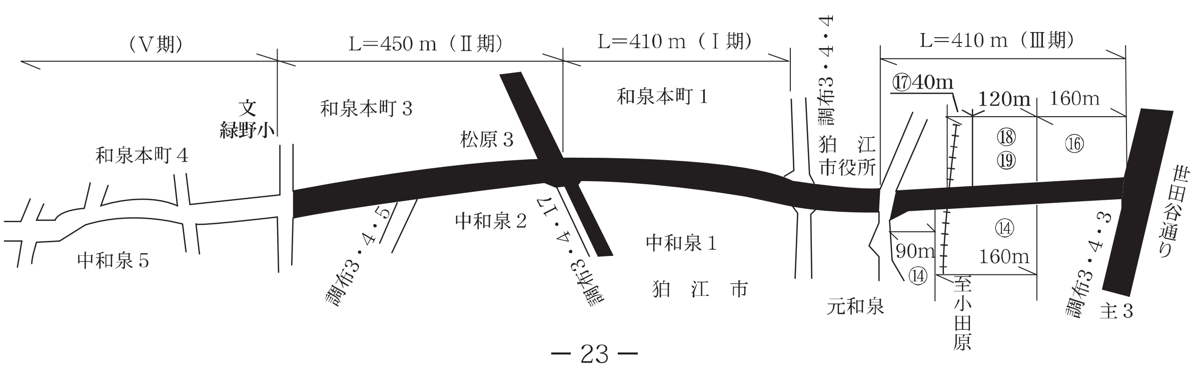

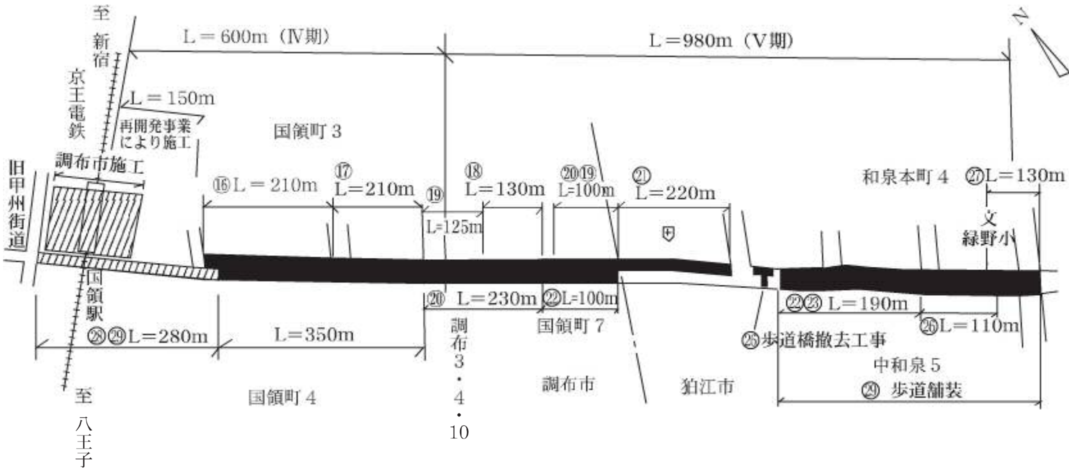

② 主要地方道府中清瀬線（第 15 号）【小金井街道】

当該区間は、用地取得について（財）新都市建設公社に委託した路線であり、小金井市道（小金井3･5･5号線）北大通り線交差点以北玉川上水までの区間延長約800mで、平成４年度現況測量に着手した。平成12年度末、当事務所が取得用地の引継ぎを受け、平成13年度に電線共同溝工事に着手し、平成17年度までに小金井橋の架替工事と取付け区間を除く延長約645mの整備が完了した。

玉川上水に架かる小金井橋はレンガによるアーチ橋で昭和の初期のものとされ、今回の拡幅整備計画を知った地元住民団体及び地元市からも架替にあたり、「東京都歴史環境保全地域」に指定された玉川上水を横断する橋梁として歴史的文化的価値を十分認識した上で、景観や周辺環境に配慮した整備の要望が出されており、平成12年度から地元市をはじめ地元住民団体など、意見交換しながら整備内容について協議を進めた。

一方、玉川上水は国の史跡として平成15年８月27日に文部科学省から指定を受けていることから、平成18年３月に、現状変更等許可申請を行い、平成18年５月19日に許可を受け、平成18年度から２ヵ年にわたる架替工事を実施し、橋梁及び取付け区間が完成した。

〔用地〕

残事業２％について、土地収用法に基づき、平成 17 年度に用地取得を終了した。

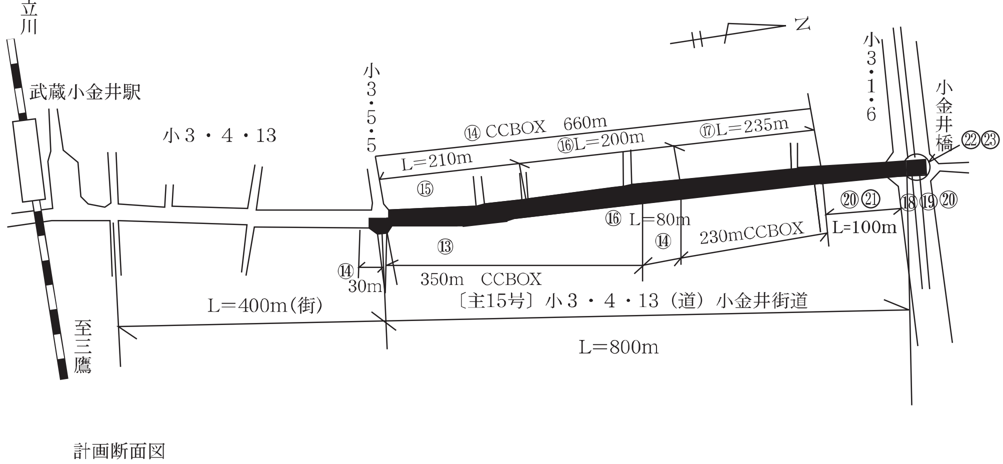

計画断面図

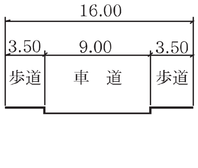

凡　　例

■ 供用開始区間又は交通開放区間

③　一般都道東大泉田無線（第 233 号）

本路線は、西東京市を南北に通る都道で交通量が多いが、幅員 1.5 mの歩道が片側にあるだけで、歩行者の通行が非常に危険な状態にある。

西東京市泉町三丁目（主 36 号交差点）から同市中町一丁目（一般都道 234 号交差点）の区間延長 1,000 mの中間部には西東京市役所保谷庁舎があり、利用する市民の安全確保のため市長からも整備の促進について、強い要望が出されている箇所である。

Ⅰ期・Ⅱ期区間 750 mについては、平成 6 年度に拡幅整備事業に着手しており、市役所前約 300 mについては、平成 11 年度に完成し、平成 15 年度にⅠ期区間が完成した。Ⅱ期区間は、Ⅲ期側約 10 mを除き、平成 18 年度に完成した。

Ⅲ期については、地元の要請を受け平成 11 年度に用地測量を行った。

平成 25 年度に、東側 250 mの歩道舗装工事を実施し、Ⅱ期区間が完成した。

今年度は、Ⅲ期区間の西側 150 mの歩道工事を予定している。

〔用地〕

Ⅰ・Ⅱ期については平成 6 年度から用地取得に着手、Ⅲ期については、平成 14 年度から用地取得に着手し 、平成 28 年度末の全区間の取得率は約 96%となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。

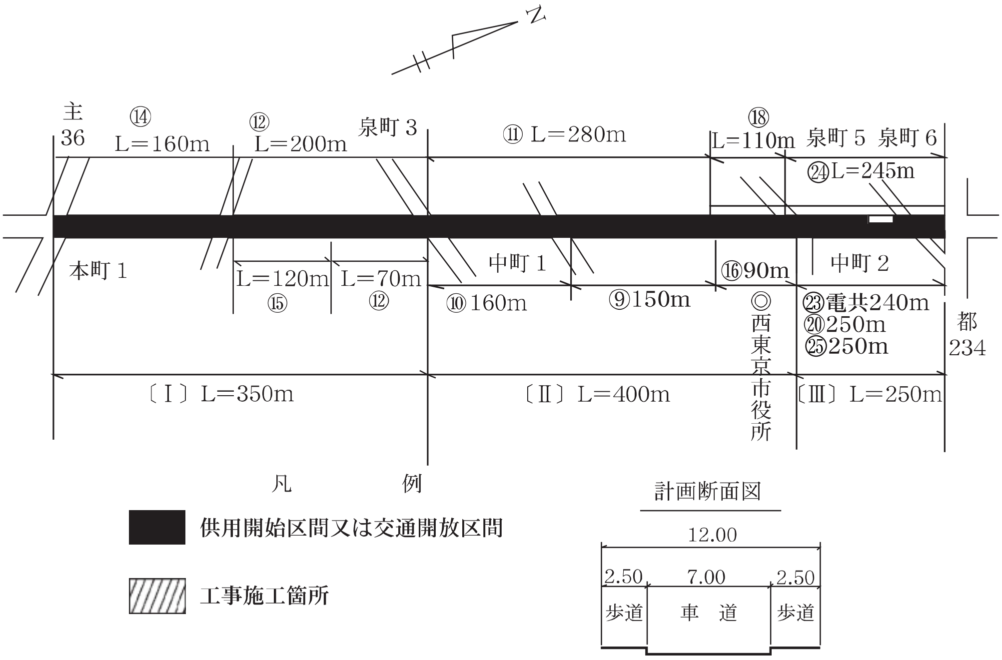

⑶　街路整備事業

街路整備事業は、「都市計画法」に基づき、道路・橋梁を都市計画事業の認可を受けて行う事業であり、当所では、多摩地域に於ける主要幹線道路及び地域の街づくりに寄与する道路を重点的に整備している。

特に当所においては、多摩地域における主要幹線として多摩東西幹線（東京八王子線）及び多摩南北幹線（府中所沢線・調布保谷線）を担当している。

イ）多摩東西幹線【東京八王子線】

東京八王子線は、区部放射５号線（千代田区麹町一丁目から杉並区久我山三丁目）のうち、杉並区下高井戸五丁目（下高井戸陸橋）から三鷹市牟礼一丁目（牟礼橋）までの延長約 3.5 ㎞を含め多摩地区における国道 20 号線（甲州街道）のバイパスとして計画されている。

延長は、三鷹市・府中市・小金井市・国立市・日野市及び八王子市を経由して、八王子南浅川町（首都圏中央連絡自動車道南浅川インター）間延長約 34.2 ㎞である。

当所の担当区間は、都市計画区域三鷹・府中・小金井及び国立の一部、延長約 14.4 ㎞である。

調布３・４･26 号線（三鷹通り）交差点から、小金井３・４・７号線（新小金井街道）交差点間延長約 5.5 ㎞は平成 10 年度以前に車道を６車線で開放しており、平成 11 年７月には三鷹３・５・15 号線（むらさき橋通り）交差点から調布３・４･26 号線（三鷹通り）交差点間延長約 0.5 ㎞と小金井３・４・７号線（新小金井街道）交差点から府中３・３・８号線交差点の区間 3.5 ㎞、合計４㎞については車道を４車線とし、三鷹３・５・15 号線（むらさき橋通り）交差点以東 1.7 ㎞については、下り方向は車道２車線、上り方向は下本宿通りに合流することから片側１車線で開放し、平成 14 年度には、三鷹３･５･15 号線以東 0.8 ㎞区間について、上り車線を２車線化し、この区間を４車線化した。平成 22 年度末において、当所担当区間延長約 14.4km のうち 12.1km が完成し、84％の完成率となっている。

東側未整備区間のうち、三鷹３・４・12 号線以東 500 m区間は平成 12 年３月事業認可を受け事業中である。残り区間については、放射５号線と一体として、「総合環境アセスメント」試行事業箇所として、東京都は平成 11 年 11 月に発表し、「環境配慮書」の地元説明会を平成 14 年７月に行い、手続きを進めてきたが、放射第５号線と切り離し、既定の都市計画幅員 30 mで平成 14 年度現況測量、15 年度用地測量を実施し、平成 16 年５月に事業認可を受けた。

また、西側残り区間、府中・国立地区の延長約1.3㎞は、平成19年11月に都市計画変更素案の説明会を開催し、平成21年10月に都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会を開催、平成22年12月に都市計画幅員が変更（28m→36m）され、平成23年７月５日に事業認可を取得、平成27年11月にアセス手続きである着工届を提出、工事に着工した。

平成 29 年３月 31 日現在

東京八王子線の整備事業

路　線　名	計画延長m	完成延長m	完成率％	事業中延長	未着手延長	備　　考
三鷹３・２・２	6,570	5,570	85	1,000	0	
府中３・２・２－１	1,470	1,470	100	0	0	
小金井３・２・２	1,810	1,810	100	0	0	
府中３・２・２－２	4,320	3,290	76	1,030	0	
国立３・３・２	270	－	－	270	0	
合　　計	14,440	12,140	84	1,300	0	

東京八王子線概要図

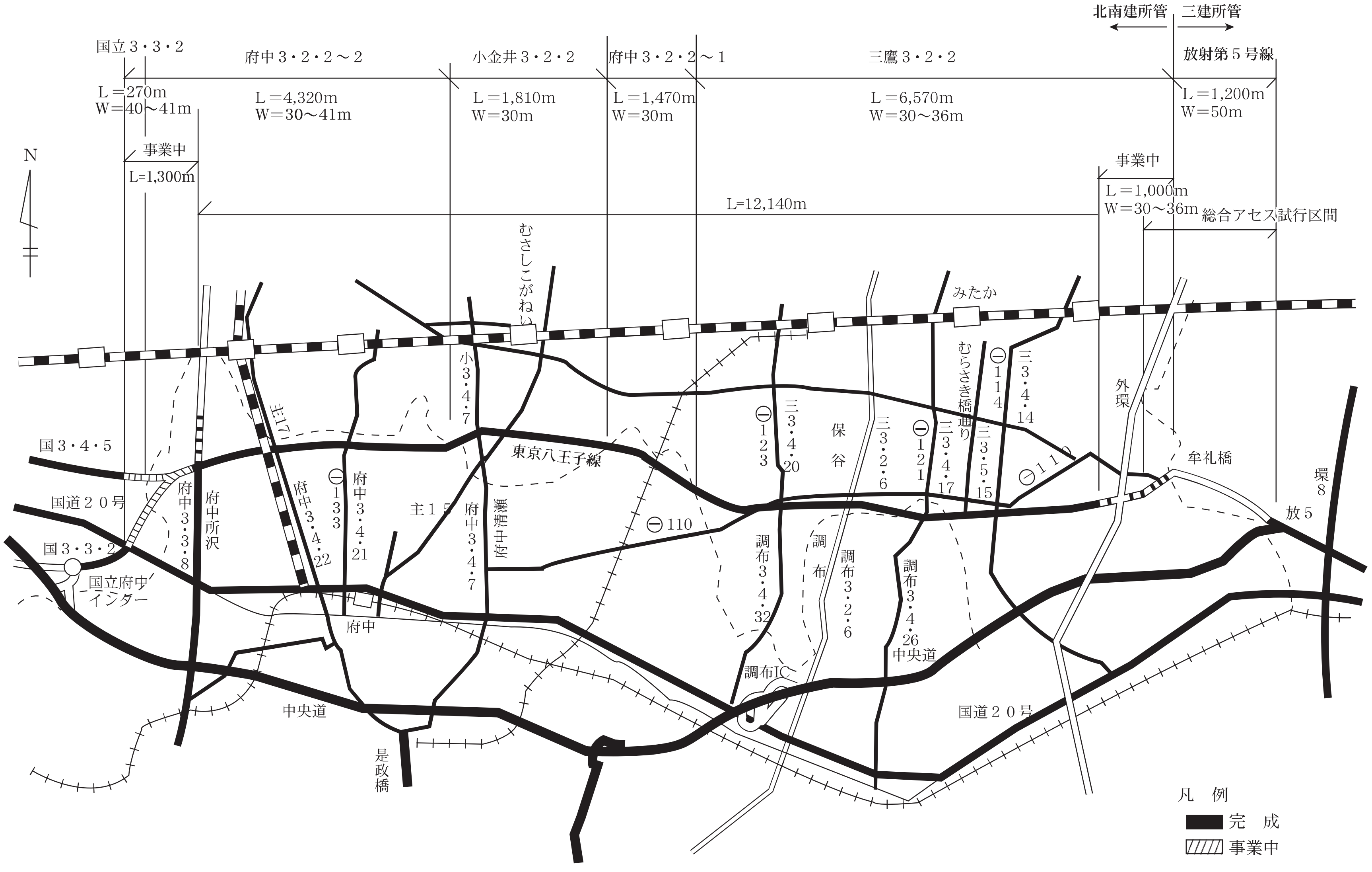

北南建所管
三建所管
国立3・3・2
府中3・2・2～2
小金井3・2・2
府中3・2・2～1
三鷹3・2・2
放射第5号線
L＝270m
W＝40～41m
L＝4,320m
W＝30～41m
L＝1,810m
W＝30m
L＝1,470m
W＝30m
L＝6,570m
W＝30～36m
L＝1,200m
W＝50m
事業中
L=1,300m
L=12,140m
事業中
L＝1,000m
W＝30～36m
総合アセス試行区間
N
むさしこがねい
みたか
外環
牟礼橋
環8
放5
国3・4・5
国道20号
国3・3・2
国立府中インター
府中3・3・8
府中所沢
主17
府中3・4・22
㊀133
府中3・4・21
主15
府中3・4・7
府中清瀬
小3・4・7
東京八王子線
㊀110
㊀123
三3・4・20
保谷
調布3・4・32
調布
調布3・2・6
三3・2・6
㊀121
三3・4・17
むらさき橋通り
三3・5・15
㊀114
三3・4・14
㊀110
調布3・4・26
中央道
調布IC
府中
中央道
是政橋
国道20号
凡例
完成
事業中

①　三鷹都市計画道路３・２・２号東京八王子線（主 14 号）【東八道路】

三鷹地区の残り区間延長約 1,000 ｍのうち、西側 500 ｍⅠ期区間については、平成 10 年度現況測量、平成 11 年度用地測量を行い、片側１車線及び停車帯の暫定整備として、平成 12 年３月事業認可を受け、同年７月に用地説明会を行い、用地取得に着手した。

平成 22 年度は、新川交番前交差点から西側Ⅰ期区間 200 ｍを含む延長約 1.2 ㎞の４車線化工事と、西側区間の街路築造工事を実施した。なお、西側Ⅰ期区間の車道部のうち 300 ｍは、東側Ⅱ期区間の整備時期を整合させる等の理由から暫定形で整備している。

残る東側 500 ｍⅡ期区間については、隣接する放射５号線と合わせ、平成 12 年より総合環境アセスメント制度の試行を進めてきた。

その結果、沿道環境への影響を配慮するとともに、隣接する区間の幅員を考慮し、既定の都市計画幅員 30 ｍとして整備することとなった。

東側Ⅱ期区間については、平成14年11月28日に事業説明会、同年度に現況測量を行い、平成 15 年度に用地測量を実施し、平成 16 年５月に事業認可を受け、同年６月に用地説明会を行い、用地取得を（財）東京都道路整備保全公社に委託し着手した。平成 19 年度からは、当事務所で用地取得を行っている。

平成 26 年 11 月 20 日に工事説明会を行い、平成 26 年度より本格的に街路築造工事に着手した。

今後は、三建施工の放射第５号線牟礼橋架替事業と調整を図り、早期開放を目指し、東側 500 ｍⅡ期区間の工事を実施する。

〔用地〕

平成 20 年度に用地取得を終了した。

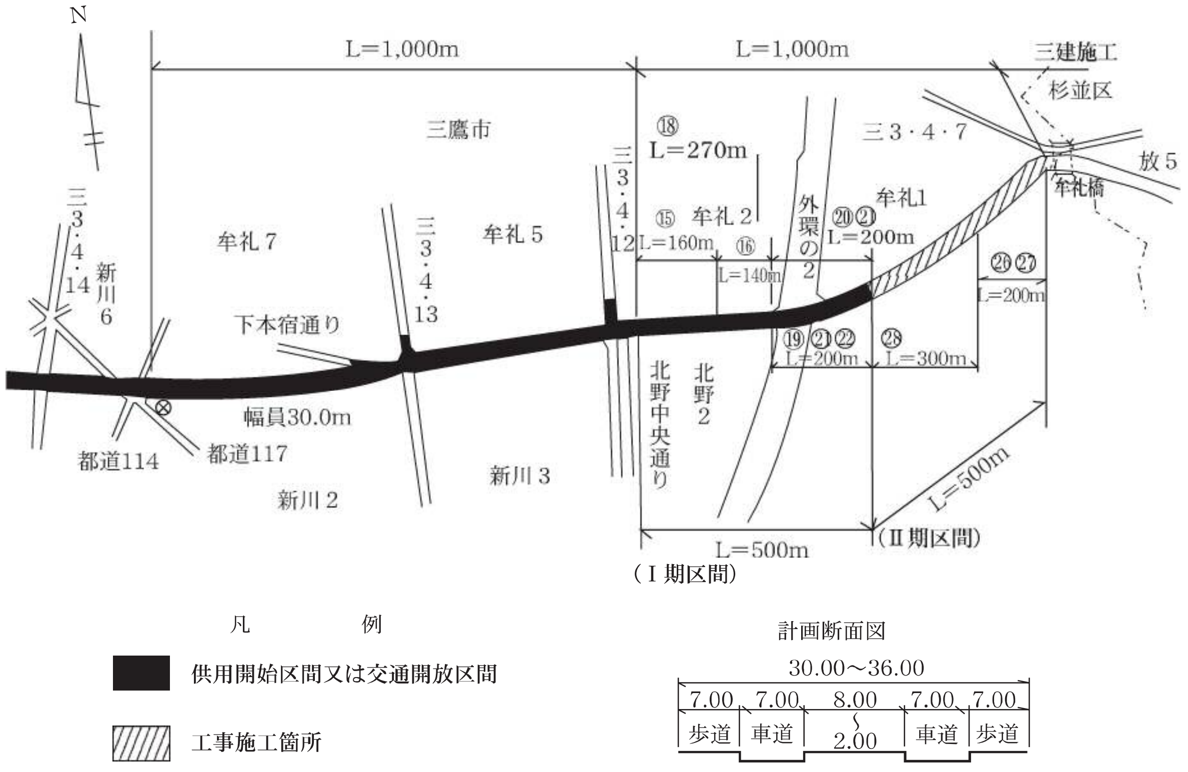

②　府中都市計画道路３・２・２の２号及び国立都市計画道路３・３・２号東京八王子線

本区間の周辺が主に住宅地であることから、沿道環境に配慮し、みどり豊かな植樹帯と快適な歩行者空間を有する 10 mの環境施設帯を車道の両側に配置するため、28 ～ 36 mの既定幅員を 36 ～ 41 mに変更する都市計画及び環境影響評価の手続きを平成 19 年度から行い、平成 22 年 12 月に完了した。

その後、平成23年１月に事業概要説明会を行い、平成23年７月に事業認可を取得し、アセス手続きである着工届を提出し、平成 27 年 12 月に工事着手した。

また、平成 28 年度より、地元住民との環境施設帯の整備形態等に関する検討会を実施している。

今年度、ＪＲ南武線を渡る（オーバーパス）橋の下部工事及び工事用搬入路工事を予定している。

〔経緯〕

- ・平成19年11月６日、７日　　都市計画変更素案説明会
- ・平成21年10月13日、14日　　都市計画変更案及び環境影響評価書案説明会
- ・平成21年11月26日、30日　　測量説明会
- ・平成22年12月17日　　都市計画変更の告示
- ・平成23年１月12日、13日　　事業概要説明会及び用地測量説明会
- ・平成23年７月５日　　事業認可取得
- ・平成23年７月17日、20日　　用地説明会
- ・平成27年12月　　工事着手

〔用地〕

平成 23 年７月に事業認可を取得し、平成 28 年度末の取得率は約 93％である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

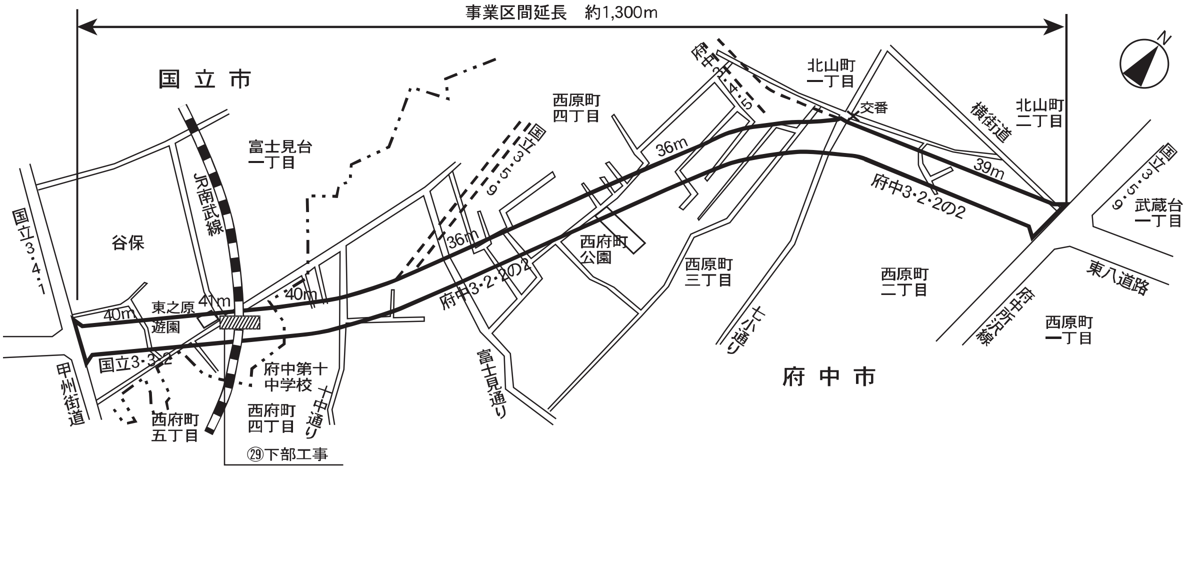

ロ）多摩南北幹線【調布保谷線・府中清瀬線・府中所沢線】

多摩地域において整備の遅れている南北方向の道路である調布保谷線等、都市の骨格を形成する特に重要な幹線道路について、東京都では、道路ネットワークの早期形成に向けて重点的に整備を進めており、当所では、調布保谷線、府中清瀬線、府中所沢線を所管している。

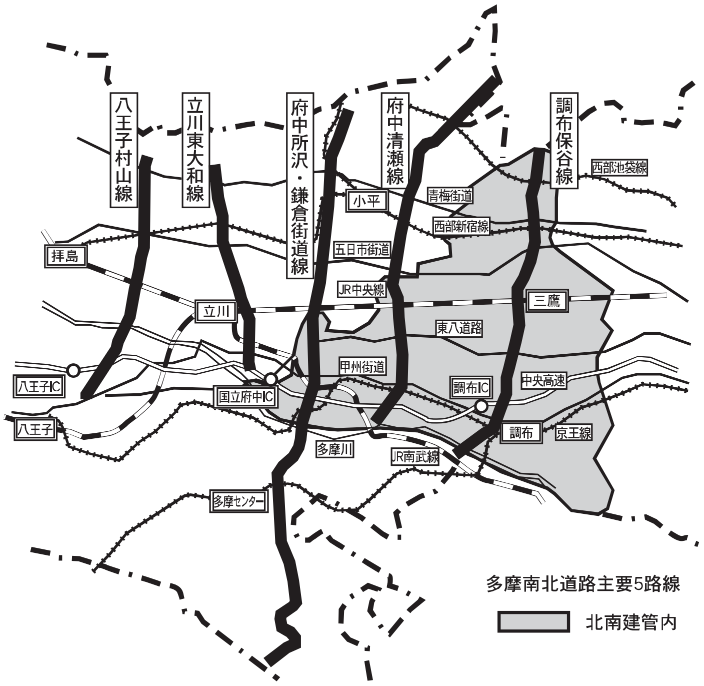

調布保谷線の調布三鷹区間、三鷹武蔵野区間、西東京区間及び府中所沢線の東八道路から多喜窪通りまで（平成12年４月に道路モノレール建設事務所から移管を受けた路線）は、主に住宅地を通ることから、特に沿道地域の状況に合った質の高い道路整備を目指し、①均衡の取れた都市づくりに寄与する。②交通の円滑化を図る。③沿道環境の保全を図る。ことを基本にして、具体的には、①本線は４車線、原則平面道路とし、幅員36mとする。②鉄道などは立体交差構造とし、中央分離帯を一定区間連続させ交通の円滑化を図る。③沿道環境を保全するため、歩道・植樹帯・副道で構成する幅員10mの環境施設帯を設置することとし、順次、都市計画変更を行った。

府中清瀬線は、最後に残る清水が丘地区と是政橋の取付部等が事業中である。

府中所沢線は、当所管内は完成している。

標準横断図

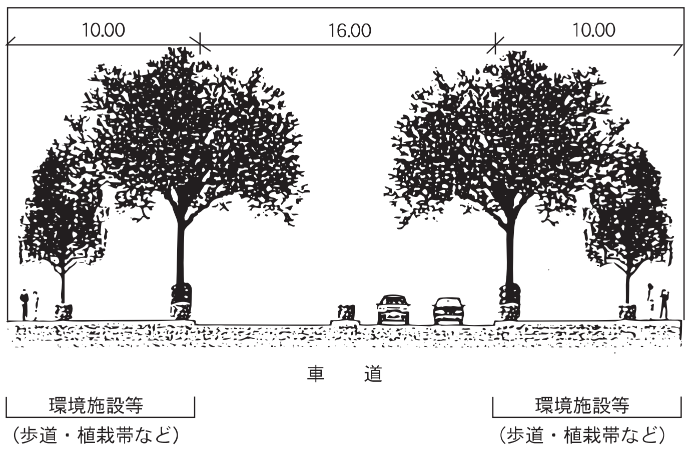

【調布保谷線】

本路線は、稲城市矢野口を起点とし、稲城市・調布市・三鷹市・武蔵野市及び西東京市の埼玉県境までの区間、延長約 14.2 ㎞の南北幹線道路であり、うち当所管内は 13.5 ㎞である。

このうち、調布地区の多摩川原橋北詰から旧甲州街道までの区間延長約 1.6 ㎞の区間については、計画幅員 25 mで、平成２年３月から３区間に分けて事業着手し、平成 15 年３月には、踏切すいすい事業第一号の「調布鶴川陸橋」の交通開放を行った。平成 24 年８月に、連続立体交差事業により、京王線が地下化されたため、この陸橋を撤去し、平面道路として舗装工事を実施している。

武蔵野地区のうち、武蔵野３・４・３号線（井ノ頭通り）と武蔵野３・４・10 号線（五日市街道）の区間延長 660 m、計画幅員 25 mについて、昭和 62 年６月事業認可を受け事業に着手、平成 11 年５月交通開放を行った。

また、西東京地区のうち武蔵野３・１・12 号線（千川上水）から西東京３・３・３号線（青梅街道）の区間延長約 370 m、計画幅員 25 mについて、平成元年６月事業認可を受け、事業に着手、平成 14 年度完了した。

道路モノレール建設事務所から引き継いだ路線のうち、調布・三鷹区間については、平成 11 年６月８日に事業認可を受け事業に着手し、平成 21 年３月 29 日に約 2.0 ㎞区間を４車線で交通開放した。

三鷹・武蔵野区間については環境アセスメントの見解書の説明会を平成 12 年２月に行い、平成 12 年 10 月３日の都市計画変更後、平成 14 年７月３日に事業認可を受け、平成 22 年度に工事着手した。平成 24 年度には、全区間を暫定２車線で交通開放した。さらに平成 27 年２月にＪＲ中央線付近から北側南区間の 800 m、これにつづく 300 mを平成 28 年 10 月に４車線化を実施した。

西東京区間のうち、西東京３・５・４号線（新青梅街道）から埼玉県境までの区間延長約 3.1 ㎞については、平成 12 年 11 月７日事業認可を受け、平成 21 年度に工事に着手し、残る 0.8 ㎞については、都立東伏見公園との連携を図りながら、平成 14 年１月 10 日に事業認可を受け、平成 18 年度から工事に着手した。

平成 25 年４月 21 日に、西東京３・３・３号線（青梅街道）から一般都道 233 号までの約 1.9 ㎞区間を４車線で、一般都道 233 号から西東京３・４・11 号線までの約 0.1 ㎞を暫定２車線で交通開放した。

平成 27 年３月 19 日に、西東京３・4・11 号線から西東京３・4・13 号線までの西武池袋線立体部（アンダーパス）を含む約 0.9 ㎞区間を４車線で交通開放した。

平成 27 年８月２日に、続く西東京３・4・13 号線から埼玉県境までの約 1.0 ㎞区間を暫定２車で交通開放を行い、調布保谷線全線での交通開放となった。

平成 29 年３月 31 日現在

調布保谷線の整備状況

路　線　名	計画延長m	完成延長m	完成率%	事業中延長	未着手延長	備　　考
多　摩３・１・６	740	740	100.0	ー	0	南東建施工
調　布３・２・６	4,680	4,680	100.0	0	0	北南建施工
三　鷹３・２・６	2,830	510	18.0	2,320	0	
武蔵野３・３・６	1,780	1,780	100.0	0	0	
西東京３・２・６	4,270	3,320	77.8	950	0	
計	14,300	11,030	77.1	3,270	0	
（北南建分）	13,560	10,290	75.9	3,270	0	

調布保谷線概要図

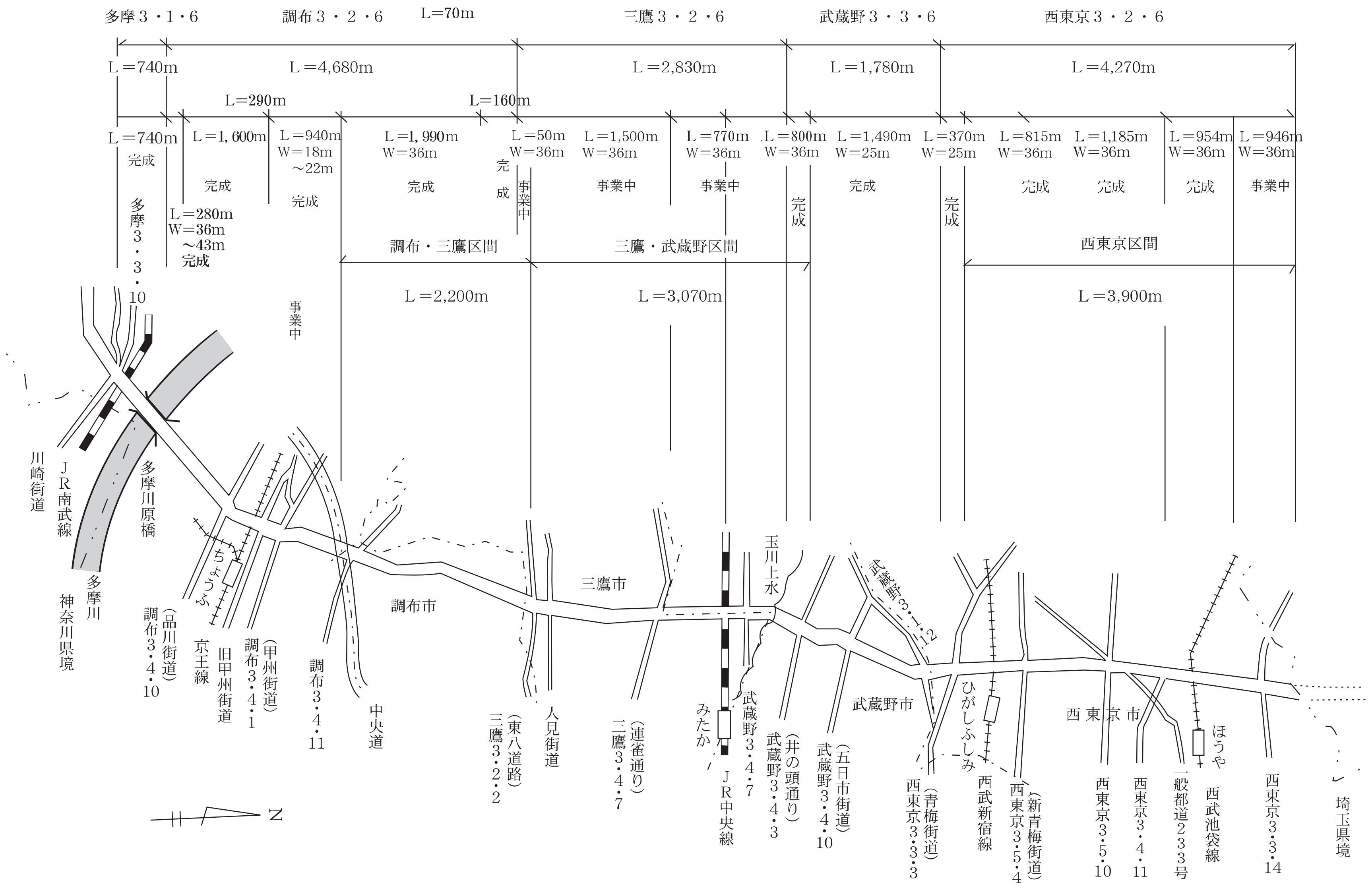

多摩３・１・６
調布３・２・６
L=70m
三鷹３・２・６
武蔵野３・３・６
西東京３・２・６
L＝740m
L＝4,680m
L＝2,830m
L＝1,780m
L＝4,270m
L=290m
L=160m
L＝740m
完成
L＝1,600m
完成
L＝940m
W=18m
～22m
完成
L＝1,990m
W=36m
完成
完成
L＝50m
W=36m
事業中
L＝1,500m
W=36m
事業中
L＝770m
W=36m
事業中
L＝800m
W=36m
完成
L＝1,490m
W=25m
完成
L＝370m
W=25m
完成
L＝815m
W=36m
完成
L＝1,185m
W=36m
完成
L＝954m
W=36m
完成
L＝946m
W=36m
事業中
多摩３・３・10
L＝280m
W=36m
～43m
完成
事業中
調布・三鷹区間
三鷹・武蔵野区間
西東京区間
L＝2,200m
L＝3,070m
L＝3,900m
川崎街道
JR南武線
多摩川原橋
多摩川
神奈川県境
調布３・４・10（品川街道）
京王線
ちょうふ
旧甲州街道
調布３・４・１（甲州街道）
調布３・４・11
中央道
調布市
三鷹３・２・２（東八道路）
人見街道
三鷹市
三鷹３・４・７（連雀通り）
みたか
JR中央線
武蔵野３・４・７
玉川上水
武蔵野３・４・３（井の頭通り）
武蔵野３・４・10（五日市街道）
武蔵野３・１・12
武蔵野市
西東京３・３・３（青梅街道）
ひがしふしみ
西武新宿線
西東京３・５・４（新青梅街道）
西東京市
西東京３・５・10
西東京３・４・11
一般都道２３３号
ほうや
西武池袋線
西東京３・３・14
埼玉県境
N

③ ⎧ **調布都市計画道路３・２・６号線（調布保谷線）**
⎩ **三鷹都市計画道路３・２・６号線（調布保谷線）**

当区間は、中央自動車道から東京八王子線交差点までの区間延長約 2,200 mで、計画幅員 18 mを変更し、南北幹線道路として初めて計画幅員 36 mとする路線であり、平成８年１月都市計画変更案・環境影響評価書案の説明会を、10 月に見解書の説明会を実施し、平成９年４月、府中３・３・８号と同時に都市計画変更を行った。

平成９年６月事業概要説明会を実施、平成 10 年２月測量説明会を開催、現況測量に着手し、同年６月及び 10 月に地権者等に２回にわたる個別相談会を実施し、用地測量に着手した。

地元住民団体と事業化に向けて 20 数回の話合いを行った後、平成 11 年６月に事業認可を受け事業に着手した。

平成 13 年度には、環境施設帯を整備するにあたり、住民参加型による道づくりに取り組むため、広く公募をかけて調布市及び三鷹市の市民を対象とした協議会を８月より始めた。

この協議会は、基本的に環境施設帯の整備についてワークショップの手法を用いて住民のさまざまな意見を集約していく方法で進めてきた。平成13年度は全７回の協議会を開催し、環境施設帯のモデル整備案の検討や全体ゾーニング案を作成し、モデル整備案に基づき、それを現場にモデルとして工事を施工した。

平成 14 年度は引き続き協議会を３回開催し、計 10 回の協議会を行い、モデル施設の検証や残った課題等々についての協議を行い、合意形成を図った。

工事は平成 15 年度から着手し、平成 19 年３月 30 日には、神代植物公園北交差点から都立調布北高校までの約 870m 区間が、36m 全幅で完成し、平成 21 年３月 29 日には、約 2.0 ㎞区間の完成記念式典を開催し、４車線で交通開放した。東八道路側一部区間の工事が平成 28 年度に完成し、平成 28 年８月 25 日にアセス手続きである工事完了届を提出した。

〔用地〕

平成 11 年度から用地取得に着手し、平成 23 年度に用地取得を終了した。

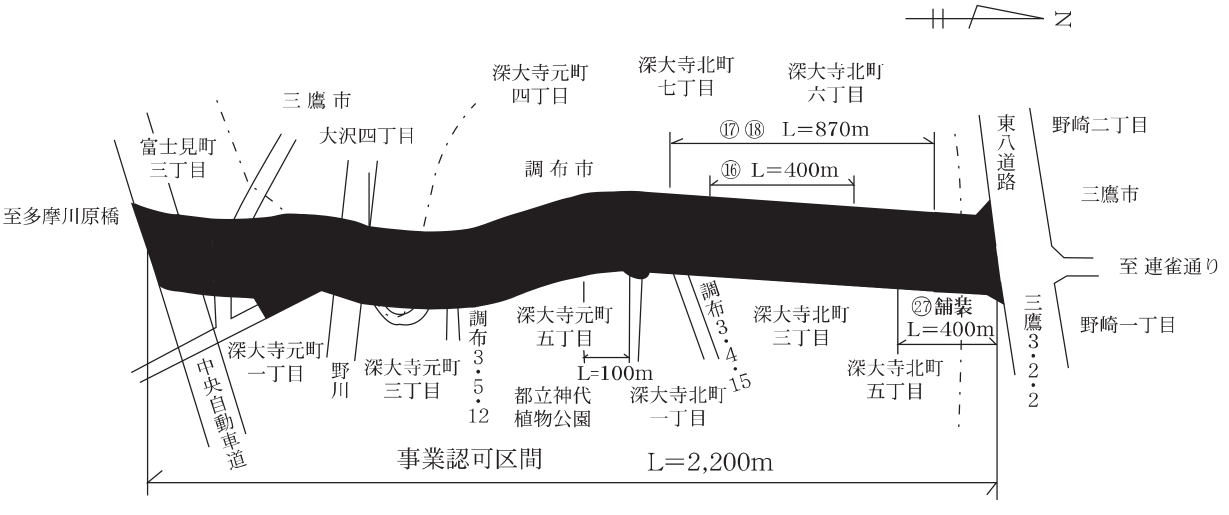

④ ⎧ **三鷹都市計画道路３・２・６号線（調布保谷線）**
⎩ **武蔵野都市計画道路３・３・６号線（調布保谷線）**

当路線は、東京八王子線からＪＲ中央線の連続立体交差事業箇所を越え、武蔵野３・４・３号線（井ノ頭通り）までの区間延長約 3,100 m、元の都市計画幅員は 25 mの路線である。

平成７年７月に三鷹・武蔵野両市に整備方針と整備概念図を説明し同意を得て、計画幅員 36 ｍとして、平成 10 年２月に変更素案の説明会を行い、平成 11 年５月都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会を、平成 12 年２月には見解書の説明会を実施し、平成 12 年 10 月に計画幅員 25 ｍから 36 ｍの都市計画変更を行った。

平成 12 年 10 月に測量説明会を開催、同年 11 月〜 12 月に個別相談会を行うとともに現況測量を実施し、平成 13 年度においても個別相談会を実施するとともに用地測量を完了した。

平成 21 年度から 22 年度にかけて、沿道地権者を対象とした協議会を開催するとともに、三鷹、武蔵野市と連携して広く市民に事業の広報を行う。また平成 20 年度から 22 年度にかけて、用地取得箇所で環境施設帯のモデル整備を実施している。

さらに平成 21 年５月には、文化庁玉川上水横断部の現状変更許可申請を行い、同年６月に許可を受け、架橋工事に着手し、平成 22 年度末に完了した。

平成 24 年度は、連雀通りから新道北通りまで、一方通行区間 0.5 ㎞、武蔵野３・４・７号線から井の頭通りまでの新設区間 0.6 ㎞を含め、全区間を暫定２車線で交通開放し、事業効果の早期発現を図った。

平成 26 年度は、ＪＲ中央線付近から北側 800 ｍ区間について、平成 27 年２月に４車線化を実施した。

ＪＲ中央線付近から南側 300 ｍ区間について平成 27 年度から引き続き工事を行い、平成 28 年 10 月に４車線化を実施した。

今年度は、連雀通りと交差する塚交差点部について工事を実施し、４車線化を推進する。

〔用地〕

平成 14 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 99％である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

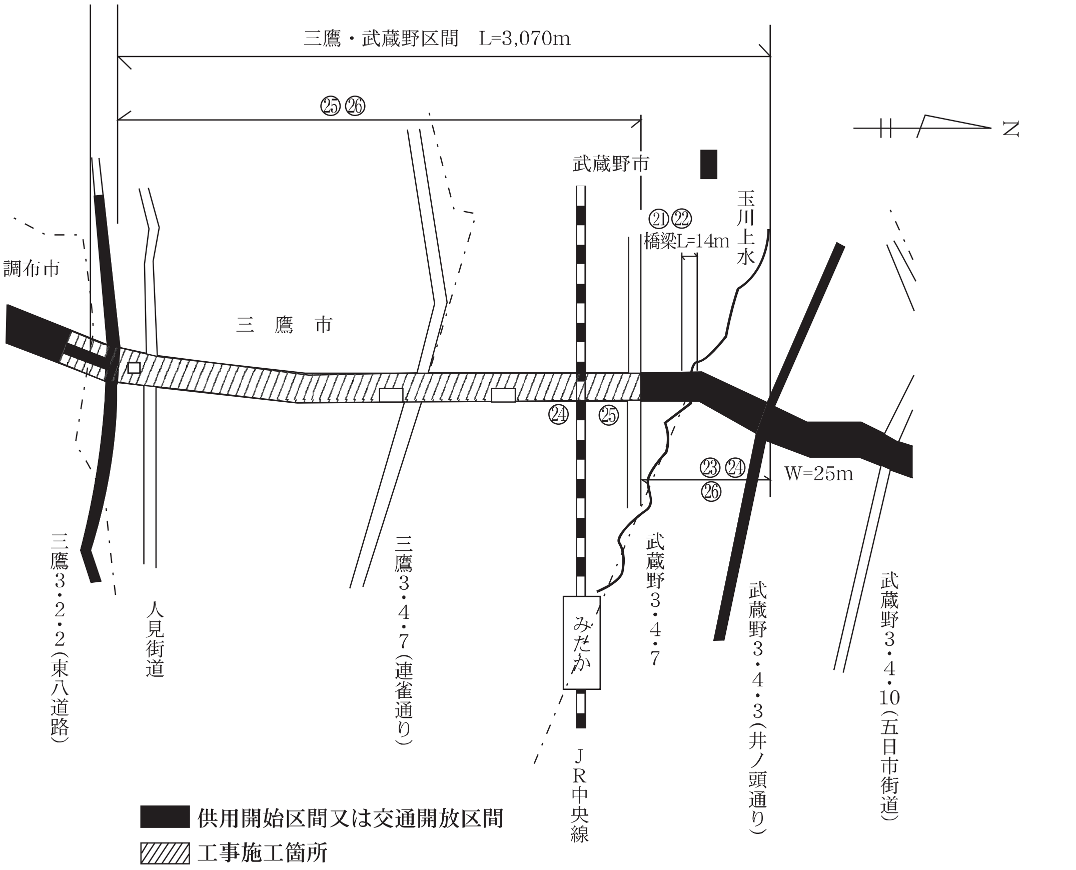

⑤　西東京都市計画道路３・２・６号線（調布保谷線）

当区間は、西東京３・３・３号（青梅街道）から埼玉県境（主 24 号）に至る延長約 3,900 mで、元の都市計画幅員は 20 mである。

調布保谷線のうち、北多摩地区の北部に位置し、道路整備の遅れている地域にあり、地元西東京市からも早期整備が強く要望され、地元関係地権者からも早期買収要望が多数出されていた。

平成９年７月に、計画幅員 36 mの都市計画素案の説明会を、平成 10 年１月、都市計画変更案及び環境影響評価書案の説明会を、９月に見解書の説明会を実施し、平成 11 年２月に都市計画変更を行った。

同年５月に測量説明会を開催、現況測量に着手すると共に、地権者等に対する個別相談会を７月及び 11 月に行い、権利者の疑問・要望等に応えることで事業の促進を図った。

用地測量については、①一般都道 233 号から埼玉県境（主 24 号）までの延長約 2,100 mの区間は平成 11 年度、②西東京３・５・４号線から一般都道 233 号まで約 1,000 mの区間は平成 12 年度早期、③西東京３・３・３号線（青梅街道）から西東京３・５・４号線（新青梅街道）まで約 800m の区間は、平成 12 年度後期の、三期三区間に分割して実施した。

平成 15 年 11 月に環境施設帯検討協議会を設置し、平成 15 年度は３回、平成 16 年度は２回、計５回の協議を開催したが、道路計画反対、アセスの見直しについての意見・質問が一部の参加者から繰り返し出され、環境施設帯の整備についての検討が進まず、平成 16 年 10 月に中断した。本路線の整備促進を図るため、平成 23 年度及び 24 年度に沿道住民へのアンケート調査を実施し、環境施設帯等の整備形態を決定した。

平成17年度からは、東伏見・富士町地区及び下保谷地区で仮歩道付の工事用搬入路を設置し、平成19年度までに、残りの地区において仮歩道及び工事用搬入路を設置した。また、平成18年度から、石神井川に架かる橋梁工事を進めるとともに、西武新宿線との交差部及び東伏見公園区間のトンネル工事を実施した。平成 21 年度に、排水管の設置工事及び西武池袋線との交差部の工事に着手した。

西東京３・３・３号線から西東京３・４・11 号線までの約 2,000 mの区間については、平成 23 年度に街路築造工事及び電線共同溝設置工事に着手し、平成 25 年４月 21 日に交通開放した。

また、平成26年度に西東京３・４・11号線から西東京３・４・13号線までの950m区間の交通開放を行い、続く西東京 3･4･13 号線から都県境の都道 24 号線までの約 950m 区間を平成 27 年度に交通開放を行った。これにより調布保谷線全線の交通開放となった。今年度は引き続き街路築造工事を行う予定である。

〔用地〕

平成 12 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 99％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

西東京区間執行状況図

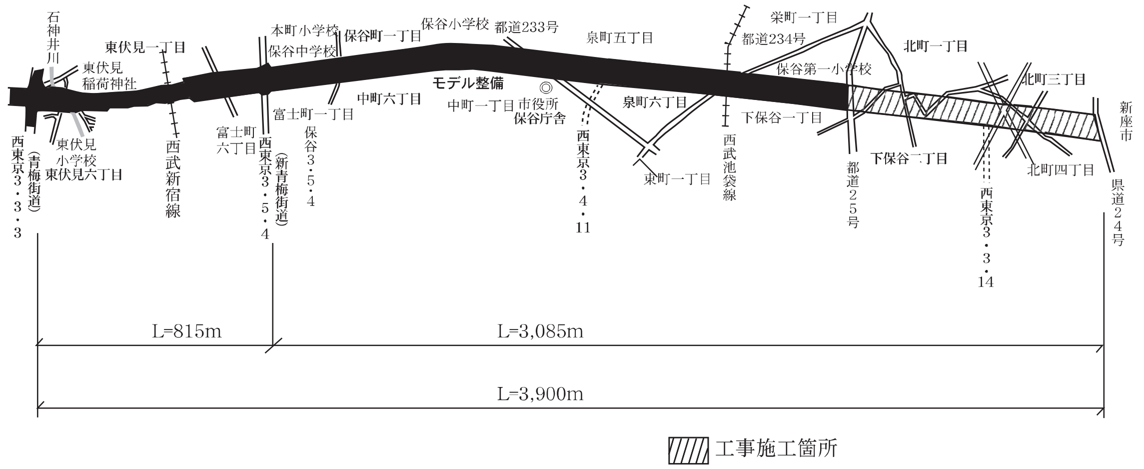

【府中清瀬線】

本路線は、府中・小金井・小平・東久留米・清頼から埼玉県新座市に接続する路線で、多摩南北幹線５路線の一つである。

このうち当所が所管する区間は、府中市から小金井市に至る、是政橋から京王電鉄・ＪＲ中央線を越え玉川上水に架かる茜屋橋までの区間延長約 6,910 ｍであり、標準幅員は東京八王子線以南が 18 ｍ、以北が 20 ｍである。

管内の事業中箇所は、是政橋の橋梁整備区間 620 ｍと清水ヶ丘区間 550 ｍの合計 1,170 ｍである。

⑥ 府中都市計画道路３・４・７号線（一般都道 248 号）【是政・清水ヶ丘】

＊【是政区間】

当該区間のうち、亀里橋以北東の延長約 225 ｍについては、平成７年９月に事業認可を受けて街路事業に着手し、平成 18 年度に事業が完了した。

また、是政から清水ヶ丘の区間 900 ｍについては、府中市が「道路整備特別交付金制度」により平成２年度に事業に着手し、平成 10 年度に整備が完了した。

〔用地〕

平成７年度から用地取得に着手し、平成 17 年度に用地取得を完了した。

＊【清水ヶ丘区間】

当該区間は、昭和 48 年１月流域下水道北多摩幹線第１号関連事業として事業認可を受け、すでに用地取得の済んだ区間延長 320 ｍと一体として京王線アンダー部及び崖部分を整備するため、本路線最後の未着手区間であった、延長約 550 ｍ、計画幅員 22 ｍを平成 18 年 10 月事業認可を受け街路事業に着手した。

京王線交差部については、平成 16 年度から、直上の京王電鉄の軌道、直下の下水道本管への影響を極力少なくするため、下水道局、京王電鉄㈱と緊密な連携を図り、道路構造物と下水道本管防護の一体的な施工方法の検討を進めた。平成 21 年度から京王電鉄と施行協定を締結して、京王線直下部の工事に着手した。また、交差部のアプローチ部は、北側が平成 23 年３月、南側が平成 23 年９月に工事着手した。

事業区間南側の府中崖線部は、平成１８年度からトンネル工事に着手した。

崖線部のしみず下トンネル、京王線交差部の清水が丘立体が完成し、平成 25 年３月 24 日に、本線を交通開放した。

平成 25 年度から、側道部の街路築造工事及び電線共同溝工事を進めており、今年度も引き続き、しみず下通りから北側側道部の街築工事及び電線共同溝工事を予定している。

〔用地〕

平成 10 年度から用地取得に着手し、平成 15 年度末に用地取得を完了したが、平成 20 年度から市道との交差点処理のため増買収を開始し、平成 24 年度に用地取得は完了した。

計画断面図

計画断面図

凡　　例

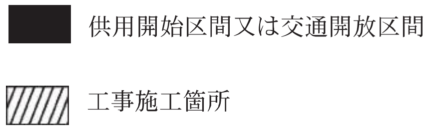

【府中所沢線】

本路線は、関戸橋を起点として、府中市・国分寺市・小平市及び東村山市を経て埼玉県境に至る延長約13.6 ㎞の南北幹線道路であり、当所管内は、関戸橋から国分寺３・４・３号線（多喜窪通り）までの 4.4 ㎞である。

国道 20 号（甲州街道）から東八道路までは、平成 11 年７月に東八道路と一体的に開放した。

東八道路から多喜窪通り間は、多摩地域で初めて環境施設帯を設けた道路として、平成 17 年４月 23 日に交通開放し、北南管内は 100％完成した。

また、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、環境影響評価条例に基づき本線開通 10 年後の環境調査を実施している。

ハ）一般の街路整備

⑦　武蔵野都市計画道路３・４・24号線（一般都道123号）

本路線は、武蔵野市西部を南北に横断する幹線道路で、都が施行する連続立体交差事業と合わせて本路線を拡幅整備することにより、南北方向の相互交通を可能にするとともに、歩行者の安全を確保する。

区間は、アジア大学通り（武蔵野３・４・７）からＪＲ中央線、西武多摩川線を越え、連雀通りまでの延長約1,100 mで、アジア大学通りから武蔵野３・４・２号線のⅠ期区間延長約480 mについては、鉄道交差部が踏切で、北側への一方通行であり渋滞が発生する箇所である。

平成13年12月に事業説明会と現況測量、平成14年度用地測量を行い平成15年３月に事業認可を受け、平成15年度から事業に着手した。

平成25年２月22日に、北行一方通行を解消し２車線相互交通化した。

残り武蔵野３・４・２号線から連雀通りの延長約630 mについては、平成15年３月に事業説明、平成15年５月に測量に着手、平成18年11月に道路区域の変更告示を行い、事業に着手した。

今年度は、Ⅱ期区間の街路築造工事を予定している。

〔用地〕

Ⅰ期区間は、平成15年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約95％であり、Ⅱ期区間は、平成18年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約57％となっている。

今年度も引続き用地取得を推進する。

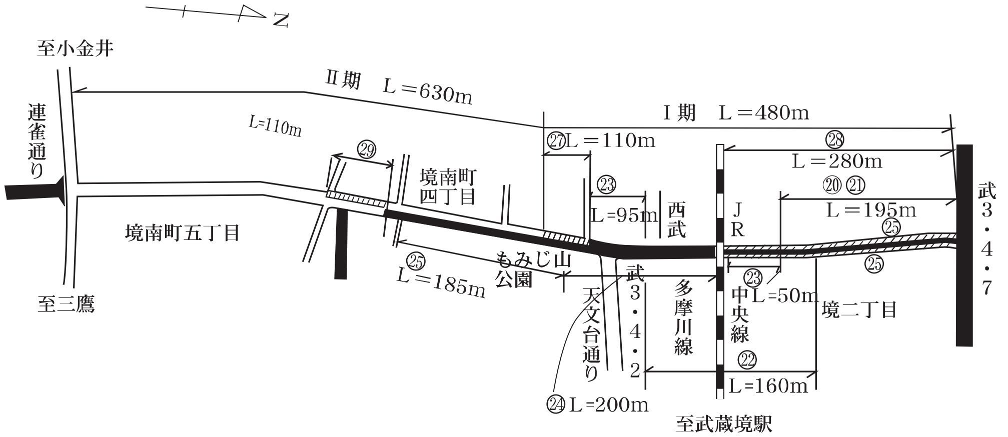

凡　　例

供用開始区間又は交通開放区間

工事施行箇所

計画断面図

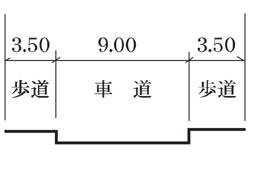

⑧ **府中３・４・５号線（新奥多摩街道線）**
国立３・４・５号線（国立青梅線）

本路線は、多摩地域における東西ネットワークを形成する主要幹線道路である。

事業区間は、東京八王子線（府中３・２・２の２号線）に接続する府中市西原町三丁目から国立市道・さくら通り（国立市富士見台一丁目）までの延長約 360 m である。

本区間の整備により、生活道路に進入する通過交通の排除による地域の安全性向上や、災害時の避難路確保及び延焼防止等防災面の向上が期待される。

平成 24 年７月に事業説明会を行い、平成 24 年度に現況測量及び用地測量を実施し、平成 25 年７月３日事業認可を取得し、事業に着手した。

〔用地〕

平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は 59％である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

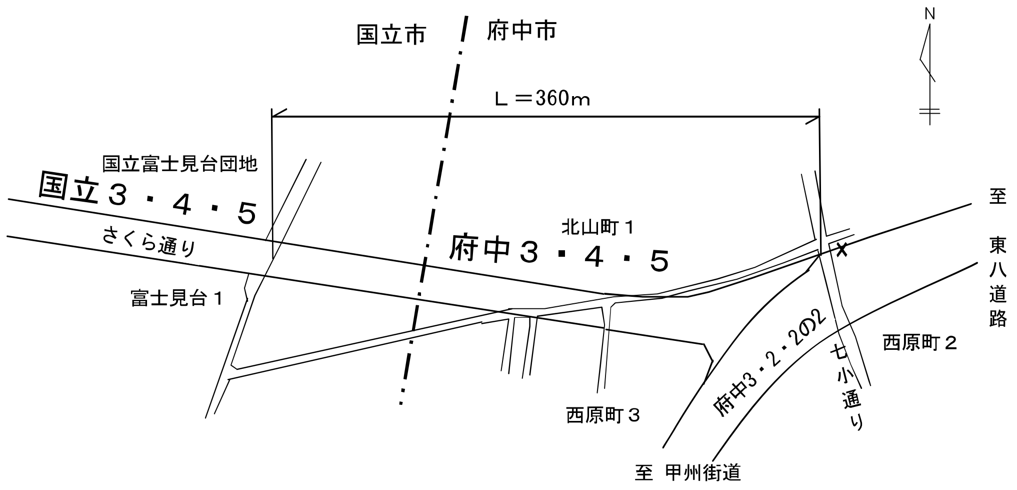

計画断面図

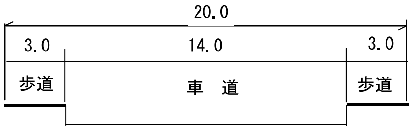

⑨　小金井都市計画道路３・４・３号線（一般都道 134 号、連雀通り）

当事業は、ＪＲ中央線の南側に位置し、新旧小金井街道を連絡する路線である。

沿道には、小金井警察署・都立小金井工業高校・及び小金井市役所等があり、主要なバス路線でもある交通需要の高い区間である。

小金井街道との交差点部延長 255 ｍは、すいすいプラン 100 の交差点改良事業として整備済である。以西 520 ｍについて、計画幅員 16 ｍで平成９年３月事業認可を受け拡幅整備事業を行っている。

平成 15 年度に工事に着手し、街路築造工事と電線共同溝工事を実施してきた。

平成 22 年度は、事業区間延長 520m で一部箇所を除き歩道舗装工事を実施した。

平成 27 年度に未買収地の一部区間をのぞき、管理部間への引き継ぎが完了した。

〔用地〕

平成９年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 99％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

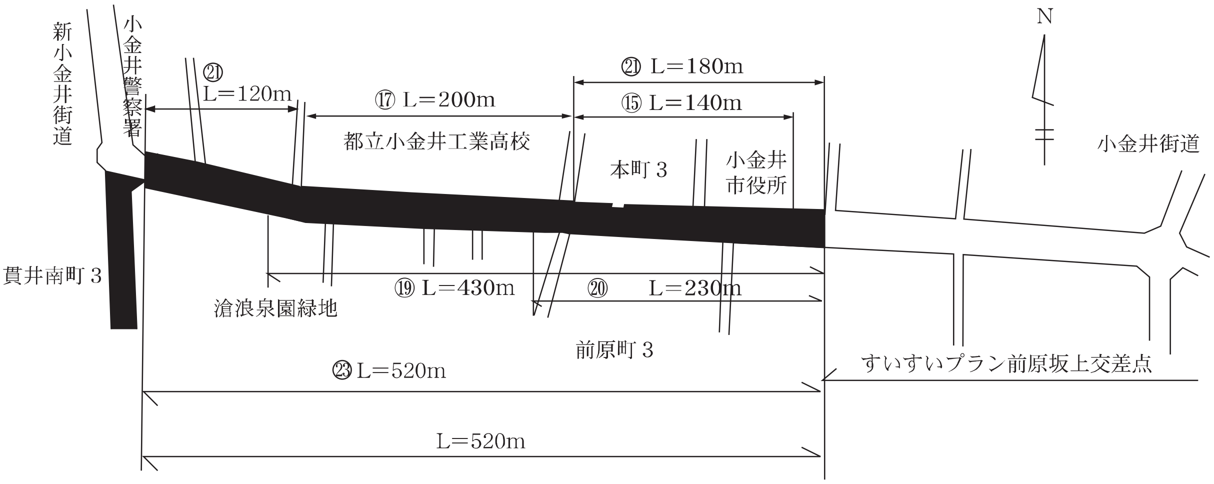

計画断面図

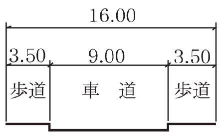

凡　　　例

■ 供用開始区間又は交通開放区間

⑩　小金井都市計画道路３・４・11 号線（一般都道 247 号）

当路線のうち、小金井３・４・１号線（連雀通り）からＪＲ中央線東小金井駅西側を越え、武蔵野３・１・12 号線（玉川上水、関野橋）延長 2,000 m、計画幅員 18 mの区間について事業を計画した。

連雀通りからＪＲ中央線南側の延長 800 mについては、「道路整備特別交付金制度」に基づき小金井市が平成２年に事業に着手し、平成 10 年２月供用開始を行っており、残り 1,200 mのうち、小金井３・５・５号線（小金井市道北大通り）から玉川上水関野橋の区間延長 820 mについては、昭和 60 年 12 月事業認可を受け事業着手、平成 14 年度は、北大通り側 235 mと関野橋側 15 mを効果満点道路事業に位置づけ工事を実施し、事業を完了させた。

ＪＲ中央線～小金井市道北大通りの区間 420 mについては、ＪＲ中央線連続立体交差事業の関連工事とし、地元商店街をはじめ小金井市長からも整備促進について要望が出されていることから、平成 16 年 11 月 29 日に事業説明会を行い、現況測量に着手、平成 17 年度に用地測量を実施し、平成 18 年９月 27 日に事業認可を取得した。

平成 24 年４月９日には JR 中央線前後の南行一方通行区間について、２車線相互通行化した。

今年度は、用地取得状況により地蔵通り交差点付近 80 m区間の西側断面の街路築造工事及び電線共同溝工事を予定している。

〔用地〕

平成 18 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 67％となっている。

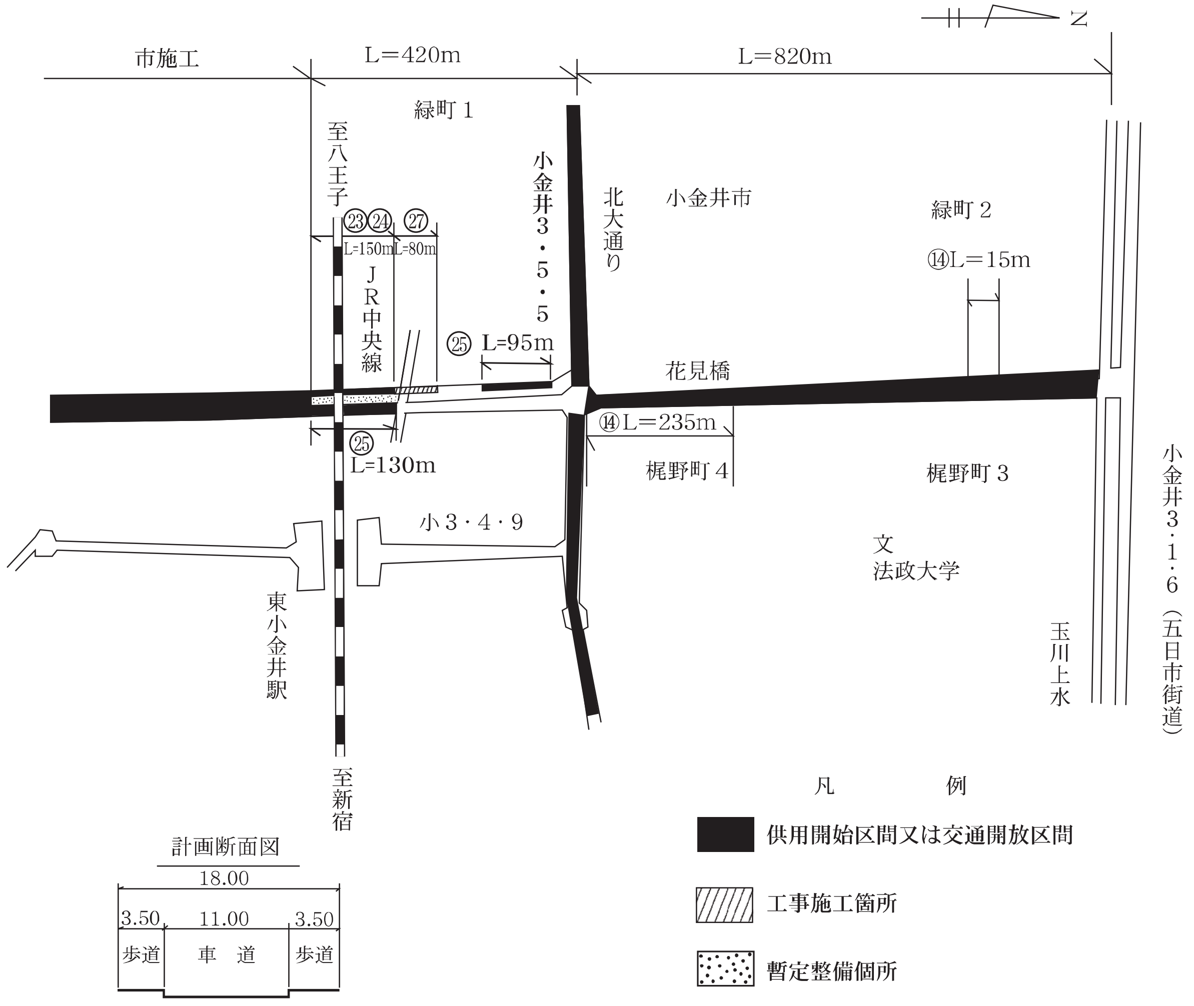

⑪　小金井都市計画道路３・４・13 号線（主 15 号、小金井街道）

当事業は、ＪＲ中央線武蔵小金井駅北口広場から小金井３・５・５号線（小金井市道北大通り）までの区間延長 400 m、計画幅員 16 mで平成 10 年７月事業認可を受け拡幅整備事業を行っている。

武蔵小金井駅前北側 60 mは効果満点道路事業に位置づけ、平成 15 年度に右折ポケットを整備し、平成 18 年度は、北側・延長 160 mの街築及び電線共同溝を整備した。

平成 19 年度～ 20 年度は、北側の延長 190 mと武蔵小金井駅側の 80 mで街路築造工事と電線共同溝工事を実施した。

平成 21 年度は、北側の延長 190 mと武蔵小金井駅側の 40 mで歩道舗装工事を実施した。

〔用地〕

平成 10 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 97％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

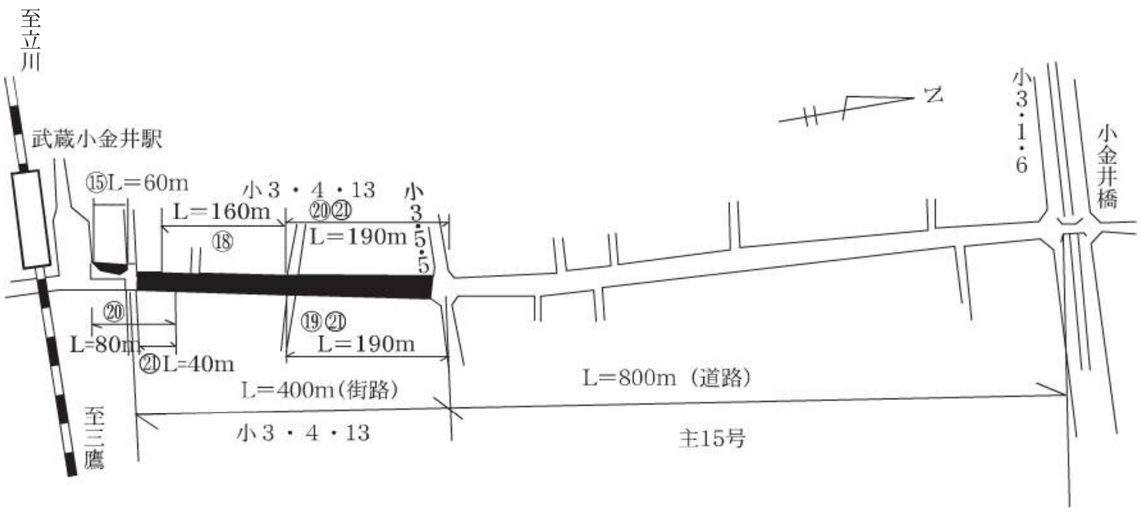

計画断面図

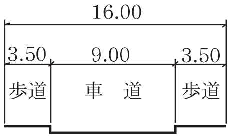

凡　　例

■ 供用開始区間又は交通開放区間

⑫　調布都市計画道路３・４・11 号線（佐須街道）

本路線は、調布 3･4･26 号線（三鷹通り）から調布 3･2･6 号線（武蔵境通り）の調布市道（佐須街道）延長 950m を計画幅員 16m に拡幅するもので、調布保谷線の整備により増加する交通量の受け皿となる道路として調布保谷線と一体的に整備するものである。また、「東京都防災都市づくり推進計画」において延焼遮断帯に位置付けられており、避難や救援、救護などの防災活動空間としての機能強化が図れる。

当該区間は、平成 16 年 7 月に事業説明会を行い、現況測量に着手し、引き続き用地測量を平成 17 年度に測量区間を野川に架かる又住橋の以西と以東に分け、用地測量説明会と個別相談会を行い実施し、平成 18 年 11 月 24 日に事業認可を取得した。

平成 28 年度より、中央自動車道付近から東側区間の排水管設置工事を実施している。

〔用地〕

平成 18 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 80％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

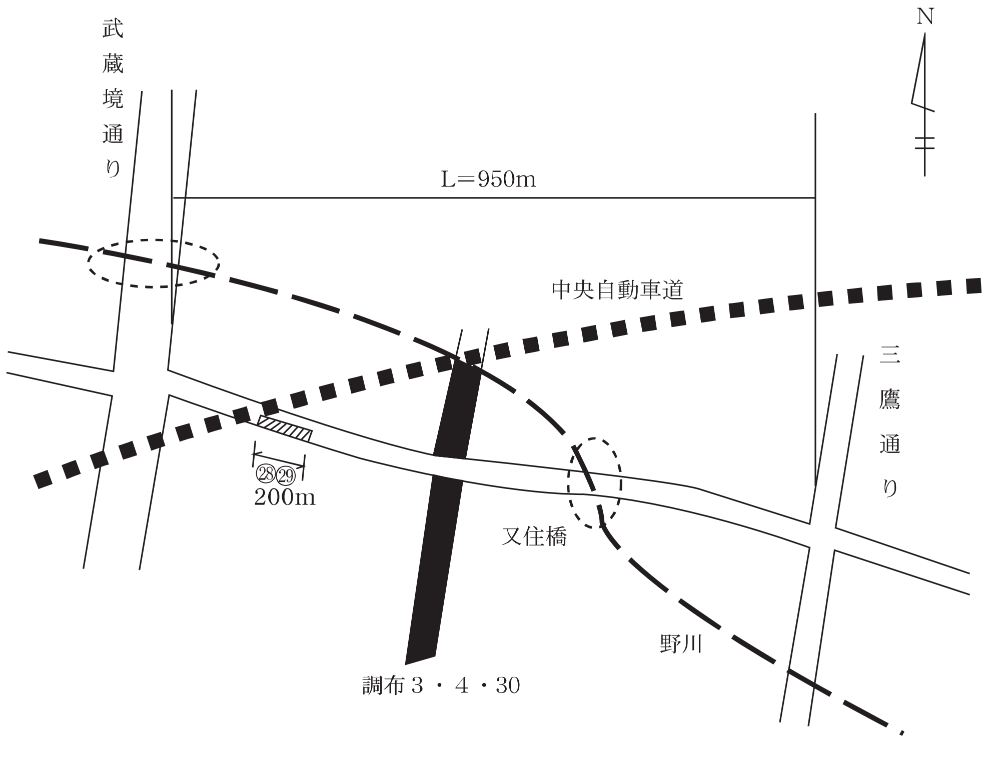

計画断面図

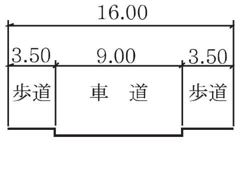

凡　　例

供用開始区間又は交通開放区間

工事施工箇所

⑬　調布都市計画道路３・４・17号線（一般都道114号）

本路線は、多摩水道橋取付部（狛江市元和泉三丁目）から三鷹市境（調布市緑ヶ丘二丁目）の区間延長約5,070ｍ、計画幅員16ｍであり、外かく環状線交差付近延長680ｍを残し、事業を行っている。

＊【Ⅰ期区間】

本区間は、甲州街道（調布市仙川一丁目）交差点から一般都道118号（調布市仙川三丁目）交差点までの区間延長530ｍで、平成４年７月事業認可を受け、新設整備事業を実施した。

京王線跨線部については、京王電鉄㈱と平成８年10月基本協定を結び事業に着手し、平成12年度に完了（委託事業：おらほ橋）した。

なお、京王線南側の一部、延長160ｍの区間については、平成９年度に完成し、おらほ橋南側100ｍ区間と国道20号との接続部20ｍは、平成14年度工事により完成している。

平成17年度に、残る167ｍの区間の街築工事を施行し、平成19年度に歩道工事を実施して、事業を完了した。

〔用地〕

平成５年度から用地取得に着手し、平成17年度末に用地取得を完了した。

＊【Ⅱ期区間】

本区間は、一般都道118号（調布市仙川三丁目）交差点から調布３・４・10号線（調布市若葉町）交差点付近の延長645ｍについて、平成９年11月事業認可を受け新設整備事業を行っている。

平成14年度は、300ｍの街築工事を実施した。

今年度、引き続き街路築造工事を行い、５月に交通開放を予定している。

〔用地〕

平成10年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約92％となっている。

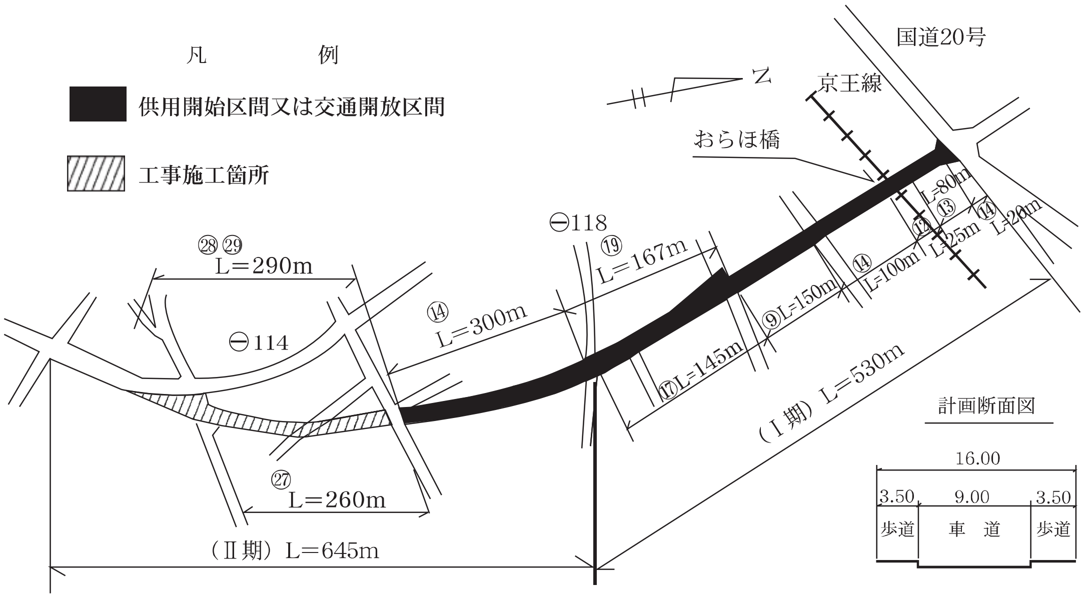

＊【Ⅲ期区間】

本区間は、調布３・４・３号線（多摩水道橋取り付け部、狛江市元泉三丁目）から調布３・４・４号線（狛江市元泉三丁目）交差点付近までの延長 650 ｍで、昭和 37 年 12 月都市計画決定された、和泉多摩川緑地（面積 20.3 ヘクタール）の中に計画されている。

長期間にわたり地元反対グループとの協議が行われ、地元狛江市の協力を得て、計画幅員 16 ｍの幅員構成に付いても車道７ｍ、歩道各 4.5 ｍで妥結、平成８年３月事業説明会を行った。

測量調査については、財団法人東京都新都市建設公社に委託して行い、平成８年度現況測量、平成９年度用地測量を実施した。

平成 10 年９月用地説明会を行い、平成 12 年１月事業認可を受けた。

平成 19 年度から、調布３・４・４号線から南側・延長 130 ｍの街築及び擁壁設置の工事に着手した。

平成 24 年 12 月１日に、一部区間を暫定整備として、650 ｍ全線を交通開放した。

〔用地〕

平成 10 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 99％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

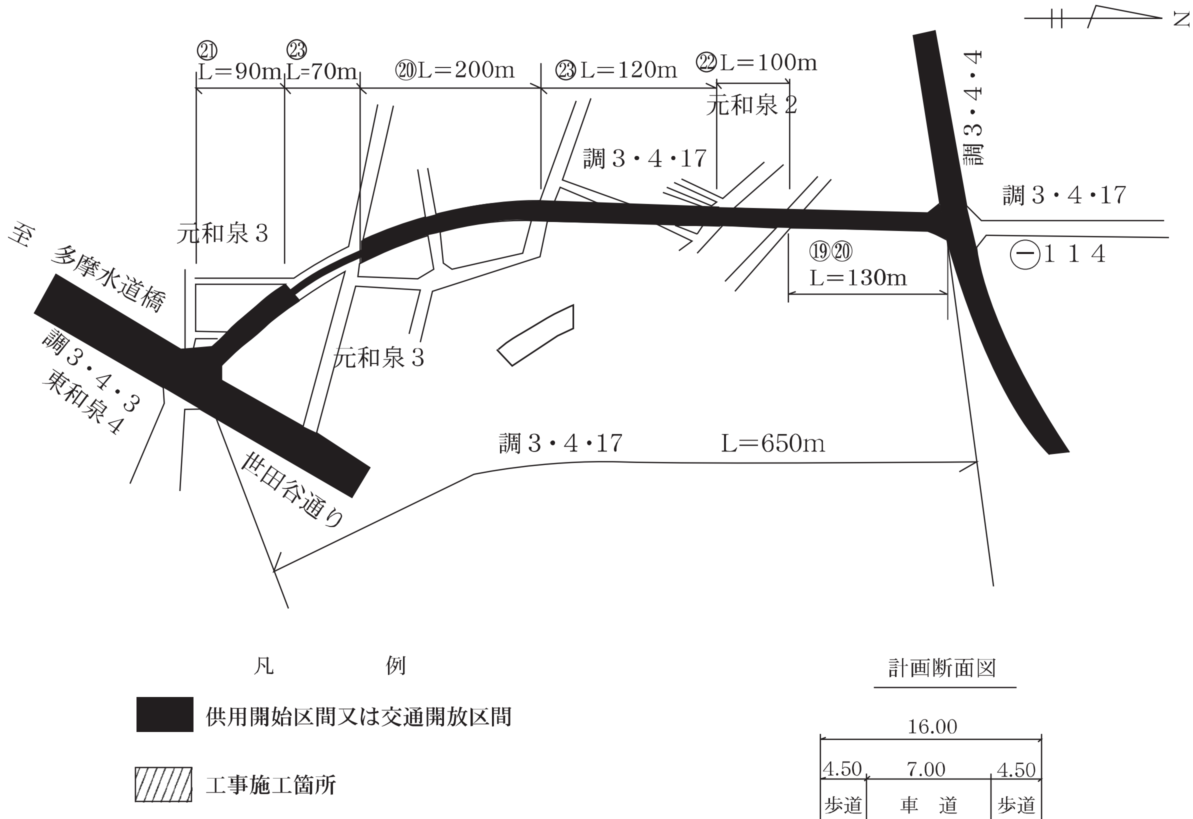

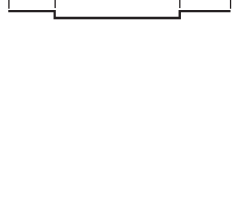

＊【Ⅳ期区間】

本区間は、調布３・４・18 号線（狛江市和泉本町三丁目）松原交差点から調布３・４・９号（調布市西つつじヶ丘四丁目）交差点までの延長 1,470 ｍで、『多摩地域に於ける道路事業用地の（財）新都市建設公社委託』の事業として平成３年度委託測量調査を行い、平成 11 年度及び 12 年度取得済区間の一部について、引継ぎをうけ工事に着手している路線である。

平成 16 年度までに、野川大橋の架替工事を残し街築工事を完成している。

平成 19 年度は、野川大橋架替工事のうち平成 18 年度より施工中の上流側下部工事と、けた製作架設及び上部仕上げ工事を実施した。

平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、下流側下部工事とけた製作架設工事を実施した。

平成 24 年度に橋梁及び取付区間の街路築造が完成し、事業が完了した。

〔用地〕

平成５年度から用地取得に着手し、平成 19 年度に用地取得を完了した。

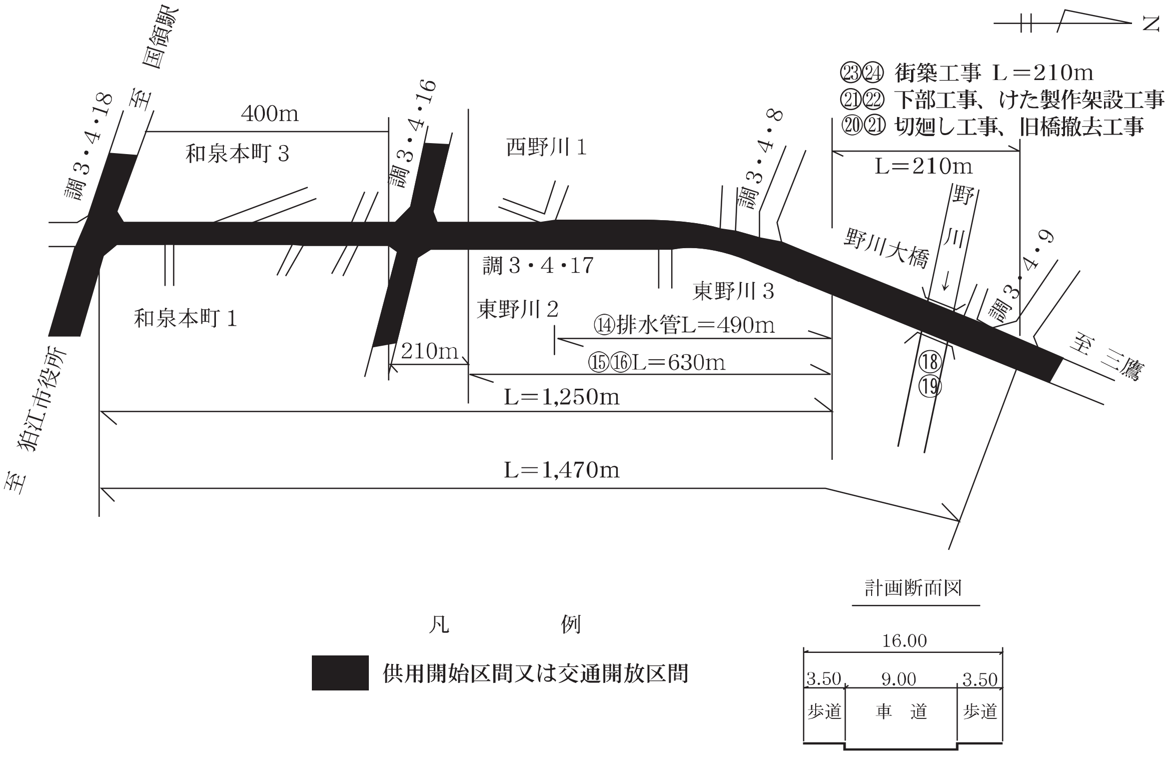

⑭ 調布都市計画道路３・４・17 号線
三鷹都市計画道路３・４・11 号線

本路線は、甲州街道（狛江市元和泉三丁目）から東京外かく環状道路（三鷹市仙川町三丁目）に至る区間延長 1,060m、計画幅員 16m ～ 16.5m の都市計画道路であり、多摩地域における南北方向の道路ネットワークが強化されるとともに、東京外かく環状道路へのアクセス強化が図られる路線である。

平成 25 年 2 月に事業概要及び測量説明会を開催して、平成 25･26 年度に用地測量を実施し、平成 28 年 2 月事業認可を取得し、街路整備事業を行っている。

〔用地〕

平成 28 年度から用地取得に着手した。

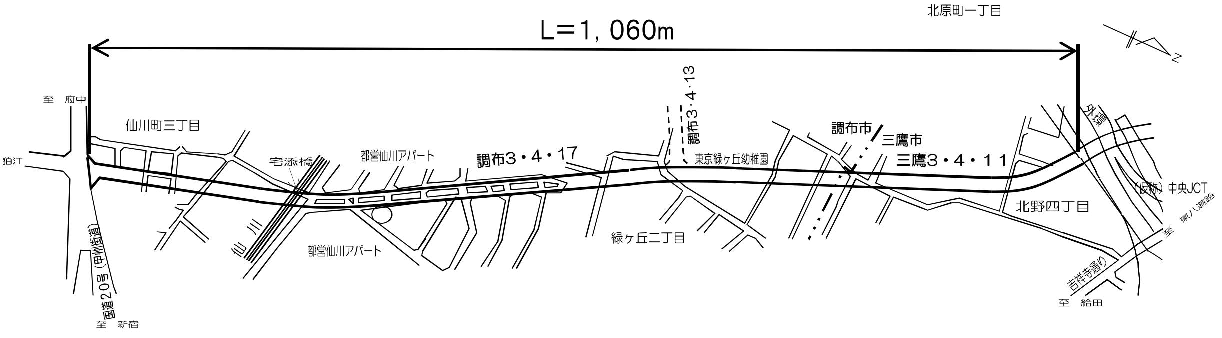

⑮　調布都市計画道路３・４・18 号線

本路線は、甲州街道（狛江市緒方二丁目）から神代植物公園通り（調布市深大寺東町三丁目）に至る区間延長約 1,580m、計画幅員 16m の都市計画道路であり、多摩地域における南北方向の道路ネットワークが強化されるとともに、東京外かく環状道路へのアクセス強化が図られる路線である。

＊【Ｉ期区間】

本区間は、甲州街道（狛江市緒方二丁目）から調布３・４・11 号線（調布市深大寺東町四丁目）交差点部までの区間延長約 840 mで、平成 25 年 10 月に事業概要及び測量説明会を開催して、平成 26・27 年度に用地測量を実施し、平成 28 年２月事業認可を取得し、街路整備事業を行っている。

〔用地〕

平成 28 年度から用地取得に着手し、平成し 28 年度末の取得率は２％となっている。

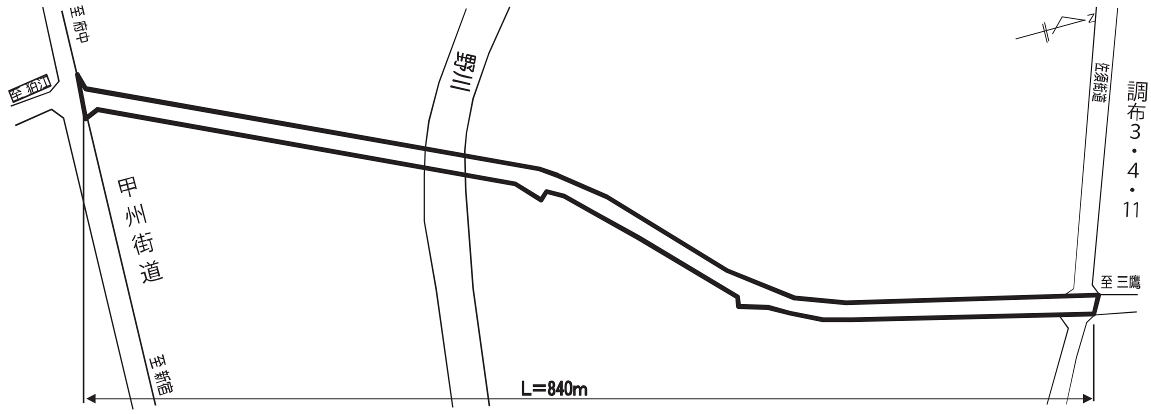

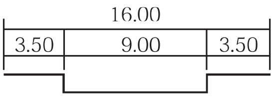

＊【Ⅱ期区間】

本区間は、調布３・４・11 号線（調布市深大寺東町四丁目）交差点から神代植物公園通り（調布市深大寺東町三丁目）交差点部までの区間延長約 740 ｍで、平成 25 年 10 月に事業概要及び測量説明会を開催して、平成 26･27 年度に用地測量を実施し、平成 28 年 12 月事業認可を取得し、街路整備事業を行っている。

〔用地〕

平成 29 年度から用地取得に着手する。

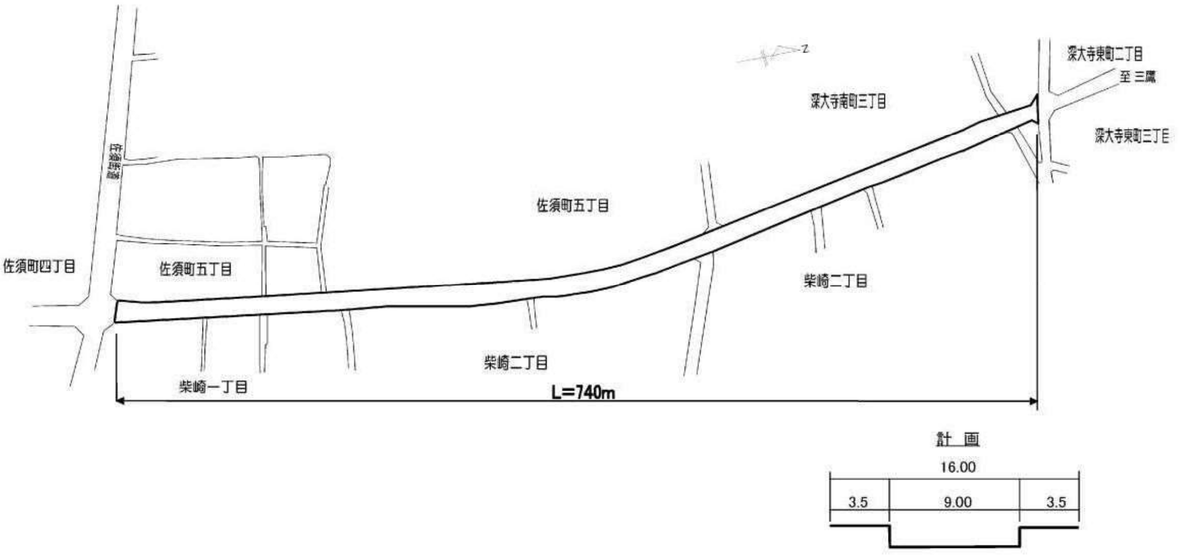

⑯　西東京都市計画道路３・３・14 号線

本路線は、東側は練馬区境で放射第７号線（第四建設事務所で事業中）に、西側は多摩南北幹線「調布保谷線」西東京３・２・６号線（事業中）に接続する。南側には、西東京３・４・13 号線があり、延長約 700 mについては「特別交付金制度」により完成しており、練馬区境までの延長約 180 mについては、平成 11 年度から「みちづくり・まちづくりパートナー事業」、平成 21 年度から「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」として西東京市が継続して事業中である。

また、西武池袋線保谷駅北口から、本路線までの西東京３・４・15 号線については既に西東京市が市道整備として取り組んでいる。

本路線の整備により、西東京市北部地域の利便性を向上させると共に、細街路へ流入する自動車交通量を削減し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ることが出来る。

幅員構成は周辺地域の開発状況を勘案し、当面片側１車線プラス停車帯として整備する。

平成 11 年 11 月事業説明会を行い現況測量に着手し、平成 12 年度用地測量を実施して、平成 15 年１月 10 日事業認可を受けた。

平成 22 年度に、練馬区境から約 400 m区間の排水管設置工事を実施し、23 年度は同区間の電線共同溝工事を実施した。平成 24 年度は、残る西側 170 m区間の排水管及び電線共同溝工事を実施した。

平成 25 年度は、西側 290m 区間の街築工事を実施し、平成 27 年度に残る街築工事及び車道舗装工事を完了し、交通開放を行った。

今年度は、引き続き東側の交差点部の工事を実施し、事業完了の予定である。

〔用地〕

平成 14 年度から用地取得に着手し、平成 24 年度に用地取得を完了した。

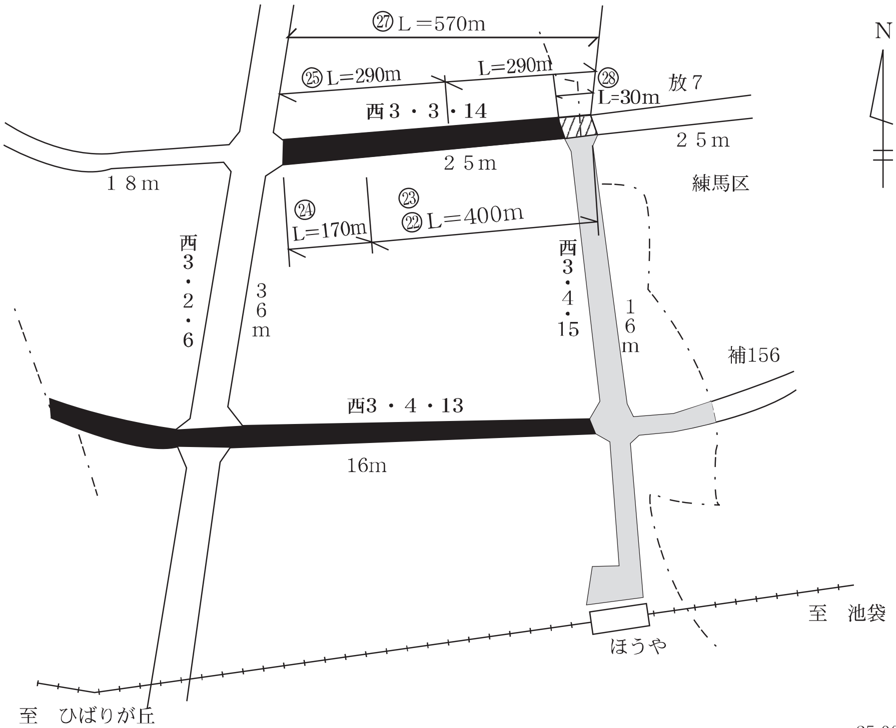

凡　　　例

供用開始区間又は交通開放区間

工事施工箇所

⑰　西東京３・４・９号線（保谷東村山線）

本路線は、西東京３・４・16 号線（西東京市中町四丁目）から、調布保谷線と交差し、東久留米市境（西東京市北原町二丁目）に至る延長約 3.4km の都市計画道路であり、北多摩北部建設事務所管内に入り、東村山３・４・11 号線として埼玉県境まで続く地域幹線道路である。

本路線の整備により、調布保谷線と接続する新たなネットワークが形成され、所沢街道の交通の円滑化や北原交差点の渋滞緩和が図られるとともに、広域避難場所（東大生態調和農学機構（旧農場）・田無演習林等）へのアクセス性等、地域の防災性が向上する。

【Ⅰ期区間】

本区間は、西東京３・４・20 号線（西東京市北原町二丁目）から東久留米市境までの延長 1,380 m である。

平成 21 年２月に事業概要説明会を行い、平成 20 年度に現況測量、平成 21 年度に用地測量を実施し、平成 23 年９月 28 日に事業認可を受けた。

平成 27 年度から東側の排水施設工事を実施した。

今年度、排水施設工事を予定している。

〔用地〕

平成 23 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 83％である。

今年度も引続き用地取得を推進する。

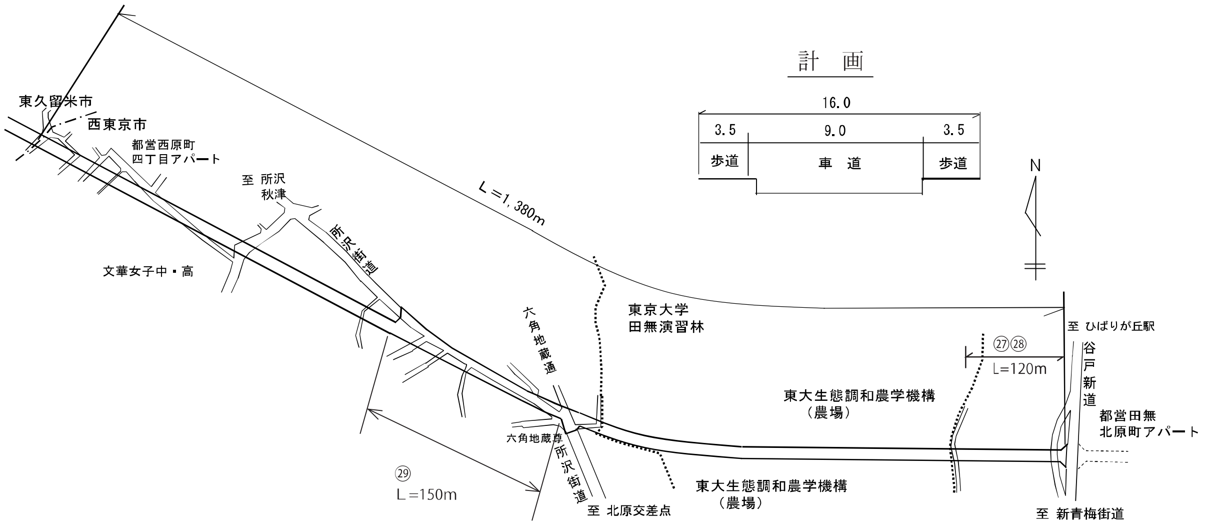

【Ⅱ期区間】

本路線は、西東京３・２・６号線（西東京市中町六丁目）から西東京３・４・20 号線（西東京市北原二丁目）までの延長 1,210 mである。

平成 24 年 10 月に事業概要説明会を行い、平成 24 年度に現況測量、平成 25 年度に用地測量を実施し、平成 27 年 1 月 26 日に事業認可を取得した。

〔用地〕

平成 27 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 16％である。

今年度も引続き用地取得を推進する。

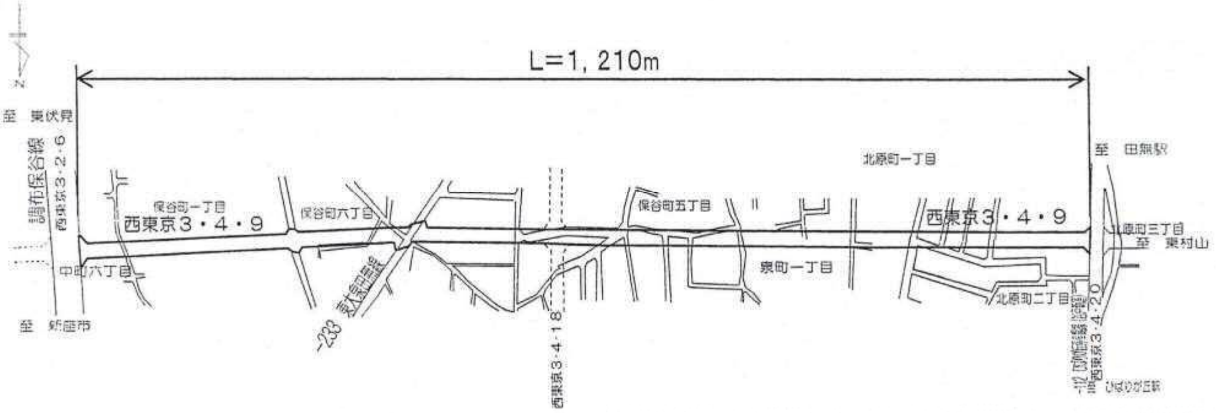

⑱ 西東京都市計画道路３・４・12号線（一般都道233号）
西東京都市計画道路３・４・16号線（一般都道233号）

当事業は、西武鉄道保谷駅南口を東西に走り、多摩北東部と区部北西部を結ぶ主要道路である一般都道233号のバイパス整備を目的としている。

現道幅員が6.8ｍと狭く、歩道もない状態であるが、駅前を通るため、多くの自転車・歩行者と一日１万台を超える自動車が集中することから沿道市民の生活並びに通行者の安全が著しく脅かされている。

平成７年度地元市長より整備促進の要望が出され、市民生活の安全及び交通渋滞解消の観点から、当該路線の整備を行うこととした。

平成８年度地元に事業説明会を行い、測量に着手、平成10年７月事業認可を受けた。

西東京３・４・16号線は、平成17年度、18年度で街築及び電線共同溝の工事を、平成19年度に歩道舗装工事を実施し、完成した。

今年度は、西東京３・４・12号線の街路築造工事及び電線共同溝設置工事を予定している。

〔用地〕

平成14年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約69%となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

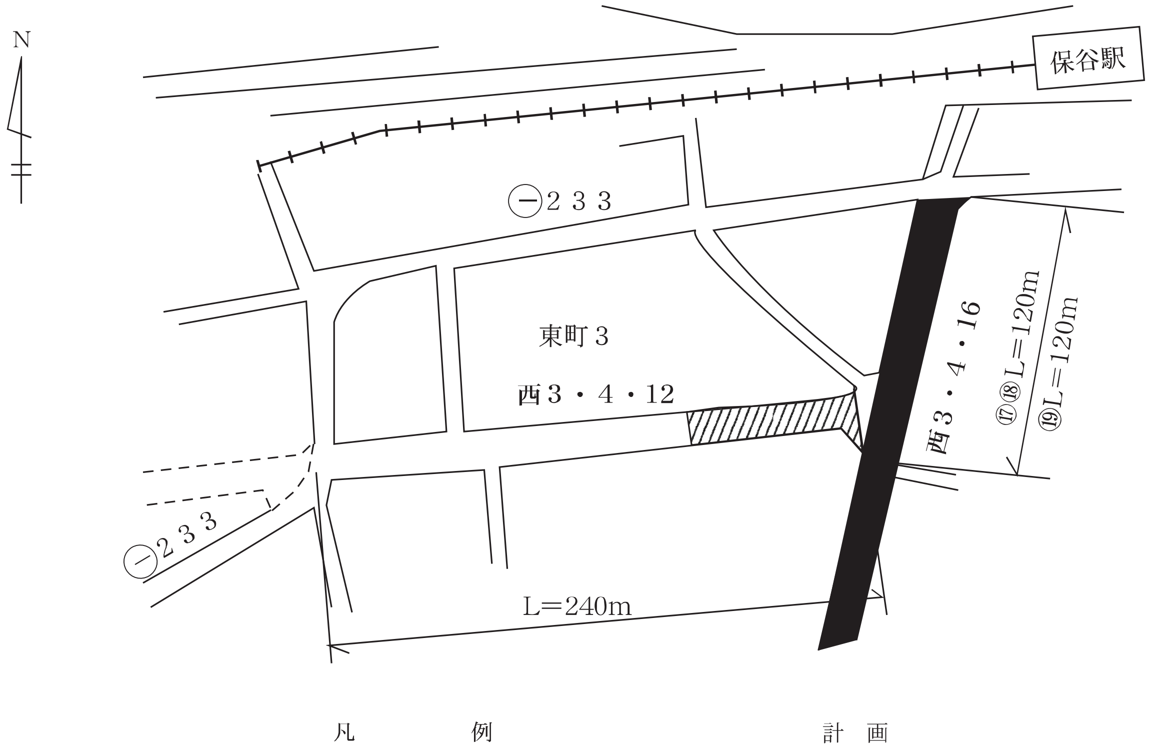

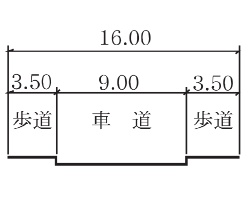

⑲ 三鷹都市計画道路３・４・３号線
三鷹都市計画道路３・４・11 号線
三鷹都市計画道路３・４・12 号線

本路線は、三環状道路整備推進部より平成 27 年度末に引継ぎを行い、平成 28 年度から三環状道路整備推進部と相互に協力して事業を進めて行く路線である。

事務分担は大きく分けて、用地取得を三環状道路整備推進部で担当し、街路築造工事を北多摩南部建設事務所で担当する。

本路線は、外環本線の整備に合わせて整備していくとしており、三鷹３・４・１２（北野）三鷹市北野三丁目～同市北野二丁目区間（L=0.2 ㎞、W=16m）は、平成 23 年 8 月 25 日事業概要及び測量説明会、平成 24 年 6 月 15 日事業認可取得（H24 年度～ H30 年度）、平成 24 年 10 月 25 日用地補償説明会を行い、三鷹３・４・３（北野三丁目）三鷹市北野三丁目（L=0.1 ㎞、W=16m）・三鷹３・４・１１（北野三丁目）三鷹市北野三丁目から同市北野四丁目区間区間（L=0.1 ㎞、W=16m）及び三鷹３・４・１２（緑ヶ丘）三鷹市北野三丁目から北野四丁目は、平成 24 年 7 月 24 日事業概要及び測量説明会、平成 25 年 9 月 26 日事業認可取得、平成 25 年 11 月 19 日用地補償説明会を行い、事業を進めている。

平成 28 年度に、三鷹３・４・１２（緑ヶ丘）地区の埋蔵文化財調査のため一部試験掘を実施している。

今年度も引き続き試験掘を予定している。

〔用地〕

平成 24 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は全体で約 75％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

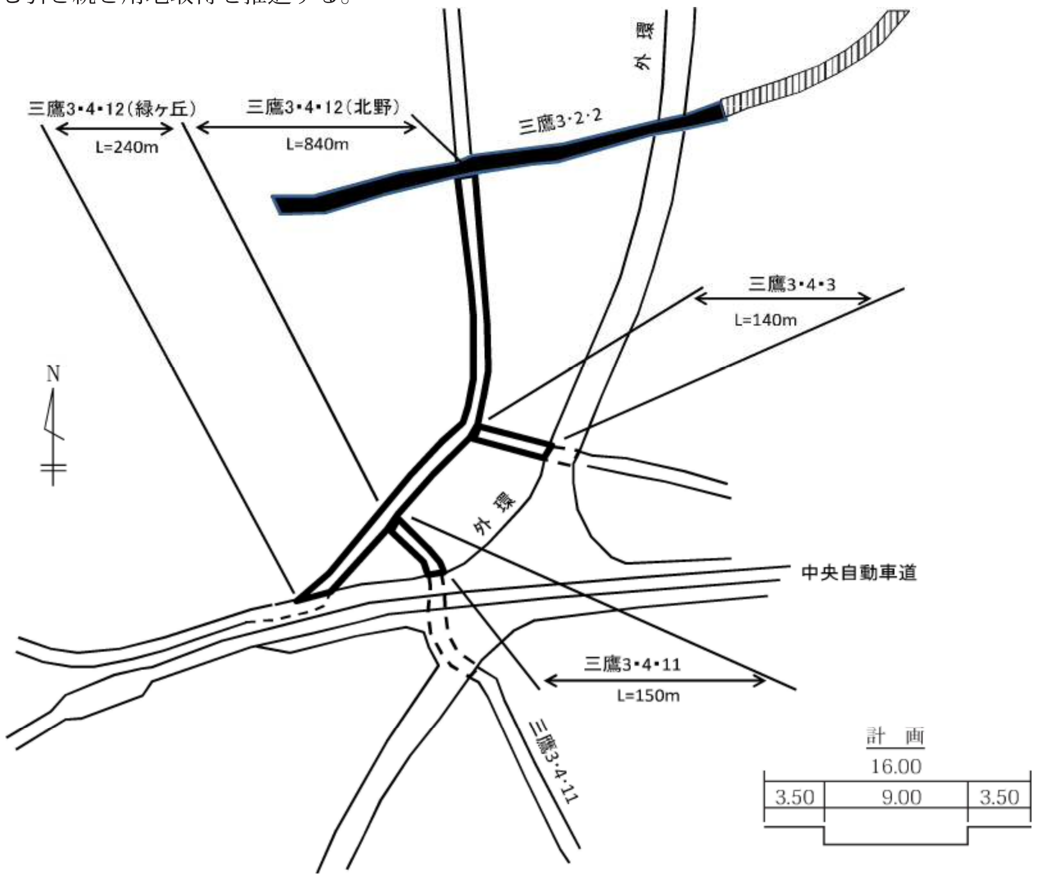

⑷ 橋梁整備事業

都知事管理の橋梁が老朽化し、耐久力や耐震力が不足したものを架替たり、前後道路を交通需要の増加に伴い拡幅整備する場合、その計画に合わせた幅員の橋梁に架替を行う事業である。

当所の管内には、国土交通省管理の一級河川多摩川があり、対岸南側は川崎市及び南多摩東部建設事務所並びに南多摩西部建設事務所が管理する道路が接続している。

＊【多摩川中流部橋梁】

昭和 55 年当時、立川市・日野市地区から調布・狛江市の区間の延長約 18 ㎞の多摩川中流部区間は、市街化が進んでいるにもかかわらず、橋梁の平均架橋間隔が 4.3 ㎞と広く交通需要に十分対応出来る状態ではなかった。

多摩地域の重点施策として急がれている南北幹線道路の整備も、関連する橋梁整備を一体的に行わないとその効果をあげることにはならない。そこで、立日橋から多摩水道橋までの区間を「多摩川中流部」と位置づけ既存橋梁４橋の拡幅架替と３橋の新設を内容とした「多摩川中流部橋梁架橋計画」を策定した。

形式選定を昭和 62 ～ 63 年度で行い、昭和 63 ～平成２年度で橋梁の意匠検討を行い事業に着手した。橋梁群７橋のうち、当所の担当は、下流から多摩水道橋・是政橋・関戸橋及び府中四谷橋の４橋であり、平成 10 年 12 月に府中四谷橋、平成 13 年３月に多摩水道橋、平成 24 年６月に是政橋を交通開放し、現在は関戸橋の架け替え事業を進めている。

その他の３橋は南多摩西部建設事務所、南多摩東部建設事務所及び東京都道路公社が担当した。

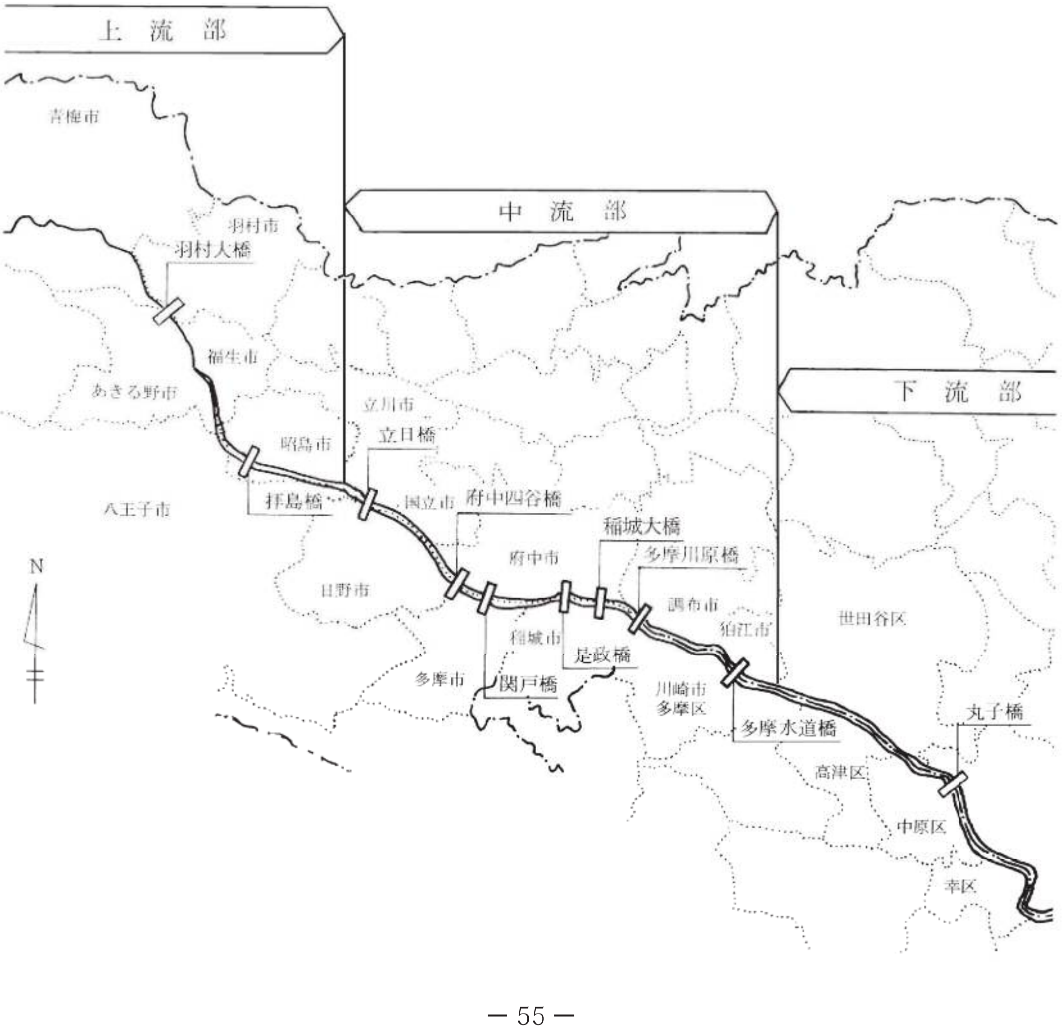

①　是政橋（主要地方道川崎府中線、第９号）

旧橋は、昭和 32 年竣工で、橋長 396.3 m、幅員 8.0 m（車道 6.5 m、歩道 1.5 m）で形式はゲルバー鋼床版鈑桁である。

新橋は、橋長 401.0 m、計画幅員は車道 7.5 mから 9.5 m（左岸交差道路との右折レーン）歩道は 5.0 m、形式は３径間連続鋼斜張橋；主桁２箱桁、主塔H型八角形断面で上り下り線を分離した構造である。

Ⅰ期橋（上流側）は、平成５年下部工事に着手、平成 10 年５月に完成した。

旧橋の撤去及び橋脚耐震補強工事は平成 16 年度に完了した。

Ⅱ期橋（下流側）は、構造形式を２径間連続鋼斜張橋＋２径間連続鋼桁橋に変更し、コスト縮減を図り平成17年度から下部工事に着手し、平成21年度末に完成した。

平成 22 年度に、府中市側の取付道路と稲城市側の取付道路及び高架橋架設工事を実施し、平成 23 年３月９日にⅠ期橋からⅡ期橋に交通を切り替えた。

平成 23 年４月 26 日には、南東建と共同して、是政橋と川崎街道を結ぶ多摩３・３・７号線を暫定２車線で交通開放して、府中街道の交通を切り替えた。

平成 23 年度から、供用開始から 13 年経過したⅠ期橋のリニューアル工事（橋面舗装工事、塗装工事）と、残る取付道路及び高架橋架設工事を実施し、平成 24 年６月 28 日に４車線で交通開放した。

平成 24 年度は、稲城市側取付部において、側道部の電線共同溝工事を実施し、下流側側道及び高架橋下通路を交通開放した。

また、平成３年より環境影響評価条例に基づく手続きを進めており、平成29年度に工事完了届を提出し、工事完了後の環境調査を実施する予定である。

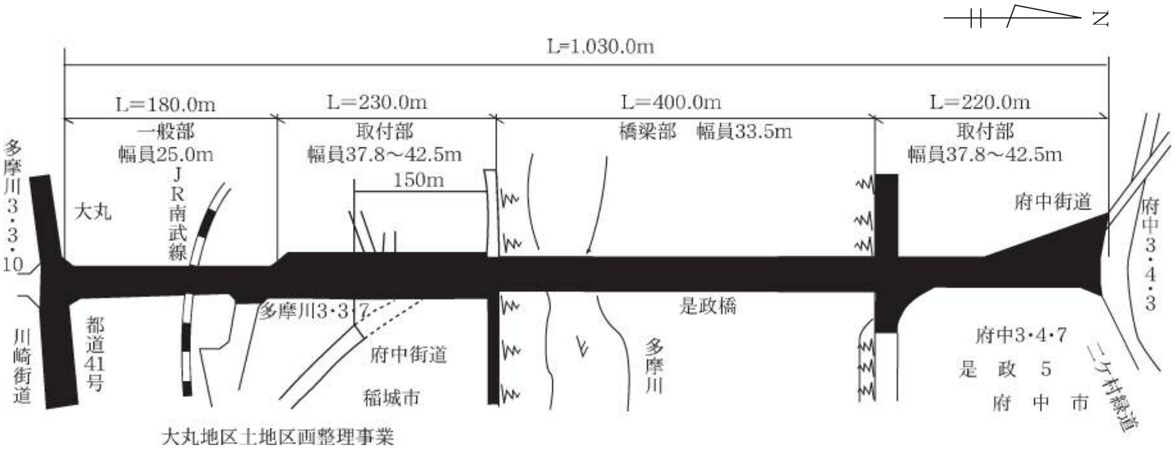

一　般　部（稲城側）

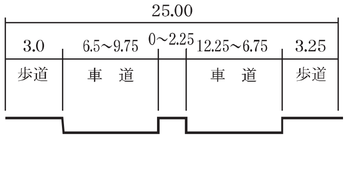

橋梁取付部（府中側）

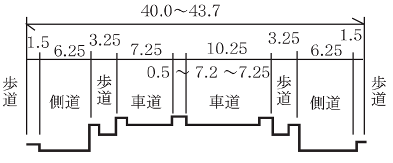

橋梁取付部（稲城側）

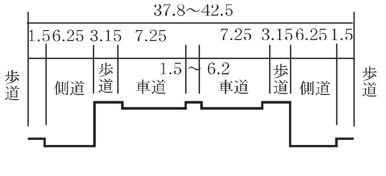

凡　　　例

■ 供用開始区間又は交通開放区間

②　関戸橋（主要地方道府中町田線、第18号）

関戸橋は、上下線で分離された、多摩川に架かる橋梁である。

下流橋は、昭和12年に架設され、橋長375.8ｍ、幅員8.0ｍ（車道8.0ｍ・２車線）の径間ゲルバーＲＣＴ桁である。

上流橋は、昭和46年に架設され、橋長375.8ｍ、幅員12.5ｍ（車道9.5ｍ・３車線、歩道3.0ｍ）の鋼単純合成鈑桁、鋼単純合成箱桁、鋼２径間連続非合成箱桁（２連)、鋼単純合成箱桁である。

下流橋は、架設より70年以上を経年し、また、歩道がないことから、上流側に仮橋を設置して現状の交通機能を確保しながら、下流橋を撤去して、架替・拡幅を行う。新橋（下流橋）は、橋長380.0ｍ、幅員14.0ｍ（車道10.5ｍ・３車線、歩道3.5ｍ）の鋼７径間連続非合成細幅箱桁である。

また、新橋の完成後には、交通を切り替え、上流橋において、床版取替え及び左岸側２径間の架替えを行う。

本事業は、右岸の多摩市を所管する南多摩東部建設事務所との共同事業であり、平成25年度に事業に着手し、平成27年11月河川占用許可が下り仮橋工事（南東建施工）及び府中市側の切り回し道路築造工事（北南建施工）に着手した。

今年度は、引き続き仮橋工事及び取付道路改修工事を行う。

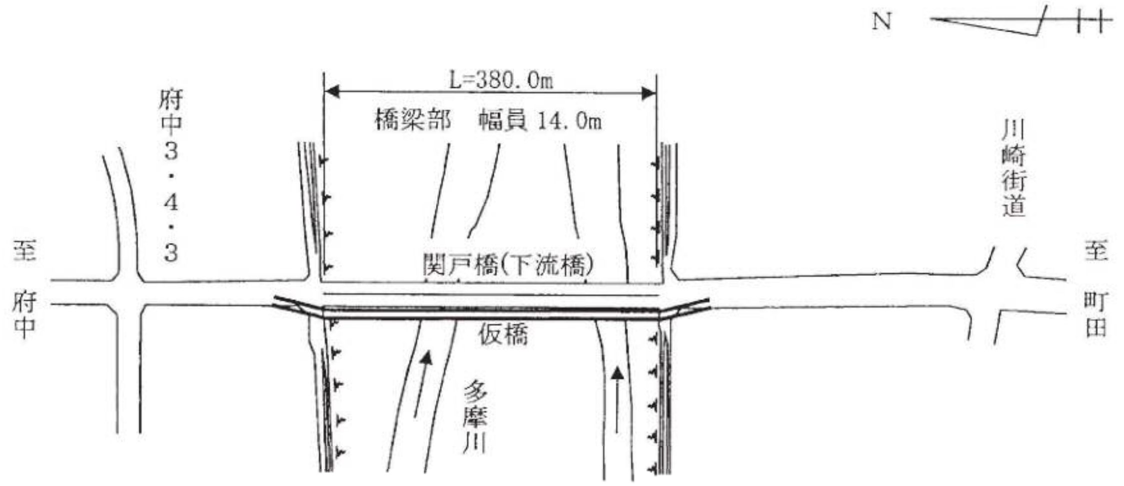

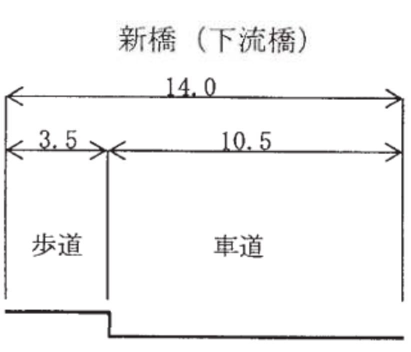

(5)　交通安全施設事業

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づいて実施する事業で、道路管理者が実施するものと都道府県公安委員会が実施するものがある。

道路管理者が行う交通安全施設事業には、歩道設置、交差点改良、車両停車帯設置等の道路の改築に関する事業（旧一種事業）と、街路灯、防護柵、道路標識等の道路の付属物や区画線設置等に関する事業（旧二種事業）とに分けられている。

当所においては、道路の改築に関する事業を工事第二課が、その外の事業を補修課が担当して行っている。

≪歩 道 整 備≫

①　一般都道ひばりヶ丘停車場（第112号）線

本事業は、街路事業（西東京３・４・20号線）で整備された区間の北側において、都市計画線から外れた都道112号線について、西東京３・４・11号線（西東京市谷戸町三丁目）交差点までの区間延長720 mを幅員12 m（歩道2.5 m×２、車道7.0 m）に拡幅整備し、歩行者の安全を確保するとともに電線共同溝を整備するもので、昭和61年度から事業に着手している。

平成27年度までに、延長1,215 m（片側）の歩道整備と延長830 mの電線共同溝の整備が完了した。

〔用地〕

昭和61年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約94%となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

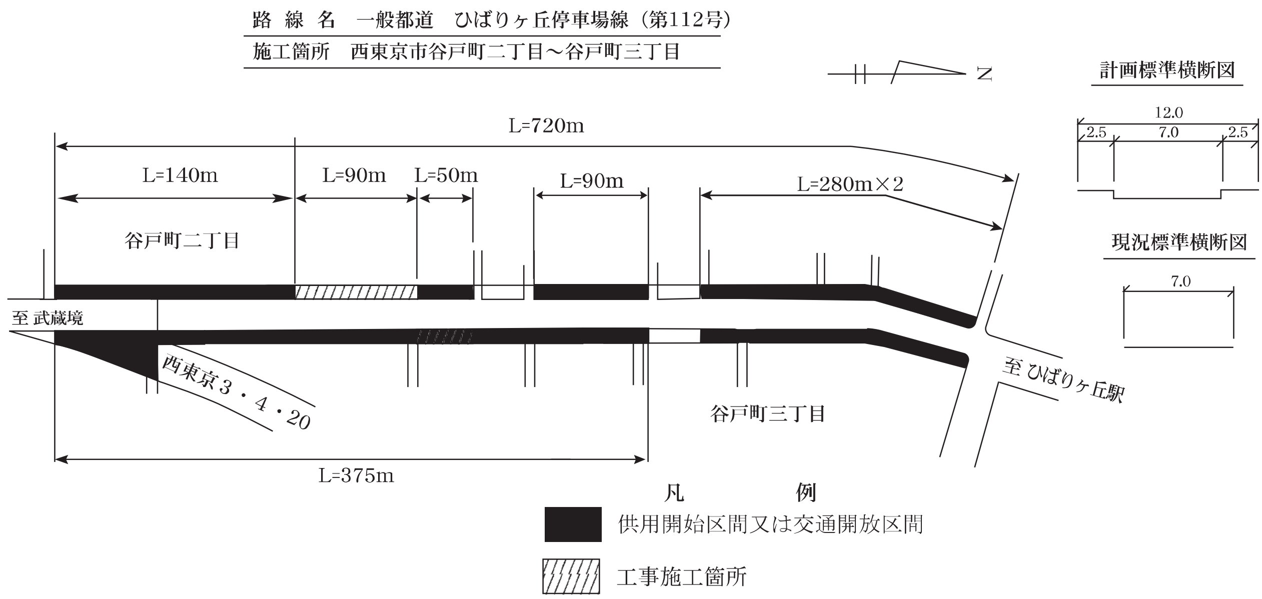

② 一般都道府中調布（第 229 号）線　府中市若松町１～白糸台１

本事業は、旧甲州街道のうち、現道幅員内に歩道設置を行うことが困難な区間であり、未整備の区間である。

府中市若松町一丁目（京王線東府中駅前）から府中３・５・14号線府中市白糸台一丁目の区間延長約820ｍの区間、計画幅員11ｍ（車道７ｍ、歩道２ｍ×２）について事業実施することとした。当面、京王線東府中駅前から府中３・４・７号線（新小金井街道）間延長240ｍについて整備を行うものとし、平成15年度に府中３・４・７号線から西側の約70ｍについて工事が完了した。

〔用地〕

平成６年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 47％となっている。

③ 一般都道府中三鷹（第 110 号）線 【人見街道】

本路線は、古くからの街道であり、沿道に未だ欅の大木が残されている。現道は歩道がなく７～８ｍの幅員で、歩行者の安全確保のため平成３年 10 月 25 日付けで地元から知事あてに歩道整備の要望が出された。

都道 123 号線（三鷹上連雀一丁目）大沢交差点から三鷹３・４・18 号線（かえで通り）との交差点までの 580 ｍについて、樹木を残しながらの計画幅員について検討し、再三にわたる地元住民との協議を重ねた結果、基本的な幅員構成について、車道は７ｍ、歩道は、欅のない部分は３ｍ、欅を残す部分は 4.5 ｍとすることで合意が得られた。平成９年２月 19 日事業説明会を行い、現況・用地測量を平成 10 年度に行い、平成 12 年度から用地取得に着手した。また、平成 15 年度から工事に着手し、平成 28 年度までに 995 ｍ（片側）の歩道整備が完了した。平成 29 年度は、北側歩道 40 ｍ及び南側歩道 30 ｍの整備完了を予定している。

〔用地〕

平成 12 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 91％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

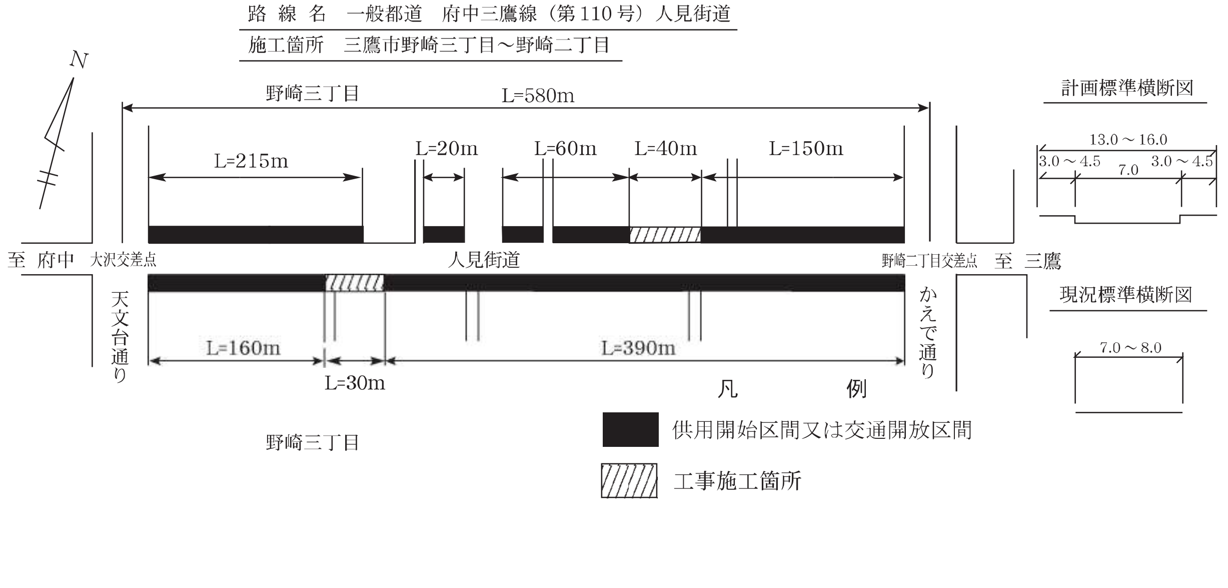

④一般都道武蔵野狛江（第 114 号）線　【吉祥寺通り】三鷹市下連雀五丁目〜六丁目

本事業は、三鷹３・４・14 号線（吉祥寺通り）のうち「交差点すいすいプラン」により拡幅整備された狐久保交差点と下連雀八丁目交差点との間に位置する延長 220 mの区間において、現況約 8.5 mの道路を都市計画幅員 16 mに拡幅し歩道を整備するものである。

平成 27 年度に現況測量、平成 28 年度に用地測量及び交通管理者協議を実施した。

平成 29 年度は都市計画事業認可を取得して用地取得に着手する予定である。

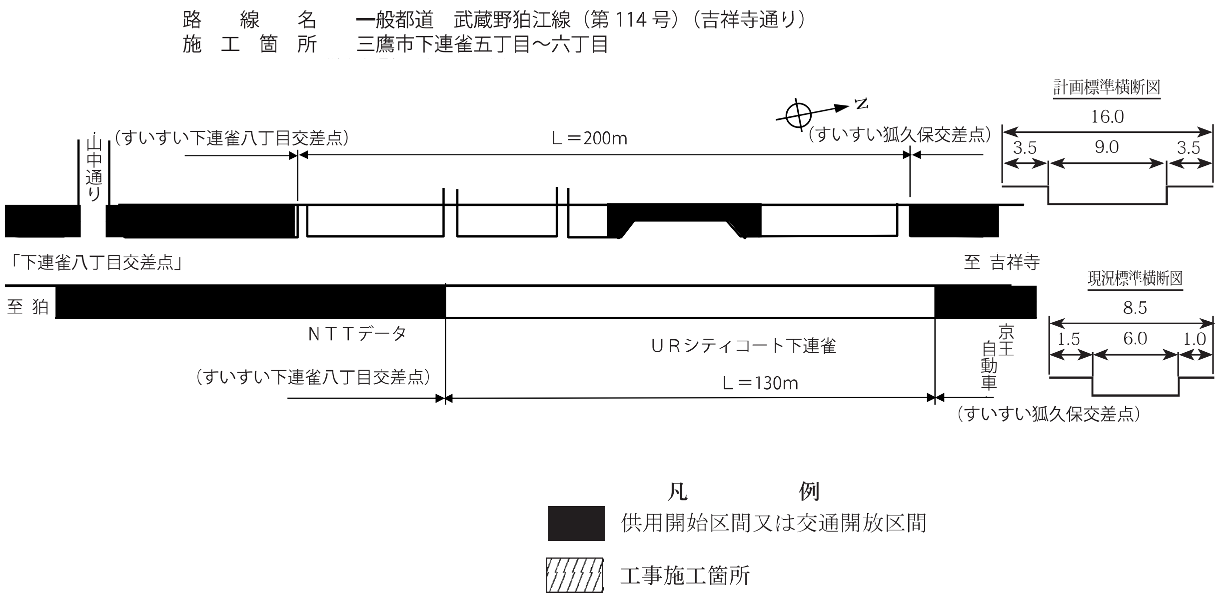

≪自転車・歩行者道整備≫

①　一般都道恋ヶ窪新田三鷹（第 134 号）線【連雀通り】

当箇所は、連雀通りのうち井口郵便局交差点の前後 210 mについて、都市計画道路、三鷹３・４・７号線の幅員 16 mにあわせ自転車歩行者道を整備するものである。

平成10年度現況測量、平成11年度用地測量を完了した。平成18年度までに、北側130mと南側210mについて整備を完了した。

〔用地〕

平成 13 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 96％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

一般都恋ケ窪三鷹線

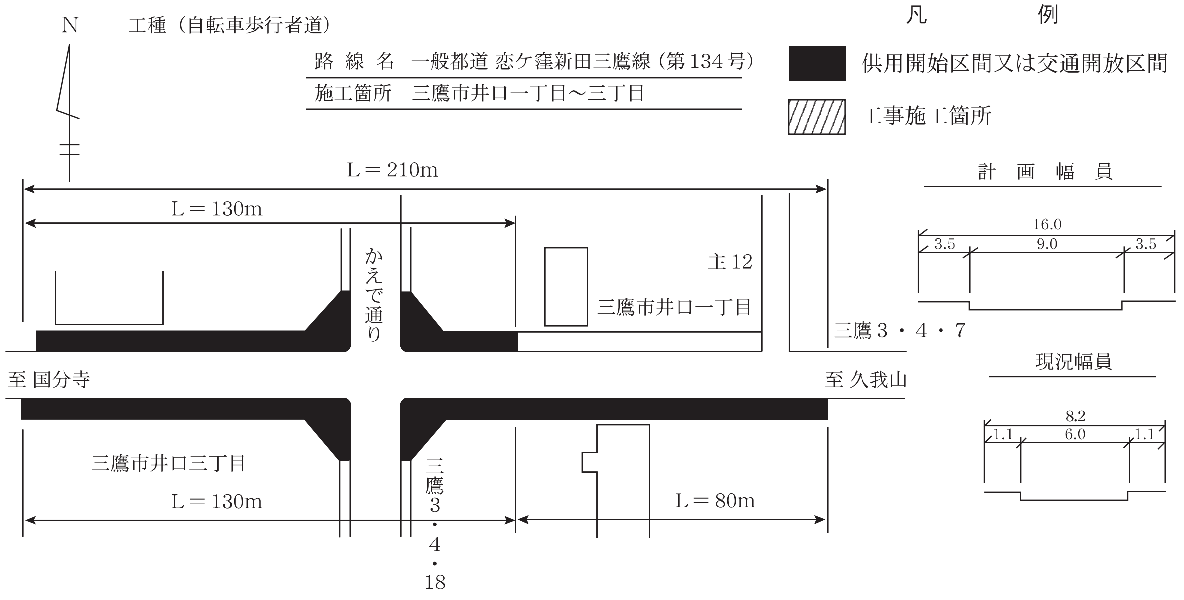

≪第３次交差点すいすいプラン（交差点改良工事）≫

渋滞を緩和し、円滑な道路交通を確保することは、東京の都市再生を実現するうえで、緊急の課題となっている。都はこれまで、比較的短期間に、少額の投資で効果の発揮できる局所的な渋滞対策事業として、右折レーン等を設置して右折待ち車両による渋滞を緩和する「交差点すいすいプラン 100」及び「第２次交差点すいすいプラン」を実施し、平成 26 年度までに当事務所において 14 箇所の交差点について完成または概成した。

平成27年３月、『いまだ発生している渋滞の緩和、周辺状況変化に伴う交通流変化への対応、既に実施済みあるいは他事業と連携した「線の効果」の拡大』を計画の趣旨として、新たな計画箇所を加え、「第３次交差点すいすいプラン」が策定された。計画箇所76箇所のうち、当事務所は26箇所で事業を実施していく。

新規12箇所について、平成27年度に事業化の優先順位を整理し、平成28年度から順次事業化に向けた現況測量や予備設計を実施している。前計画からの継続14箇所については、以下に示す通りである。

①　武蔵野中央交差点（主７号）【№38】武蔵野市中町三丁目～緑町一丁目

本箇所は、武蔵野３・４・10 号線（五日市街道）と武蔵野３・５・19 号線（都道 121 号三鷹通り）との交差点を中心とした延長約 550 m、計画幅員 16 mである。

平成７年度に現況測量を、平成８年度に用地測量を行った。

平成24年度に、三鷹通りから東側の南側延長80mについて街築及び電線共同溝の工事と事業範囲の西端の北側80mの電線共同溝工事を行った。

平成28年度以降は、用地取得が済んでいる区間において電線共同溝等の工事を実施している。

〔用地〕

平成 18 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 70％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

②　吉祥寺北町交差点（主７号）【№41】武蔵野市吉祥寺本町四丁目～吉祥寺北町三丁目

本箇所は、武蔵野３・４・10 号線（五日市街道）と武蔵野３・５・17 号線（成蹊通り）との交差点で延長約 320 m、計画幅員 16 mである。

平成８年８月の事業説明会の後、武蔵野市長及び市議会議長あて、事業の見直しを求める陳情書が提出された。

要旨は、①右折レーンの設置による渋滞解消の疑問、②道路拡幅により交通量増加を伴い健康被害への憂慮、③都市計画線が北に片寄って拡幅することへの疑問である。本陳情書は不採択とされたが、再度、10 年 10 月に陳情書が出され、これも平成 11 年２月の議会で不採択となった。

地元住民との再度に渡る交渉から、成蹊通り（武蔵野３・５・17 号線）が北方向に通り抜けていないこともあり、当面、交差点から東側延長約 160 mの区間の拡幅及びバスベイの設置を行うこととして、住民の了解を取り、平成 11 年度に用地測量を行った。

平成 15 年度には、成蹊大学前のバス停工事を行った。

〔用地〕

平成 13 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率（160 m区間）は約 81％となっている。

③　関前三丁目交差点（主７号）【№42】武蔵野市関前三丁目～八幡町三丁目

本箇所は、武蔵野３・４・10号線（五日市街道）と武蔵野３・３・６号線（調布保谷線）との交差点で、延長240 m、計画幅員16 mである。

平成８年９月に事業説明会を行い、現況測量に着手し、平成９年度後期に用地測量を実施した。

平成15年度から工事を実施し、平成21年度までに東側の全幅約80 mについて、平成23年度には交差点を含む西側約140 mの街築及び電線共同溝の工事を実施した。

〔用地〕

平成10年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約92％となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

④　府中刑務所角交差点（主17号）【№44】府中市栄町三丁目～晴見町四丁目

本箇所は、市道と交差する府中３・４・22号（府中街道）を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成18年度に、地元説明を行い、用地測量を実施した。

平成22年度から用地買収に着手している。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

⑤　府中栄町三丁目交差点（主17号）【№45】府中市栄町三丁目

本箇所は、平成11年７月に一般開放した東京八王子線立体部側道との交差点で、延長330 m、計画幅員16 mであり、南側の府中刑務所角交差点事業区間と連続する。

平成６年度に現況測量を実施し、平成８年度に用地説明会を行い事業に着手した。

平成16年度から、東八以北の約50 mについて北北建に委託し、平成18年度に完成した。

平成17年度に、東八以南東側区間延長約110 mの街築工事を行った。

〔用地〕

平成８年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約34％（北南建実施区間）となっている。

⑥　市民球場前交差点（主17号）【№46】府中市寿町二丁目～三丁目

本箇所は、府中３・４・22号線（府中街道）と府中３・５・10号線（府中市道）との交差点で、延長270 m、計画幅員16 mである。

平成８年度に現況測量、平成９年度に用地測量に着手、平成10年度に用地説明会を行い事業に着手した。

平成20年度以降中断していた工事を平成28年度に再開した。平成29年度は、拡幅部の工事を実施し右折レーンを新設する。

〔用地〕

平成11年度から用地取得に着手し、平成28年度末までに全ての用地を取得した。

⑦　ＪＡむさし三鷹支店交差点（一110号）【№54】下連雀九丁目～三鷹市新川六丁目

本箇所は、三鷹３・５・15号（三鷹市道）と交差する一般都道府中三鷹線（人見街道）を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成19年度に地元説明を行い、用地測量を実施した。平成24年度から街築工事に着手し、平成29年度は、南東の歩道整備約70 mを実施して事業完了を予定している。

〔用地〕

平成21年度から用地取得に着手し、平成28年度末までに全ての用地を取得した。

⑧　四軒寺交差点（一113号）【№55】武蔵野市吉祥寺東町一丁目～吉祥寺北町一丁目

本箇所は、一般都道関町吉祥寺線（116号吉祥寺通り）と接続する武蔵野3・4・11号を拡幅し、右左折レーンを設置する計画である。

平成29年度は交差点付近北側の拡幅部歩道を整備する予定である。

〔用地〕

平成23年10月、都市計画事業の認可を取得し、用地買収に着手した。平成28年度末の取得率は約54%となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

⑨　下連雀八丁目交差点（一114号）【№56】三鷹市下連雀五丁目～八丁目

本箇所は、三鷹3・4・14号線（吉祥寺通り）と三鷹3・4・5号線（三鷹市道）との交差点で、延長440m、計画幅員16mである。

平成8年度に現況測量を、平成10年度に用地測量を実施し、平成15年度に用地取得に着手した。

平成16年度には工事着手し、平成27年度までに延長705mとついて歩道及び電線共同溝の工事を実施した。

平成28年度は、交差点東側の延長70mについて街築及び電線共同溝の工事を発注し、平成29年度には交差点改良が完了する予定である。

〔用地〕

平成28年度末の取得率は約99%となっている。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

⑩　下布田交差点（一121号）【№57】調布市八雲台一丁目～布田二丁目

本箇所は、国道20号線（甲州街道）と交差する調布3・4・26号（三鷹通り）を拡幅し、南側に右折レーンを設置する計画である。

平成20年度に地元説明、現況測量を実施し、平成21年度には用地測量を行い、平成22年8月に都市計画事業の認可を取得した。

平成29年度は、西側拡幅部（交差点の南北）電線共同溝整備に着手する予定である。

〔用地〕

平成23年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約79%となっている。

今年度も引き続き、用地取得を推進する。

⑪　深大寺五差路交差点（一121号）【№58】調布市深大寺東町五丁目～深大寺元町五丁目

本箇所は、調布3・4・26号線（三鷹通り）と市道との変形した五差路で、延長420m、計画幅員16mである。

平成8年1月に現況測量に着手、平成8年度末に用地測量が完了し、事業に着手した。

平成14年度に工事着手し、平成22年度までに右折レーンの整備は既成している。

平成29年度は、用地取得の進捗に合わせた工事を予定している。

〔用地〕

平成10年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約90％である。

今年度も引き続き用地取得を推進する。

⑫　府中栄町ＰＢ前交差点（一133号）【№59】府中市栄町一丁目～二丁目

本箇所は、東八道路と交差する府中３・４・21号を拡幅し、北側に右折レーンを設置する計画である。

平成17年度に事業、測量及び用地の説明会を行い、平成18年度に東側の暫定歩道整備を行い、平成24年度には用地取得を完了した。

平成27年度に右折レーン設置工事に着手し、平成28年度に事業完了した。

⑬　保谷小前交差点（主36号・一233号）【№72】西東京市泉町三丁目～保谷町六丁目

本箇所は、一般都道東大泉田無線と主要地方道保谷志木線の交差点において道路を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成19年度に地元説明、現況測量を実施し、平成21年度には用地測量を行い、平成23年度から用地取得に着手した。

平成29年度は用地取得状況に合わせて工事を実施する予定である。

⑭　保谷新道交差点（一233号）【№73】西東京市保谷町五丁目～四丁目

本箇所は、新青梅街道と交差する一般都道東大泉田無線を拡幅し、右折レーンを設置する計画である。

平成28年度に現況測量を実施し基本設計に着手した。平成29年度は交通管理者との協議を予定している。

≪バスベイの設置（車両停車帯）≫

都内における慢性的な交通渋滞の一因として二車線道路及び骨格幹線道路におけるバスの停車が、道路の交通処理能力を著しく低下させていることがあげられる。

また、バスの停車は交通渋滞を招くばかりでなく、見通しを阻害することによる正面衝突事故の原因や、歩道がない道路では、自転車や歩行者の通行に対しての障害ともなっている。

そこで、道路交通の円滑化と安全を図るため、バス停留所にバスベイを設置している。

平成18年度に大沢バス停（天文台通り、三鷹市大沢三丁目)、平成21年度に、第五小学校前バス停（五日市街道、武蔵野市八幡町一丁目）で、用地取得及び工事を行った。

平成24年度には、稲荷神社前のバス停（五日市街道、武蔵野市緑町一丁目）で用地取得を行い、平成28年度に工事を実施した。

⑹　その他当所関連事業

①　市町村土木補助事業

市町村道は、国道や都道と一体となって道路網を形成し、地域交通を支えると共に日常における地域交通や電気・上下水道などのライフラインの収用スペースとして、また、安全で良好な生活環境の形成に不可欠な基盤施設であるが、国道、都道に比べ整備は遅れている。

都は、市町村に対する補助事業を通じて、市町村への財政的、技術的支援を行いながら、市町村道の整備促進とまちづくりを推進しており、当所管内の７市に対する補助は下表のとおりである。

市町村土木補助事業費調書

（補助率 5/10、3/10　単位：千円）

市町村名	平成29年度内示額			平成28年度内示額		前年度比
	工　種	件数	補助金額	件数	補助金額	
武蔵野市	道路改良	5	245,500	4	227,600	108%
三　鷹　市	道路改良 長寿命化 舗装補修	7	51,977	8	7,198	722%
府　中　市	道路改良 長寿命化 舗装補修	4	435,650	3	342,059	127%
調　布　市	道路改良 長寿命化 舗装補修	18	482,841	9	283,300	170%
小金井市		0	0	0	0	―
西東京市	道路改良 長寿命化 舗装補修	4	116,720	8	81,814	143%
狛　江　市	道路改良 長寿命化 舗装補修	2	18,350	2	3,150	583%
計			1,351,038		945,121	143%

②　第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

【事業の目的】

本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

【事 業 概 要】

⑴　事業期間

平成 29 年度～平成 38 年度（10 か年）

⑵　役割分担

都………用地・補償、無電柱化等に係わる費用

市………設計・工事に係わる費用

⑶　施 工 者

用地・補償、無電柱化等は都が事業者として施行　→　都から市へ委託

工事・設計等は市が事業者として施行　→　道路法第 24 条自費工事として施工

管 内 施 行 箇 所

市 名	路 線 名	延長（m）	備 考
武蔵野市	一般都道123号　境調布線（武蔵野３・４・２）	290	新規（H29～）
三 鷹 市	一般都道134号　恋ヶ窪新田三鷹線（三鷹３・４・７）	235	継 続
調 布 市	一般都道121号　武蔵野調布線（調布３・４・26）	120	継 続
小金井市	一般都道134号　恋ヶ窪新田三鷹線（小金井３・４・１）	250	継 続
	一般都道134号　恋ヶ窪新田三鷹線（小金井３・４・３）	475	継 続
西東京市	一般都道112号　ひばりヶ丘停車場線（西東京３・４・11）	820	新規（H29～）
		2,290	

※（参考）「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」平成21年度～平成28年度施工

完成できない路線については、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業へ編入し、

事業完了を目指す。

Ⅴ　河　　　川

1　河川の現況

河川は公共用物（一般公衆の共同使用に供されるもの）として、洪水等による災害の防止、流水機能の維持、河川敷地等の適正な利用及び河川環境の整備と保全を図るため、総合的な管理を行うことが求められている。

したがって、河川事業とは河川工事、河川管理施設の維持管理、河川敷地の占用許可及び河川に影響を及ぼす行為の制限等の行政処分であり、河川の保全、改修及び利用の増進とこれに付随して行われる一切の行為を含んでいる。

こうした河川事業は、河川法（昭和39年法律第167号）をその根拠としており、国の地方分権推進計画に基づく平成12年４月１日付けの法律の改正により、これまで国からの機関委任事務とされてきた都道府県知事が行う法定河川の管理事務は、河川占用料の徴収事務については都道府県の自治事務となり、それ以外の事務は都道府県への法定受託事務となった。

当所が管理する河川は、表Ⅴ－１に掲げる荒川水系に属する２河川と多摩川水系に属する３河川であり、いずれも一級河川で、その総延長は約33.0㎞である。

表Ⅴ－１

管　理　河　川　調　書

平成28年３月31日現在

<table>
<tr><th rowspan="2">等級</th><th rowspan="2">水系</th><th rowspan="2">河川名</th><th colspan="2">管理区間</th><th rowspan="2">延長
㎞</th><th rowspan="2">流域面積
㎢</th><th rowspan="2">摘要</th></tr>
<tr><th>上流端</th><th>下流端</th></tr>
<tr><td rowspan="8">一級河川</td><td rowspan="3">荒川水系</td><td>石神井川</td><td>左　西東京市向台町6－11
右　西東京市芝久保町1－18　地先</td><td>左　西東京市東伏見3－4
右　西東京市東伏見3－5　地先</td><td>4.2</td><td>10.4</td><td>隅田川へ合流</td></tr>
<tr><td>神田川</td><td>左　三鷹市井の頭3－322
右　井の頭池水門　地先</td><td>左　杉並区久我山3－31
右　三鷹市井の頭1－2　地先</td><td>1.6</td><td>8.8</td><td>隅田川へ合流
水源池
井の頭池</td></tr>
<tr><td colspan="3">小計</td><td>5.8</td><td>19.2</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">多摩川水系</td><td>野川</td><td>左　小金井市貫井南町4－25
右　小金井市貫井南町4－24　地先</td><td>左　狛江市東野川4－30
右　狛江市東野川4－23　地先</td><td>11.6</td><td>30.3</td><td>多摩川へ合流</td></tr>
<tr><td>仙川</td><td>小金井市貫井北町3－5 地先
新小金井街道</td><td>左　調布市緑が丘2－55
右　調布市緑が丘2－56　地先</td><td>13.8</td><td>13.9</td><td>野川へ合流</td></tr>
<tr><td>入間川</td><td>調布市東つつじヶ丘1－18番の7
地先　国道第20号線</td><td>左　調布市入間町2－22
右　狛江市東野川3－20　地先
野川への合流点</td><td>1.8</td><td>3.5</td><td>野川へ合流</td></tr>
<tr><td colspan="3">小計</td><td>27.2</td><td>47.7</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">一級河川計</td><td>33.0</td><td>66.9</td><td></td></tr>
</table>

2　河川の管理

河川管理の目的は、洪水等による災害の発生を防止し、流水機能が正常に維持され、また河川が公共用物として適正に利用されることにある。

この目的に沿って治水、利水及び河川環境の保全との調和を図りながら河川法及び公有土地水面使用規則に基づく許可事務を行うほか、監察業務を行っている。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に対する河川（水路）管理者の同意・協議、河川改修工事の進捗に伴って不用となった旧河川敷地の調査及び廃川処理、並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき指定された府中市日新町一丁目の急傾斜地崩壊危険区域の管理に関する事務を行っている。

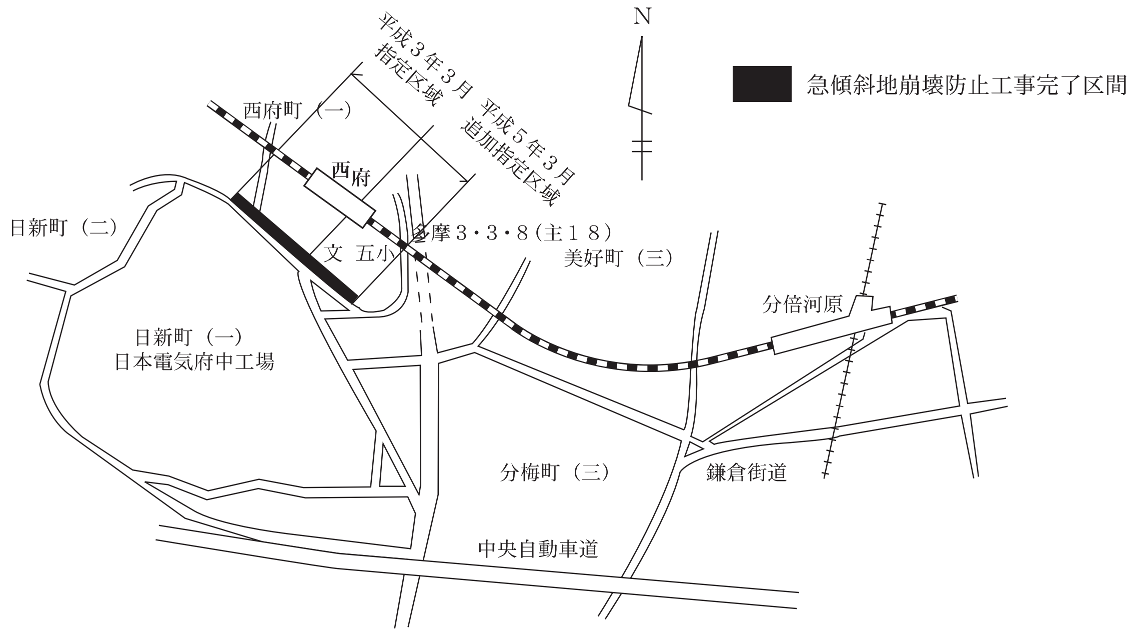

⑴　河川占用等

①　一　級　河　川

当所が管理する法定河川の５河川は全て一級河川であり、これらの河川について河川法に基づき占用許可及び工作物の設置許可等の事務を行っている。

河川敷地の占用については、洪水の安全な流下など本来の機能の維持と併せて、河川環境の保全、レクリエーション活動等の河川使用、町づくりと一体となった河川整備等の多様な要請に応えることができるよう配慮して定められた審査基準である「河川敷地占用許可準則」（平成23年３月改正）に基づいて許可を行っている。

いこいの水辺空間を確保するため、河川環境整備事業により整備された仙川、野川及び神田川の管理用通路等は、地元市の遊歩道やサイクリングロードとして、また石神井川の調節池については運動場や市民広場として地元市が占用のうえ、市民に広く利用されている。

河川区域内の土地はこうした一般公衆の使用の増進を図る目的で許可するもののほか、橋梁、鉄道軌道、

通路、電気・ガス・通信施設等の埋設など社会経済上やむを得ないものに限り許可している。

河川法に基づき許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例（平成28年４月改正）により土地占用料を徴収しており、その占用許可の処理件数及び収入実績は表Ｖ－２、表Ｖ－３のとおりである。

表Ｖ－２

平成28年度河川土地占用許可件数調書

河川名 ＼ 種別		橋・道路・橋梁添架	鉄道軌道・ガス電気通信等の埋設	公園・運動場	電柱・鉄塔	その他(電線・架空線等)	計
荒川水系	神田川	0（ 23）	0（ 69）	0（ 0）	1（ 6）	14（ 14）	15(112)
	石神井川	11（ 99）	52（121）	0（ 5）	1（ 5）	52（105）	116(335)
多摩川水系	野川	15（201）	11（216）	1（ 4）	1（23）	30（ 58）	58(502)
	仙川	16（276）	6（281）	3（ 4）	3（10）	71（132）	99(703)
	入間川	1（ 29）	1（ 24）	1（ 2）	0（ 2）	4（ 18）	7(75)
計（件）		43（628）	70（711）	5（15）	6（46）	171（327）	295(1,727)

（注）（　）内の数は総許可件数を示す。

表Ｖ－３

河川土地占用料収入額調書

年度 ＼ 件数・金額	調定件数	収入額	備考
平成28年度	８２件	９，４８１千円	

②　普通河川

普通河川（水路）の管理は、その規模及び利用の現状から地元市町村が公物管理条例を制定し管理することが望ましいとされていたが、これまで当所管内の各市においては管理条例等の制定がなされず、このため従来からの経緯により東京都が公有土地水面使用規則を根拠として使用許可等の行政管理を行い、維持補修等の機能管理は市が行うという変則的な管理が行われてきた。

この普通河川の水路敷地を橋梁、通路などを目的として許可を受け使用している者から土地使用料を徴収しており、その使用許可の処理件数及び収入実績は表Ｖ－４、表Ｖ－５のとおりである。また、普通河川の管理は、地方分権推進計画により、平成12年４月１日より５年以内を目途にその財産（国土交通省所管の水路敷地）を市町村に譲与し、これまでの機能管理と財産管理及び行政管理を一体として市町村の自治事務として行うこととなった。

これに伴い今までの管内各市の譲与の状況は、平成13年１月１日付けで狛江市、平成14年４月１日付けで三鷹市、調布市、府中市、平成16年４月１日付けで武蔵野市の一部、及び小金井市、西東京市が市内全域を対象として水路等の国有財産の譲与を受けた。これにより各市に対しては使用許可等の資料の引継ぎを行い、当該市内の普通河川は都道など法定公共物の区域に取り込まれているもの等を除き各市の公共物管理条例等に基づき一体的な管理が行われることとなった。

また、東京都が清流復活事業により整備した経緯から、当所において普通河川として機能管理も含め一体的な管理を行なってきた武蔵野市の千川上水についても、平成18年４月１日付で武蔵野市が国有財産の譲与を受けた。その結果、当所において管理している普通河川は都道内水路等のみとなった。

表Ｖ－４

平成28年度公有土地水面使用許可等件数調書

（単位：件）

種別 / 市名	公有土地水面使用許可	河川用悪水路自費工事許可	用途廃止等	都計法第３２条開発行為同意等	計
武蔵野市	0（ 2）	0	0	0	0（ 2）
三鷹市	1（ 4）	0	1	0	2（ 4）
府中市	0（ 7）	0	0	0	0（ 7）
調布市	0（ 6）	0	1	0	1（ 6）
小金井市	0（ 6）	0	0	0	0（ 6）
狛江市	0（ 3）	0	2	0	2（ 3）
西東京市	1（ 7）	0	0	0	1（ 7）
計（件）	2（35）	0	4	0	6（35）

（注）公有理土地水面使用許可の欄（　）内の数は総許可件数を示す。

表Ｖ－５

公有土地水面使用料収入額調書

件数・金額 / 年度	調定件数	収入額	備考
平成28年度	1件	1千円	

⑵ 河川及び急傾斜地の監察

河川区域内へのゴミの投棄や河川敷地の不法使用がなされないように定期的に河川パトロールを実施し、必要に応じて原状回復に向け是正指導等の措置を講じている。

また、河川における油流出や魚浮上等により、流水が著しく汚濁するおそれのある場合には、東京都環境局との連携のもとに水質の汚濁の防止に努めている。

急傾斜地崩壊危険区域においては、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為（区域内での水の放流、工作物の設置、掘削など）の制限を行うほか、崩壊の危険の有無を定期的に確認している。

3　河川の整備

当事務所管内には、石神井川、神田川、野川、仙川、入間川の５河川が流れている。これら中小河川については、安全で快適かつ活力のある都市の再生を目指して、洪水の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに潤いのある水辺の形成や身近な自然の保全･再生を進めることを目的とし、積極的に整備を行っている。

これらの河川流域では、かつては田畑や草木が繁茂する自然地が広がり、保水・遊水機能が保たれていたが急激な市街化により、これらの機能が著しく低下し、雨水が短時間で河川に流入することとなった。

このため、昭和40年以降、継続的な河川改修を行い、１時間あたり30㎜規模の降雨に対処できる整備を昭和61年度に完了させた。その後１時間あたり50㎜規模の降雨に対処できるよう、護岸の整備や調節池の設置などの治水対策を進め、神田川、野川、仙川、入間川（暫定）の整備は完了した。平成17年度からは石神井川に重点を移し、護岸の整備を進めている。

石神井川及び神田川は、平成28年３月に河川整備計画を変更し、流域対策効果を見込んだうえで１時間あたり75㎜規模の降雨に対応できるよう、河道整備に加え調節池を整備する。

一方、近年は治水の役割に加えて、潤いのある水辺空間や地域の風土と文化を形成する重要な要素として、それぞれの個性を活かした川が求められるようになった。

21世紀に入り、更に質の高い自然環境再生の視点から国が創設した自然再生事業に、野川が平成14年度新規採択され、平成16年度に「野川第一、第二調節池地区自然再生協議会」が設立され、平成18年度には全体構想を策定して事業に着手した。

今後とも、管内河川の事業を進めるに際しては、流域住民や市民団体等と情報・意見交換を行うことを目的として設置した流域連絡会などを通じて、都民と行政が協働・連携して、地域に生きた親しめる川づくりを進める予定である。

管内各河川の整備状況は、表Ｖ－６のとおりであり、今年度も中小河川整備事業、河川環境整備事業、河川維持および水防活動などを積極的に行う。

表Ｖ－６

各河川の管内整備状況

（平成29年３月現在）

水　系	河川名	管理延長（㎞）	整備延長（㎞）	50㎜/hrの整備	
				整備済延長(㎞)	整備率（%）
荒　川	石神井川	４.２	４.２	１.０	２４
	神田川	１.６	１.６	１.６	１００
	小　計	５.８	５.８	２.３	４０
多摩川	野　川	１１.６	１１.６	１１.６	１００
	仙　川	１３.８	３.４	３.４	１００
	入間川	１.８	１.７	０	０
	小　計	２７.２	１６.７	１５.０	９０
合　計	５河川	３３.０	２２.５	１７.３	７７

（入間川は暫定整備が完了）

(1) 中小河川整備事業

① 河 道 整 備

中小河川整備事業として、前年度に引き続き、１時間50㎜計画の河道改修を実施している。

ア） 石神井川

当所の管理区間は、練馬区と西東京市の境にある溜渕橋から上流、小平市と西東京市の境までの約4.2㎞である。この区間の30㎜/hr対応の護岸及び河床掘削は昭和63年度までに施行し、暫定整備は完了している。なお、青梅街道交差部190mについては、街路事業で50㎜/hr対応の暗渠を昭和46年度に整備している。

その後、50㎜/hr改修として、平成９年２月に溜渕橋上流から弥生橋上流約590m、平成15年１月に東伏見橋上下流100m〔街路事業：調布保谷線〕、平成19年９月に弥生橋上流から東伏見橋下流約150m、平成25年３月に坂下橋下流から柳沢橋上流約300m合計1,140mの認可を取得し事業を実施している。

平成28年度までにこの区間のうち約1,000mが完成している。

平成29年度は坂下橋から柳沢橋区間の工事を予定している。

平成９年の河川法改正により策定が必要となった河川整備計画については、平成18年３月に「石神井川河川整備計画」として国土交通省の認可を得ている。

１時間あたり75㎜規模の降雨に対応できるよう内容を変更した「石神井川河川整備計画」について、平成28年３月に国土交通省の認可を得ている。

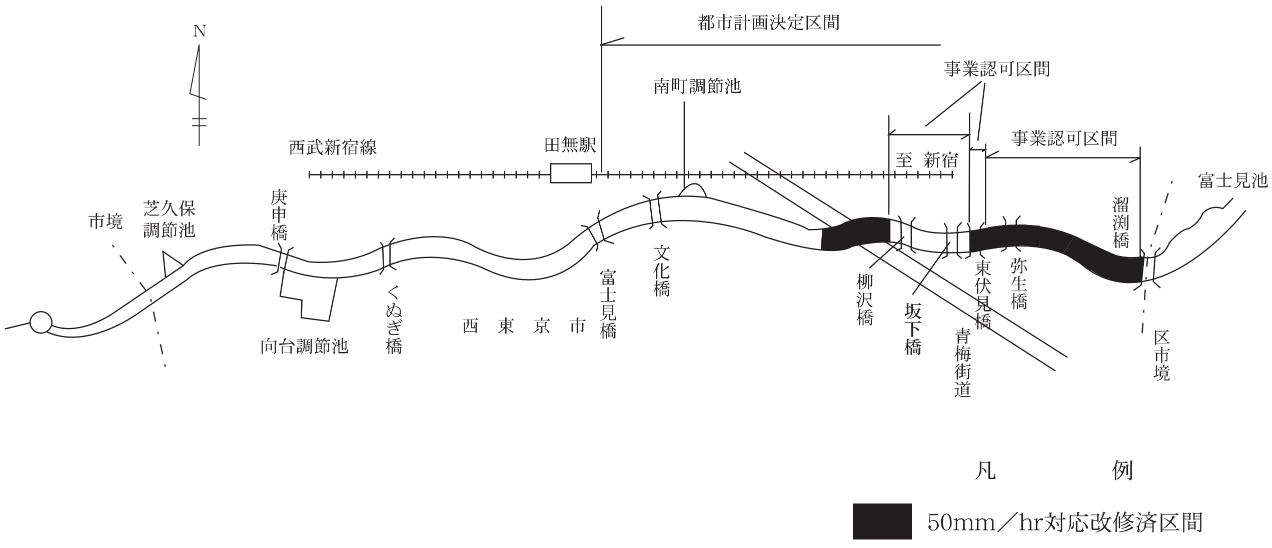

イ） 神 田 川

当所の管理区間は、三鷹市と杉並区の境にあるみすぎ橋から上流、三鷹市井の頭池までの約1.6㎞である。

50㎜/hrの改修工事は昭和53年度よりみすぎ橋から実施し、昭和61年度には、最上流部約350mの井の頭公園内において公園と一体整備により水辺に親しむことのできる親水護岸を構築し、全区間の改修が完了した。

平成９年の河川法改正により策定が必要となった河川整備計画について、平成22年11月に「神田川流域河川整備計画」として国土交通省の認可を得ている。

さらに、１時間あたり75㎜規模の降雨に対応できるよう内容を変更した「神田川流域河川整備計画」について平成28年３月に国土交通省の認可を得ている。

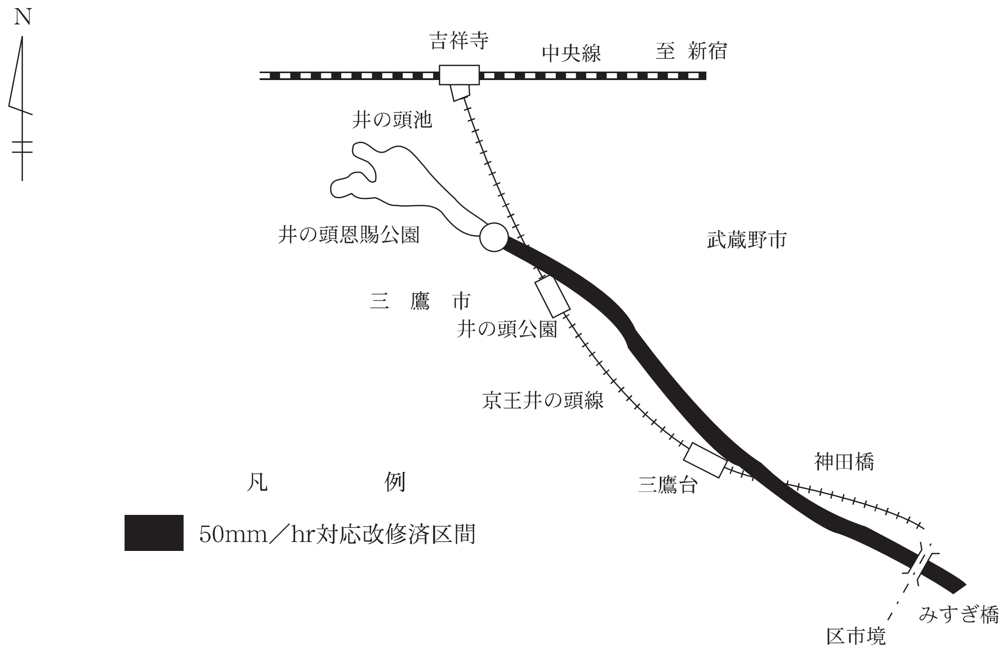

ウ） 野 川

当所の管理区間は、世田谷区と狛江市の境から上流、小金井市と国分寺市の境にある鞍尾根橋までの延長約11.6㎞である。

このうち、世田谷区境から前橋までの区間は昭和53年度の丸山橋架替工事をもって30㎜/hr改修を終了させた。

また、前橋から鞍尾根橋までに至る延長約1.7㎞は、現況河道の改良を実施し、当面の洪水に対処した。

一方、50㎜/hr改修は、昭和55年度から、下流世田谷区境より着手し、新小金井街道上流の坂下橋までの延長約9.1㎞を平成８年度までに完成させた。

また、坂下橋上流から鞍尾根橋までの延長約550mの区間を、平成16年度までに完成させ、管内の改修を完了させた。

なお、本事業実施にあたっては、都民が身近に水と緑にふれあい、憩えるよう水辺環境にも配慮した整備を行っているが、河川環境に対する市民の要望の高まりに対応するため、現河道と調節池及び流域対策の組合せにより、平成６年３月に50㎜/hrの全体計画の見直しを行った。

平成９年の河川法改正により策定が必要となった河川整備計画について、平成18年３月に「野川流域河川整備計画」として国土交通省の認可を得ている。

さらに、入間川分水路の整備を追加して内容を変更した「野川流域河川整備計画」について、平成21年12月に国土交通省の認可を得ている。

また、1時間あたり65㎜規模の降雨に対応できるよう「野川流域河川整備計画」の変更を進めていたが、平成29年7月に国土交通省の認可を得た。

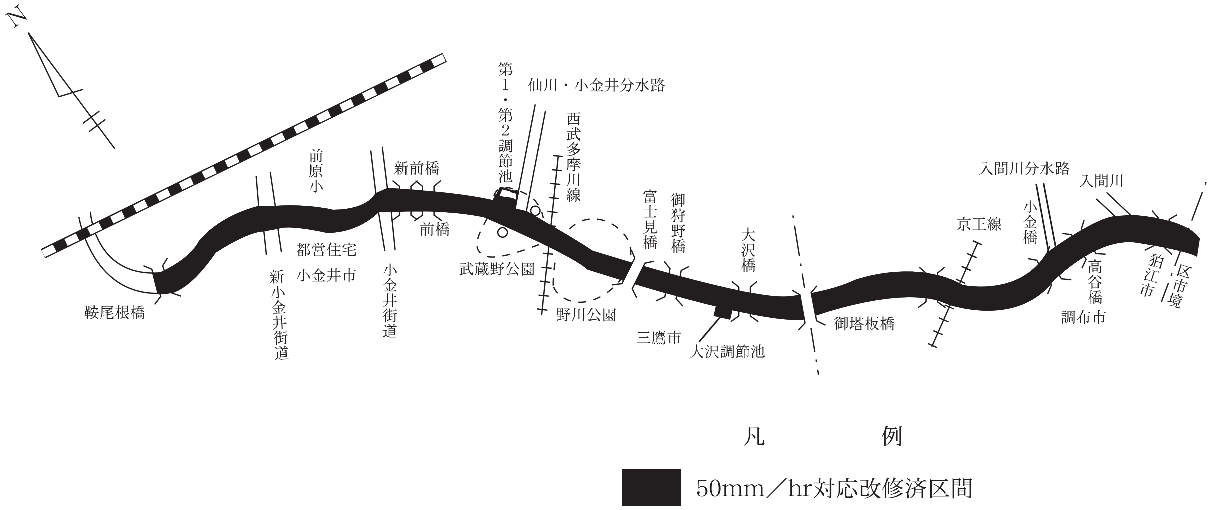

エ）仙　　川

当所の管理区間は、世田谷区と調布市の境から上流、小金井貫井北町の一級河川終点までの13.8㎞である。

このうち、50㎜/hr改修が必要な区間である都道110号線（人見街道）・野川宿橋から国道20号線、仙川橋までの3.4㎞の区間は、平成２年度までに50㎜/hr対応の改修を完了した。

仙川の河川整備計画は、平成18年３月及び21年12月（変更）に「野川流域河川整備計画」として国土交通省の認可を得ている。

オ）入 間 川

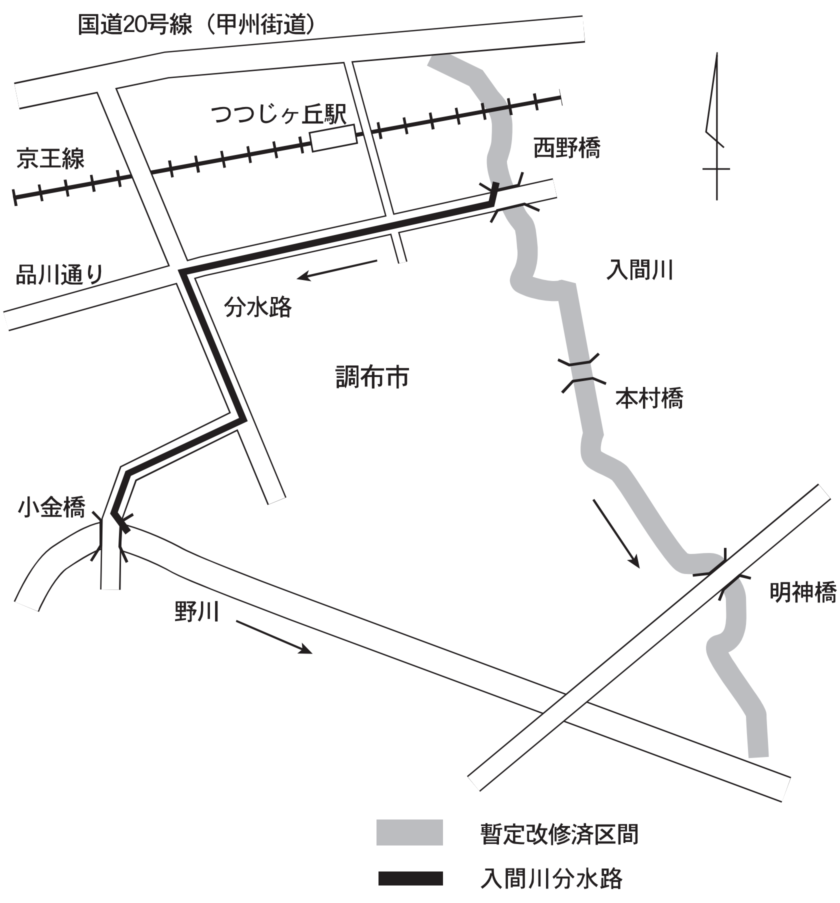

入間川は、野川合流点から国道20号線（甲州街道）までの約1.8㎞の河川であり、全川を当所で管理している。

入間川の改修は、昭和45年より応急防災工事に着手し、引き続き河床の中央部に低水路を設ける局部改良工事を昭和61年度から実施した。平成元年度には西野橋から一級河川終点の国道20号線（甲州街道）付近までの約360mを施工し、入間川の暫定改修工事は完了した。

その後、平成17年９月の豪雨で発生した中上流部における水害を早期に解消するため、西野橋上流から取水し、野川の小金橋に至る全長1,230mの入間川分水路を新たに計画し、平成22年度～ 25年度に整備を行った。

入間川分水路の整備を追加して内容を変更した「野川流域河川整備計画」について、平成21年12月に国土交通省の認可を得ている。

表Ⅴ－７

管　内　分　水　路

（平成29年６月現在）

	仙川・小金井分水路	入間川分水路
所在地	仙川花見橋～野川小金井新橋下流	入間川西野橋～野川小金橋
施行年度	Ｓ４９～Ｓ５３	Ｈ２２～Ｈ２５
延長	１，９００ｍ	１，２３０ｍ
勾配	０．４７％	０．３８％
構造	円形管　内径２．８ｍ	円形管５７０ｍ　内径２．２ｍ ボックスカルバート６２０ｍ　２ｍ×２ｍ 取水施設　４０ｍ
流量	最大８㎥／秒	最大１０㎥／秒

② 調　節　池

都では１時間50㎜の降雨に対応できるよう下流から河道改修を進めているが、全川が改修されるまでにはかなりの年月が必要となる。

そこで水害を軽減する方法として河川沿いに適地があれば、洪水の一部を貯留する調節池を設けることが効果的である。当所管内の調節池は６箇所完成し、洪水対策はもとより、周辺を緑地として、公園・スポーツ広場等として多目的に利用している。

管内で最も新しい野川の大沢調節池については、平成10年度に整備に着手し、平成15年度に完成した。

石神井川及び神田川は１時間あたり75㎜規模の降雨に対応できるよう、平成28年３月に河川整備計画を変更し、石神井川で４箇所、神田川で１箇所の調節池を整備する。

また、野川では１時間あたり65㎜規模の降雨に対応できる調節池の整備を含めた河川整備計画の変更を進めていたが、平成29年７月に国土交通省の認可を得た。

平成28年度より野川大沢調節池の規模拡大整備を実施しており、平成29年度は地下連続地中壁工事を実施している。

表Ｖ－８

管　内　調　節　池

（平成29年６月現在）

	石神井川			野川		
	芝久保	南町	向台	第一	第二	大沢
所在地	西東京市芝久保一丁目	西東京市南町一丁目	西東京市向台五丁目	小金井市東町五丁目	小金井市中町一丁目	三鷹市大沢五・六丁目
施行年度	S 49 ～ 56	S 55	S 57 ～ 58	S 57 ～ 58	S 62 ～平成元	平成10 ～平成15
敷地面積	9,500㎡	8,000㎡	30,200㎡	16,600㎡	18,200㎡	42,100㎡
池面積	9,500㎡	4,610㎡	26,900㎡	14,800㎡	16,900㎡	38,000㎡
計画水位	2.6m	2.85m	2.88m	1.8m	1.9m	2.5m
計画貯留量	11,000㎥	12,000㎥	80,900㎥	21,000㎥	28,000㎥	90,000㎥

⑵　河川環境整備事業

①　いこいの水辺の整備事業

野川、仙川、神田川の昭和62年度までに50㎜/hr改修の完了した箇所において、都民が身近に水と緑にふれあい、憩えるような水辺空間を確保するため、管理用通路等を利用して遊歩道や緑地・スポット広場などの整備を実施した。現在、各市（小金井市、三鷹市、調布市、狛江市）と維持管理協定を締結し、整備済み箇所の維持管理の一部を委託している。

②　野川の水涸れ対策

平常時の水量が少なくなっている野川の現状に対し、水量回復と水涸れの解消が、重要な課題となっている。このため水涸れ対策として、平成８年度及び11年度に箕輪田橋から車橋、その後、平成13 ～ 14年度に天神橋から仙川小金井分水路及び箕和田橋から谷戸橋付近までの区間、平成19年度に坂下橋から

荒巻橋、平成20年度に前原小学校の下流から新前橋までの区間において、低水路に不透水層を設ける工事（粘性土張り工事）を実施した。

平成21年度には、次期工事箇所である天神橋上流に貴重種（キンヒバリ：コオロギ科）が確認されていたため、モニタリング調査を行った。モニタリング調査は、平成20年度工事箇所の植物等の再生状況を市民団体等と共に実施した。調査の結果、良好な再生状況が確認されたため、平成22年度には天神橋上流～新前橋、平成23年度は、西野台橋上流～荒牧橋下流を施工した。

さらに平成26年度は、前原小学校の上流から西野台橋の工事を施工した。

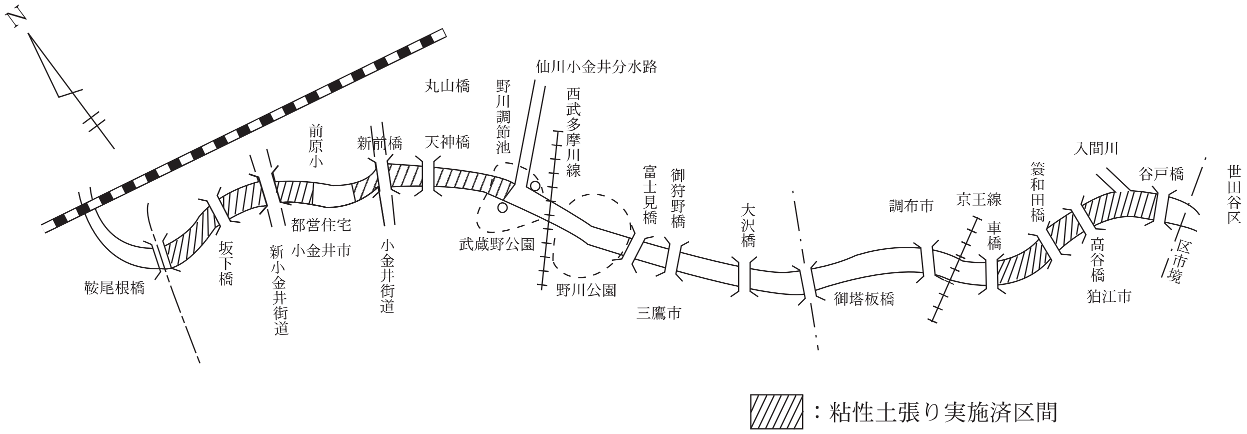

③　野川自然再生事業

野川において、多様で豊富な生きものの生息・生育空間としての湿地環境を創出するため、市民と行政との連携を図りながら、野川第一、第二調節池及びその周辺を対象として整備を行っている。

平成14年度から15年度にかけて生きものの調査等を行い、平成16年度には、自然再生推進法に基づき、市民、学識経験者及び行政からなる「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」が発足した。平成18年度に自然再生全体構想および第一次実施計画書を策定した。

平成18、19年度に田んぼ、湿地、ため池等、平成20、21年度に越流提の緑化、平成22年度に雨水貯留施設の整備が完了した。平成23、24年度に、モニタリング調査結果に基づき、自然再生事業（第一次実施計画）の評価を行い、第二次実施計画書を策定した。平成25、26年度に野川の環境整備（河床粘性土張等）、平成27年度には、田んぼ、深池等の整備を第二次実施計画書に基づき実施した。

平成29年度は、維持管理計画を策定し、今後はこれに基づき適切な維持管理を行っていく。

⑶　河川防災事業

護岸及び河床の形態保存のため、当所では暫定改修済みの石神井川、仙川において、河床の安定及び河川環境改善を目的として、ブロック及びコンクリート等で河床張りを施行し、また、人通りの多い箇所等の転落防止柵の付帯工事を実施し、昭和63年度に工事は完了した。

平成13年度から平成15年度に野川を、平成16年度から平成18年度に仙川の河川洗掘防止工事を実施した。平成19年度から平成20年度に仙川暗きょ部の補修工事を、平成22年度に仙川暗きょ部の除塵機更新工事を実施した。平成26年度に仙川、石神井川、平成27年度に入間川、平成28年度には仙川の護岸補修工事を実施した。

平成29年度は、引き続き仙川の護岸補修工事を実施する予定である。

⑷ 河川維持事業

河川維持事業は、河川の機能を常に良好の状態に保持する事業であり、損傷箇所は早急に補修を行い、災害防止に努め地域住民の安全と河川環境の保全を図るものである。

また、管内河川は、平常時の流量が少なく、河床への土砂、塵芥の堆積、汚泥の沈でんなどが発生し環境衛生上から問題となるので、適時に清掃作業を行い、また、河道には雑草が繁茂するため、夏期及び晩秋に草刈りを行っている。

⑸ 流域連絡会

地域に活きた親しめる川づくりには、都民と行政が共通の認識に基づき、良好なパートナーシップを築くことが重要である。このため、流域の住民や市民団体、関係自治体が一体となり、河川に係わる環境や地域の歴史・文化、河川計画・工事・管理などについて、情報・意見交換を行うことを目的に、流域連絡会を設置している。

当所が事務局を担当する「野川流域連絡会」は、平成12年８月に発足した。平成28年９月から第８期目がスタートし、都民委員30名、行政委員20名の合計50名が水環境分科会、生きもの分科会などを中心に活発に活動している。

また、神田川上流懇談会及び石神井川流域連絡会には、行政委員として参加している。

４ 水　　防

台風や集中豪雨に際して管内水防管理団体（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市、狛江市）の水防活動が円滑に行われるように「東京都水防計画」に基づいて、管内の「地域水防活動の手引き」を策定している。例年、出水期前の５月には水防連絡会を開催し、市役所、消防署、警察署、その他の関係機関と情報交換・意見の調整を行い、「水防計画」の周知徹底を図っている。

管内には河川の水位、雨量を監視するために、水位計13箇所、雨量計７箇所を設置している。また、５箇所の調節池の貯留量を監視、さらに野川大沢調節池、石神井川芝久保調節池、野川鞍尾根橋及び入間川分水路には、テレビカメラ（ＩＴＶ）を設置し映像による水位等の監視を行っている。これらの水防に関する情報については、水防災総合情報システム及び災害情報システムにより、関係機関へ迅速な情報提供を行っている。

管内河川では、水防法に基づき神田川及び野川･仙川を洪水予報河川、石神井川を水位周知河川に指定し、それぞれ基準水位に達した場合等の危険情報を水防管理団体に伝達することとしている。

また、管内５箇所の水防倉庫に水防用資器材を常時備蓄し、水害の防止や軽減に万全を期している。